

## 3つの国内 GCP の比較

治験等において遵守することが必要な GCP は、平成 26 年 7 月 30 日における「医薬品 GCP 省令」及び「医療機器 GCP 省令」の改正<sup>①), ②)</sup>、並びに「再生医療等製品 GCP 省令」の新規公布<sup>③)</sup>にともない 3 つとなり、平成 26 年 11 月 25 日よりこれらは施行されることとなりました。

そこで日本 QA 研究会では、ポケット資料集製作委員会と共同で、これら 3 つの GCP 省令の内容理解が容易となるよう、その主要な改正点・相違箇所等をまとめた資料を作成いたしましたので、皆様にご提供させていただきます。

本資料の配付等はフリーですので、多くの方々の良き治験活動の推進にご活用いただければ幸いです。

(本資料に、万一記載の不備がありましたらご容赦下さい)

<sup>①)</sup> 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年 7 月 30 日 厚生労働省令第 87 号）

<sup>②)</sup> 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年 7 月 30 日 厚生労働省令第 87 号）

<sup>③)</sup> 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年 7 月 30 日 厚生労働省令第 89 号）



## 目次

第1編：3つの GCP 省令の比較くまとめ>

----- P4

①「3つの GCP 省令の用語の比較」

②「医薬品 GCP と他の GCP 省令の主な相違点」

第2編：3つの GCP 省令の比較表く改正点&相違箇所>

----- P6

①改正点の比較：

- 追加箇所を「ブルー」の文字で示した。
- 削除箇所を。「レッド」の二重取消し線で示した。

②主要な相違箇所

- 3つの GCP の「基本的用語の相違箇所」を、「イエロー」のマーカーで示した。(条文番号の相違は含めず)
- 3つの GCP の「内容の主要な相違箇所」を、「グリーン」のマーカーで示した。(条文番号の相違は含めず)

## 第1編：3つの GCP 省令の比較＜まとめ＞

### \*1 3つの GCP 省令における使用用語の比較

医薬品 GCP		医療機器 GCP		再生医療等製品 GCP	
薬	各条	機器	各条	製品	各条
副作用	4, 20, 48 条	不具合	4, 28, 68 条	不具合	4, 28, 68 条
毒性	5, 8 条	安全性	5, 8 条	安全性	5, 8 条
薬理作用	5, 8 条	性能	5, 8 条	効能、効果及び性能	5, 8 条
化学名	8, 16 条	原材料名	8, 24 条	構成細胞、導入遺伝子	8, 24 条
溶解方法	16 条	使用方法	24 条	使用方法	24 条
用法又は用量	16 条	操作方法又は使用方法	24 条	用法、用量又は使用方法	24 条
再審査	56 条	使用成績評価	76 条	再審査	76 条
製造販売後臨床試験国内 管理人	56 条	選任外国製造医療機器等製造販 売業者	76 条	選任製造販売業者	76 条

\*1 : 各 GCP における主な用語の相違点と、企業治験におけるその記載がある条文をまとめた

## 医薬品 GCP と他の GCP 省令との主な相違点<sup>\*2</sup>

項目	医療機器 GCP	再生医療等製品 GCP
①治験協力者＆医療機関で専門知識を有する職員の確保： 「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「臨床工学技士」も含む	2, 4, 54 条	—
②有害事象：被験者以外（医療関係者等）に生じた疾病／障害も含む	2 条	—
③治験機器概要書：「構造・原理に関する事項」の記載が必要	8 条	—
④契約前の交付の禁止：他の治験契約に基づき、すでに当該実施医療機関に当該機器が存在する場合は除く	11 条	—
⑤機器／製品の包装：汚染や劣化の恐れがない場合は包装不要	24 条	24 条
⑥機器の表示：包装／被包でなく、機器に直接記載しても良い	24 条	—
⑦交付：必要に応じ使用／取扱方法等の教育訓練を実施すること	24 条	24 条
⑧交付：瑕疵のない状態で交付すること	25 条	—
⑨監査：開発／モニタリングの担当部門ではなく、担当者は実施不可	31 条	31 条
⑩記録の保存：条件／期限付き承認品目は、規定から除外される	—	34 条
⑪治験責任医師からの SAE 報告：SAE 発生時に加え、SAE 発生のおそれがあると認めた場合も含める	68 条	68 条
⑫説明文書：「治験参加を取りやめる場合の治験機器／製品の取扱いに関する事項」の記載が必要	71 条	71 条

\*2：医薬品 GCP 省令との主な相違点と、企業治験におけるその記載がある条文をまとめた

## 第2編：3つのGCP省令の比較表＜改正点＆相違点＞

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成9年3月27日厚生省令第28号) 最終改正:平成26年7月30日厚生労働省令第87号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成17年3月23日厚生労働省令第36号) 最終改正:平成26年7月30日厚生労働省令第87号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成26年7月30日厚生労働省令第89号)
<b>第1章 総則</b>		
(趣旨) 第1条 この省令は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図り、治験の科学的な質及び成績の信頼性を確保するため、 <b>薬事法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> (以下「法」という。)第14条第3項(同条第9項及び法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)並びに法第14条の4第4項及び第14条の6第4項(これらの規定を法第19条の4において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する <b>厚生労働大臣の厚生労働省令で定める基準</b> のうち <b>医薬品の臨床試験の実施に係るもの</b> 並びに <b>法第80条の2第1項、第4項及び第5項に規定する厚生労働省令</b> で定める基準を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この省令は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図り、治験の科学的な質及び成績の信頼性を確保するため、 <b>薬事法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> (以下「法」という。) <del>第14条第3項(同条第9項及び法第19条の2第5項)</del> <b>第23条の2の5第3項 (同条第11項及び法第23条の2の17第5項)</b> において準用する場合を含む。以下同じ。)並びに法第14条の4第4項及び第14条の6第4項(これらに規定する <b>厚生労働大臣の厚生労働省令で定める基準</b> のうち <b>医療機器の臨床試験の実施に係るもの</b> 並びに <b>法第80条の2第1項、第4項及び第5項に規定する厚生労働省令</b> で定める基準を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この省令は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図り、治験の科学的な質及び成績の信頼性を確保するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第23条の25第3項(同条第9項(法第23条の37第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び法第23条の37第5項において準用する場合並びに法第23条の26第5項(法第23条の37第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)において読み替えて適用する場合を含む。第32条第3項及び第43条第3項において同じ。)並びに法第23条の29第4項及び第23条の31第4項(これらの規定を法第23条の39において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する <b>厚生労働省令</b> で定める基準のうち <b>再生医療等製品の臨床試験の実施に係るもの</b> 並びに <b>第80条の2第1項、第4項及び第5項に規定する厚生労働省令</b> で定める基準を定めるものとする。
(定義) 第2条 この省令において「製造販売後臨床試験」とは、 <b>医薬品</b> の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第171号)第2条第4項に規定する製造販売後臨床試験をいう。 2 この省令において「実施医療機関」とは、治験又は製造販売後臨床試験を行う医療機関をいう。 3 この省令において「治験責任医師」とは、実施医療機関において治験に係る業務を統括する医師又は歯科医師をいう。 4 この省令において「製造販売後臨床試験責任医師」とは、実施医療機関において製造販売後臨床試験に係る業務を統括する医師又は歯科医師をいう。 5 この省令において「被験薬」とは、治験の対象とされる <b>薬物</b> 又は製造販売後臨床試験の対象とされる <b>医薬品</b> をいう。	(定義) 第2条 この省令において「製造販売後臨床試験」とは、 <b>医療機器</b> の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第38号)第2条第4項に規定する製造販売後臨床試験をいう。 2 この省令において「実施医療機関」とは、治験又は製造販売後臨床試験を行う医療機関をいう。 3 この省令において「治験責任医師」とは、実施医療機関において治験に係る業務を統括する医師又は歯科医師をいう。 4 この省令において「製造販売後臨床試験責任医師」とは、実施医療機関において製造販売後臨床試験に係る業務を統括する医師又は歯科医師をいう。 5 この省令において「被験機器」とは、治験の対象とされる <b>機械器具等</b> (法第2条第1項第2号に規定する機械器具等をいう。以下同じ。)又は製造販売後臨床試験の対象とされる <b>医療機器</b> をいう。	(定義) 第2条 この省令において「製造販売後臨床試験」とは、 <b>再生医療等製品</b> の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第90号)第2条第4項に規定する製造販売後臨床試験をいう。 2 この省令において「実施医療機関」とは、治験又は製造販売後臨床試験を行う医療機関をいう。 3 この省令において「治験責任医師」とは、実施医療機関において治験に係る業務を統括する医師又は歯科医師をいう。 4 この省令において「製造販売後臨床試験責任医師」とは、実施医療機関において製造販売後臨床試験に係る業務を統括する医師又は歯科医師をいう。 5 この省令において「被験製品」とは、治験の対象とされる <b>人若しくは動物</b> の細胞に培養その他の加工を施したもの若しくは人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有させたもの(以下「加工細胞等」という。)又は製造販売後臨床試験の対象とされる <b>再生医療等製品</b> をいう。

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
6 この省令において「対照薬」とは、治験又は製造販売後臨床試験において被験薬と比較する目的で用いられる医薬品又は薬物その他の物質をいう。	6 この省令において「対照機器」とは、治験又は製造販売後臨床試験において被験機器と比較する目的で用いられる医療機器又は機械器具等その他の物質をいう。	6 この省令において「対照製品」とは、治験又は製造販売後臨床試験において被験製品と比較する目的で用いられる再生医療等製品又は加工細胞等その他の物質をいう。
7 この省令において「治験薬」とは、被験薬及び対照薬(治験に係るものに限る。)をいう。	7 この省令において「治験機器」とは、被験機器及び対照機器(治験に係るものに限る。)をいう。	7 この省令において「治験製品」とは、被験製品及び対照製品(治験に係るものに限る。)をいう。
8 この省令において「製造販売後臨床試験薬」とは、被験薬及び対照薬(製造販売後臨床試験に係るものに限る。)をいう。	8 この省令において「製造販売後臨床試験機器」とは、被験機器及び対照機器(製造販売後臨床試験に係るものに限る。)をいう。	8 この省令において「製造販売後臨床試験製品」とは、被験製品及び対照製品(製造販売後臨床試験に係るものに限る。)をいう。
9 この省令において「被験者」とは、治験薬若しくは製造販売後臨床試験薬を投与される者又は当該者の対照とされる者をいう。	9 この省令において「被験者」とは、治験機器若しくは製造販売後臨床試験機器を使用される者又は当該者の対照とされる者をいう。	9 この省令において「被験者」とは、被験製品若しくは製造販売後臨床試験製品を使用される者又は当該者の対照とされる者をいう。
10 この省令において「原資料」とは、被験者に対する治験薬又は製造販売後臨床試験薬の投与及び診療により得られたデータその他の記録をいう。	10 この省令において「原資料」とは、被験者に対する治験機器又は製造販売後臨床試験機器の使用及び診療により得られたデータその他の記録をいう。	10 この省令において「原資料」とは、被験者に対する治験製品若しくは製造販売後臨床試験製品の使用及び診療により得られたデータその他の記録をいう。
11 この省令において「治験分担医師」とは、実施医療機関において、治験責任医師の指導の下に治験に係る業務を分担する医師又は歯科医師をいう。	11 この省令において「治験分担医師」とは、実施医療機関において、治験責任医師の指導の下に治験に係る業務を分担する医師又は歯科医師をいう。	11 この省令において「治験分担医師」とは、実施医療機関において、治験責任医師の指導の下に治験に係る業務を分担する医師又は歯科医師をいう。
12 この省令において「製造販売後臨床試験分担医師」とは、実施医療機関において、製造販売後臨床試験責任医師の指導の下に製造販売後臨床試験に係る業務を分担する医師又は歯科医師をいう。	12 この省令において「製造販売後臨床試験分担医師」とは、実施医療機関において、製造販売後臨床試験責任医師の指導の下に製造販売後臨床試験に係る業務を分担する医師又は歯科医師をいう。	12 この省令において「製造販売後臨床試験分担医師」とは、実施医療機関において、製造販売後臨床試験責任医師の指導の下に製造販売後臨床試験に係る業務を分担する医師又は歯科医師をいう。
13 この省令において「症例報告書」とは、原資料のデータ及びそれに対する治験責任医師若しくは治験分担医師又は製造販売後臨床試験責任医師若しくは製造販売後臨床試験分担医師の評価を被験者ごとに記載した文書をいう。	13 この省令において「症例報告書」とは、原資料のデータ及びそれに対する治験責任医師若しくは治験分担医師又は製造販売後臨床試験責任医師若しくは製造販売後臨床試験分担医師の評価を被験者ごとに記載した文書をいう。	13 この省令において「症例報告書」とは、原資料のデータ及びそれに対する治験責任医師若しくは治験分担医師又は製造販売後臨床試験責任医師若しくは製造販売後臨床試験分担医師の評価を被験者ごとに記載した文書をいう。
14 この省令において「治験協力者」とは、実施医療機関において、治験責任医師又は治験分担医師の指導の下にこれらの者の治験に係る業務に協力する薬剤師、看護師その他の医療関係者をいう。	14 この省令において「治験協力者」とは、実施医療機関において、治験責任医師又は治験分担医師の指導の下にこれらの者の治験に係る業務に協力する薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他の医療関係者をいう。	14 この省令において「治験協力者」とは、実施医療機関において、治験責任医師又は治験分担医師の指導の下にこれらの者の治験に係る業務に協力する薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他の医療関係者をいう。
15 この省令において「製造販売後臨床試験協力者」とは、実施医療機関において、製造販売後臨床試験責任医師又は製造販売後臨床試験分担医師の指導の下にこれらの者の製造販売後臨床試験に係る業務に協力する薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他の医療関係者をいう。	15 この省令において「製造販売後臨床試験協力者」とは、実施医療機関において、製造販売後臨床試験責任医師又は製造販売後臨床試験分担医師の指導の下にこれらの者の製造販売後臨床試験に係る業務に協力する薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他の医療関係者をいう。	15 この省令において「製造販売後臨床試験協力者」とは、実施医療機関において、製造販売後臨床試験責任医師又は製造販売後臨床試験分担医師の指導の下にこれらの者の製造販売後臨床試験に係る業務に協力する薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他の医療関係者をいう。
16 この省令において「治験調整医師」とは、一の治験実施計画書（第 18 項に規定する治験実施計画書をいう。以下この項及び次項において同じ。）に基づき複数の実施医療機関において治験を行う場合に、治験依頼者（第 18 項に規定する治験依頼者）をいう。次項において同じ。）又は自ら治験を実施する者により当該実施医療機関における当該治験実施計画書の解釈その他の治験の細目につ	16 この省令において「治験調整医師」とは、一の治験実施計画書（第 18 項に規定する治験実施計画書をいう。以下この項及び次項において同じ。）に基づき複数の実施医療機関において治験を行う場合に、治験依頼者（第 18 項に規定する治験依頼者）をいう。次項において同じ。）又は自ら治験を実施する者により当該実施医療機関における当該治験実施計画書の解釈その他の治験の細目につ	16 この省令において「治験調整医師」とは、一の治験実施計画書（第 18 項に規定する治験実施計画書をいう。以下この項及び次項において同じ。）に基づき複数の実施医療機関において治験を行う場合に、治験依頼者（第 18 項に規定する治験依頼者）をいう。次項において同じ。）又は自ら治験を実施する者により当該実施医療機関における当該治験実施計画書の解釈その他の治験の細目について調整する業務（以下

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
いて調整する業務(以下この条において「調整業務」という。)の委嘱を受け、当該調整業務を行う医師又は歯科医師をいう。	いて調整する業務(以下この条において「調整業務」という。)の委嘱を受け、当該調整業務を行う医師又は歯科医師をいう。	この条において「調整業務」という。)の委嘱を受け、当該調整業務を行う医師又は歯科医師をいう。
17 この省令において「治験調整委員会」とは、一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において治験を行う場合に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者により調整業務の委嘱を受けて当該調整業務を行う複数の医師又は歯科医師で構成される委員会をいう。	17 この省令において「治験調整委員会」とは、一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において治験を行う場合に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者により調整業務の委嘱を受けて当該調整業務を行う複数の医師又は歯科医師で構成される委員会をいう。	17 この省令において「治験調整委員会」とは、一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において治験を行う場合に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者により調整業務の委嘱を受けて当該調整業務を行う複数の医師又は歯科医師で構成される委員会をいう。
18 この省令において「モニタリング」とは、治験又は製造販売後臨床試験が適正に行われるることを確保するため、治験又は製造販売後臨床試験の進捗状況並びに治験又は製造販売後臨床試験がこの省令及び治験の計画書(以下「治験実施計画書」という。)又は製造販売後臨床試験の計画書(以下「製造販売後臨床試験実施計画書」という。)に従って行われているかどうかについて治験の依頼をした者(以下「治験依頼者」という。)若しくは製造販売後臨床試験の依頼をした者(以下「製造販売後臨床試験依頼者」という。)が実施医療機関に対して行う調査又は自ら治験を実施する者が実施医療機関に対して特定の者を指定して行わせる調査をいう。	18 この省令において「モニタリング」とは、治験又は製造販売後臨床試験が適正に行われるることを確保するため、治験又は製造販売後臨床試験の進捗状況並びに治験又は製造販売後臨床試験がこの省令及び治験の計画書(以下「治験実施計画書」という。)又は製造販売後臨床試験の計画書(以下「製造販売後臨床試験実施計画書」という。)に従って行われているかどうかについて治験の依頼をした者(以下「治験依頼者」という。)若しくは製造販売後臨床試験の依頼をした者(以下「製造販売後臨床試験依頼者」という。)が実施医療機関に対して行う調査又は自ら治験を実施する者が実施医療機関に対して特定の者を指定して行わせる調査をいう。	18 この省令において「モニタリング」とは、治験又は製造販売後臨床試験が適正に行われるることを確保するため、治験又は製造販売後臨床試験の進捗状況並びに治験又は製造販売後臨床試験がこの省令及び治験の計画書(以下「治験実施計画書」という。)又は製造販売後臨床試験の計画書(以下「製造販売後臨床試験実施計画書」という。)に従って行われているかどうかについて治験の依頼をした者(以下「治験依頼者」という。)若しくは製造販売後臨床試験の依頼をした者(以下「製造販売後臨床試験依頼者」という。)が実施医療機関に対して行う調査又は自ら治験を実施する者が実施医療機関に対して特定の者を指定して行わせる調査をいう。
19 この省令において「監査」とは、治験又は製造販売後臨床試験により収集された資料の信頼性を確保するため、治験又は製造販売後臨床試験がこの省令及び治験実施計画書又は製造販売後臨床試験実施計画書に従って行われたかどうかについて治験依頼者若しくは製造販売後臨床試験依頼者が行う調査、又は自ら治験を実施する者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。	19 この省令において「監査」とは、治験又は製造販売後臨床試験により収集された資料の信頼性を確保するため、治験又は製造販売後臨床試験がこの省令及び治験実施計画書又は製造販売後臨床試験実施計画書に従って行われたかどうかについて治験依頼者若しくは製造販売後臨床試験依頼者が行う調査、又は自ら治験を実施する者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。	19 この省令において「監査」とは、治験又は製造販売後臨床試験により収集された資料の信頼性を確保するため、治験又は製造販売後臨床試験がこの省令及び治験実施計画書又は製造販売後臨床試験実施計画書に従って行われたかどうかについて治験依頼者若しくは製造販売後臨床試験依頼者が行う調査又は自ら治験を実施する者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。
20 この省令において「有害事象」とは、治験薬又は製造販売後臨床試験薬を投与された被験者に生じたすべて全ての疾病又はその微候をいう。	20 この省令において「有害事象」とは、治験機器又は製造販売後臨床試験機器を使用した又は使用された被験者その他他の者に生じたすべての疾病若しくは障害又はこれらの微候をいう。	20 この省令において「有害事象」とは、治験製品又は製造販売後臨床試験製品を使用された被験者に生じた全ての疾病若しくは障害又はこれらの微候をいう。
21 この省令において「代諾者」とは、被験者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準じる者をいう。	21 この省令において「代諾者」とは、被験者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これに準じる者をいう。	21 この省令において「代諾者」とは、被験者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準じる者をいう。
22 この省令において「自ら治験を実施しようとする者」とは、その所属する実施医療機関等において自ら治験を実施するために法第 80 条の 2 第 2 項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする者であって、治験責任医師となるべき医師又は歯科医師(一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を行う場合にあっては、代表して同項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする治験調整医師となるべき医師又は歯科医師を含む。)をいう。	22 この省令において「自ら治験を実施しようとする者」とは、その所属する実施医療機関等において自ら治験を実施するために法第 80 条の 2 第 2 項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする者であって、治験責任医師となるべき医師又は歯科医師(一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を行う場合にあっては、代表して同項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする治験調整医師となるべき医師又は歯科医師を含む。)をいう。	22 この省令において「自ら治験を実施しようとする者」とは、その所属する実施医療機関等において自ら治験を実施するために法第 80 条の 2 第 2 項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする者であって、治験責任医師となるべき医師又は歯科医師(一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を行う場合にあっては、代表して同項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする治験調整医師となるべき医師又は歯科医師を含む。)をいう。
23 この省令において「自ら治験を実施する者」とは、その所属する実施医療機関等において自ら治験を実施するために法第 80 条の 2 第 2 項の規定に基づき治験の計画を届け出た治験責任医師(一の治験実	23 この省令において「自ら治験を実施する者」とは、その所属する実施医療機関等において自ら治験を実施するために法第 80 条の 2 第 2 項の規定に基づき治験の計画を届け出た治験責任医師(一の治験実	23 この省令において「自ら治験を実施する者」とは、その所属する実施医療機関等において自ら治験を実施するために法第 80 条の 2 第 2 項の規定に基づき治験の計画を届け出た治験責任医師(一の治験実

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を行う場合にあっては、代表して同項の規定に基づき治験の計画を届け出た治験調整医師を含む。)をいう。 24 この省令において「 <b>治験薬提供者</b> 」とは、自ら治験を実施する者に対して <b>治験薬</b> を提供する者をいう。 (承認審査資料の基準) 第 3 条 <b>法第 14 条第 1 項若しくは第 9 項(法第 19 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)又は第 19 条の 2 第 1 項の承認を受けようとする者が行う医薬品の臨床試験の実施に係る法第 14 条第 3 項に規定する資料の収集及び作成については、第 2 章第 1 節、第 3 章第 1 節及び第 4 章(第 29 条第 1 項第 2 号、第 31 条第 4 項、第 32 条第 4 項及び第 7 項、第 33 条第 3 項並びに第 48 条第 3 項を除く。)の規定の定めるところによる。</b>	施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を行う場合にあっては、代表して同項の規定に基づき治験の計画を届け出た治験調整医師を含む。)をいう。 24 この省令において「 <b>治験機器提供者</b> 」とは、自ら治験を実施する者に対して <b>治験機器</b> を提供する者をいう。 (承認審査資料の基準) 第 3 条 <b>法第 14 条又は第 10 条の 2 法第 23 条の 2 の 5 第 1 項若しくは第 11 項(法第 23 条の 2 の 17 第 5 項において準用する場合を含む。)又は第 23 条の 2 の 17 第 1 項の承認を受けようとする者が行う医療機器の臨床試験の実施に係る法第 14 条 法第 23 条の 2 の 5 第 3 項に規定する資料の収集及び作成については、第 2 章第 1 節、第 3 章第 1 節及び第 4 章(第 48 条第 1 項第 2 号、第 50 条第 4 項、第 51 条第 4 項及び第 7 項、第 52 条第 3 項並びに第 68 条第 3 項を除く。)の規定の定めるところによる。</b>	計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を行う場合にあっては、代表して同項の規定に基づき治験の計画を届け出た治験調整医師を含む。)をいう。 24 この省令において「 <b>治験製品提供者</b> 」とは、自ら治験を実施する者に対して <b>治験製品</b> を提供する者をいう。 (承認審査資料の基準) 第 3 条 法第 23 条の 25 第 1 項若しくは第 9 項(法第 23 条の 37 第 5 項において準用する場合を含む。)又は第 23 条の 37 第 1 項の承認を受けようとする者が行う再生医療等製品の臨床試験の実施に係る法第 23 条の 25 第 3 項(同条第 9 項及び法第 23 条の 37 第 5 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する資料の収集及び作成については、第 2 章第 1 節、第 3 章第 1 節及び第 4 章(第 48 条第 1 項第 2 号、第 50 条第 4 項、第 51 条第 4 項及び第 7 項、第 52 条第 3 項並びに第 68 条第 3 項を除く。)の規定の定めるところによる。
2 自ら治験を実施する者が行う医薬品の臨床試験の実施に係る法第 14 条第 3 項に規定する資料の収集及び作成については、第 2 章第 2 節、第 3 章第 2 節及び第 4 章(第 29 条第 1 項第 1 号、第 32 条第 6 項及び第 8 項並びに第 48 条第 2 項を除く。)の規定の定めるところによる。 第 2 章 治験の準備に関する基準 第 1 節 治験の依頼をしようとする者による治験の準備に関する基準	2 自ら治験を実施する者が行う医療機器の臨床試験の実施に係る法第 14 条 法第 23 条の 2 の 5 第 3 項に規定する資料の収集及び作成については、第 2 章第 2 節、第 3 章第 2 節及び第 4 章(第 48 条第 1 項第 1 号、第 51 条第 6 項及び第 8 項並びに第 68 条第 2 項を除く。)の規定の定めるところによる。	2 自ら治験を実施する者が行う再生医療等製品の臨床試験の実施に係る法第 23 条の 25 第 3 項に規定する資料の収集及び作成については、第 2 章第 2 節、第 3 章第 2 節及び第 4 章(第 48 条第 1 項第 1 号、第 51 条第 6 項及び第 8 項並びに第 68 条第 2 項を除く。)の規定の定めるところによる。
(業務手順書等) 第 4 条 治験の依頼をしようとする者は、治験実施計画書の作成、実施医療機関及び治験責任医師の選定、 <b>治験薬</b> の管理、 <b>副作用情報等</b> の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に係る業務に関する手順書を作成しなければならない。	(業務手順書等) 第 4 条 治験の依頼をしようとする者は、治験実施計画書の作成、実施医療機関及び治験責任医師の選定、 <b>治験機器</b> の管理、 <b>治験機器の不具合に関する情報等</b> (以下「 <b>不具合情報等</b> 」といいます。)等の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に係る業務に関する手順書を作成しなければならない。	(業務手順書等) 第 4 条 治験の依頼をしようとする者は、治験実施計画書の作成、実施医療機関及び治験責任医師の選定、 <b>治験製品</b> の管理、 <b>治験製品の不具合に関する情報等</b> (以下「 <b>不具合情報等</b> 」といいます。)の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に係る業務に関する手順書を作成しなければならない。
2 治験の依頼をしようとする者は、医師、歯科医師、薬剤師その他の治験の依頼及び管理に係る業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保しなければならない。	2 治験の依頼をしようとする者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、 <b>診療放射線技師</b> 、 <b>臨床検査技師</b> 、 <b>臨床工学技士</b> その他の治験の依頼及び管理に係る業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保しなければならない。	2 治験の依頼をしようとする者は、医師、歯科医師、薬剤師その他の治験の依頼及び管理に係る業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保しなければならない。
(毒性試験等の実施) 第 5 条 治験の依頼をしようとする者は、 <b>被験薬</b> の品質、 <b>毒性</b> 及び <b>薬理作用</b> に関する試験その他治験の依頼をするために必要な試験を終了していな	(安全性試験等の実施) 第 5 条 治験の依頼をしようとする者は、 <b>被験機器</b> の品質、 <b>安全性</b> 及び <b>性能</b> に関する試験その他治験の依頼をするために必要な試験を終了していな	(安全性試験等の実施) 第 5 条 治験の依頼をしようとする者は、 <b>被験製品</b> の品質、 <b>安全性</b> 、 <b>効能</b> 及び <b>性能</b> に関する試験その他治験の依頼をするために必要な試験を

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
ければならない。	ければならない。	終了していなければならない。
(実施 医療機関等の選定) 第 6 条 治験の依頼をしようとする者は、第 35 条各号に掲げる要件を満たしている実施医療機関及び第 42 条各号に掲げる要件を満たしている治験責任医師を選定しなければならない。	(実施 医療機関等の選定) 第 6 条 治験の依頼をしようとする者は、第 54 条各号に掲げる要件を満たしている実施医療機関及び第 62 条各号に掲げる要件を満たしている治験責任医師を選定しなければならない。	(実施 医療機関等の選定) 第 6 条 治験の依頼をしようとする者は、第 54 条各号に掲げる要件を満たしている実施医療機関及び第 62 条各号に掲げる要件を満たしている治験責任医師を選定しなければならない。
(治験実施計画書) 第 7 条 治験の依頼をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した治験実施計画書を作成しなければならない。 1) 治験の依頼をしようとする者の氏名(法人にあっては、その名称。以下この号及び次号、第13条第1項第2号及び第3号、第15条の4第1項第2号、第3号及び第7号並びに第16条第1項第2号において同じ。)及び住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地。以下この号及び次号、第13条第1項第2号及び第3号、第15条の4第1項第2号、第3号及び第7号、第16条第1項第2号並びに第26条第2項において同じ。)(当該者が本邦内に住所を有しない場合にあっては、その氏名及び住所地の国名並びに第15条に規定する治験国内管理人の氏名及び住所。第13条第1項第2号において同じ。) 2) 治験に係る業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、当該業務を受託した者(以下この章において「受託者」という。)の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲 3) 実施医療機関の名称及び所在地 4) 治験責任医師となるべき者の氏名及び職名 5) 治験の目的 6) 被験薬の概要 7) 治験の方法 8) 被験者の選定に関する事項 9) 原資料の閲覧に関する事項 10) 記録(データを含む。)の保存に関する事項 11) 治験調整医師に委嘱した場合にあっては、その氏名及び職名 12) 治験調整委員会に委嘱した場合にあっては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名及び職名 13) 第19条に規定する効果安全性評価委員会を設置したときは、その旨	(治験実施計画書) 第 7 条 治験の依頼をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した治験実施計画書を作成しなければならない。 1) 治験の依頼をしようとする者の氏名(法人にあっては、その名称。以下この号及び次号、第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 18 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号並びに第 24 条第 1 項第 2 号において同じ。)及び住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地。以下この号及び次号、第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 15 条、第 18 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号、第 24 条第 1 項第 2 号並びに第 34 条第 2 項において同じ。)(当該者が本邦内に住所を有しない場合にあっては、その氏名及び住所地の国名並びに第 15 条に規定する治験国内管理人の氏名及び住所。第 13 条第 1 項第 2 号において同じ。) 2) 治験に係る業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、当該業務を受託した者(以下この章において「受託者」という。)の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲 3) 実施医療機関の名称及び所在地 4) 治験責任医師となるべき者の氏名及び職名 5) 治験の目的 6) 被験機器の概要 7) 治験の方法 8) 被験者の選定に関する事項 9) 原資料の閲覧に関する事項 10) 記録(データを含む。)の保存に関する事項 11) 治験調整医師に委嘱した場合にあっては、その氏名及び職名 12) 治験調整委員会に委嘱した場合にあっては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名及び職名 13) 第 27 条に規定する効果安全性評価委員会を設置したときは、その旨	(治験実施計画書) 第 7 条 治験の依頼をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した治験実施計画書を作成しなければならない。 1) 治験の依頼をしようとする者の氏名(法人にあっては、その名称。以下この号及び次号、第13条第1項第2号及び第3号、第18条第1項第2号、第3号及び第7号並びに第24条第1項第2号において同じ。)及び住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地。以下この号及び次号、第13条第1項第2号及び第3号、第15条、第18条第1項第2号、第3号及び第7号、第24条第1項第2号並びに第34条第2項において同じ。)(当該者が本邦内に住所を有しない場合にあっては、その氏名及び住所地の国名並びに第15条に規定する治験国内管理人の氏名及び住所。第13条第1項第2号において同じ。) 2) 治験に係る業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、当該業務を受託した者(以下この章において「受託者」という。)の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲 3) 実施医療機関の名称及び所在地 4) 治験責任医師となるべき者の氏名及び職名 5) 治験の目的 6) 被験製品の概要 7) 治験の方法 8) 被験者の選定に関する事項 9) 原資料の閲覧に関する事項 10) 記録(データを含む。)の保存に関する事項 11) 治験調整医師に委嘱した場合にあっては、その氏名及び職名 12) 治験調整委員会に委嘱した場合にあっては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名及び職名 13) 第27条に規定する効果安全性評価委員会を設置したときは、その旨

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>2 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が被験者に対して治験薬の効果を有しないこと及び第50条第1項の同意を得ることが困難な者を対象にすることが予測される場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該治験が第50条第1項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしなければならないことの説明</li> <li>2) 当該治験において、予測される被験者への不利益が必要な最小限度のものであることの説明</li> </ol> <p>3 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が第50条第1項及び第2項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしている場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該被験薬が、生命が危険な状態にある傷病者に対して、その生命の危険を回避するため緊急に使用される医薬品として、製造販売の承認を申請することを予定しているものであることの説明</li> <li>2) 現在における治療方法では被験者となるべき者に対して十分な効果が期待できないことの説明</li> <li>3) 被験薬の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあることの説明</li> <li>4) 第19条に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨</li> </ol> <p>4 第1項の規定により治験実施計画書を作成するときは、当該治験実施計画書の内容及びこれに従って治験を行うことについて、治験責任医師となるべき者の同意を得なければならない。</p> <p>5 治験の依頼をしようとする者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、当該治験実施計画書を改訂しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>(治験薬概要書)</p> <p>第 8 条</p> <p>治験の依頼をしようとする者は、第 5 条に規定する試験により得られた資料並びに被験薬の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験薬概要書を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 被験薬の化学名又は識別記号</li> <li>2) 品質、毒性、薬理作用その他の被験薬に関する事項</li> </ol>	<p>2 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が被験者に対して治験機器の効果を有しないこと及び第70条第1項の同意を得ることが困難な者を対象にすることが予測される場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該治験が第 70 条第 1 項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしなければならないことの説明</li> <li>2) 当該治験において、予測される被験者への不利益が必要な最小限度のものであることの説明</li> </ol> <p>3 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が第70条第1項及び第2項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしている場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該被験機器が、生命が危険な状態にある傷病者に対して、その生命の危険を回避するため緊急に使用される医療機器として、製造販売の承認を申請することを予定しているものであることの説明</li> <li>2) 現在における治療方法では被験者となるべき者に対して十分な効果が期待できないことの説明</li> <li>3) 被験機器の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあることの説明</li> <li>4) 第 27 条に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨</li> </ol> <p>4 第1項の規定により治験実施計画書を作成するときは、当該治験実施計画書の内容及びこれに従って治験を行うことについて、治験責任医師となるべき者の同意を得なければならない。</p> <p>5 治験の依頼をしようとする者は、被験機器の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、当該治験実施計画書を改訂しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>(治験機器概要書)</p> <p>第 8 条</p> <p>治験の依頼をしようとする者は、第 5 条に規定する試験により得られた資料並びに被験機器の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験機器概要書を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 被験機器の原材料名又は識別記号</li> <li>2) 被験機器の構造及び原理に関する事項</li> <li>3) 品質、安全性、性能その他の被験機器に関する事項</li> </ol>	<p>2 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が被験者に対して治験製品の効果を有しないこと及び第70条第1項の同意を得ることが困難な者を対象にすることが予測される場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該治験が第70条第1項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしなければならないことの説明</li> <li>2) 当該治験において、予測される被験者への不利益が必要な最小限度のものであることの説明</li> </ol> <p>3 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が第70条第1項及び第2項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしている場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該被験製品が、生命が危険な状態にある傷病者に対して、その生命の危険を回避するため緊急に使用される再生医療等製品として、製造販売の承認を申請することを予定しているものであることの説明</li> <li>2) 現在における治療方法では被験者となるべき者に対して十分な効果が期待できないことの説明</li> <li>3) 被験製品の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあることの説明</li> <li>4) 第27条に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨</li> </ol> <p>4 第1項の規定により治験実施計画書を作成するときは、当該治験実施計画書の内容及びこれに従って治験を行うことについて、治験責任医師となるべき者の同意を得なければならない。</p> <p>5 治験の依頼をしようとする者は、被験製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書を改訂しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>(治験製品概要書)</p> <p>第8条</p> <p>治験の依頼をしようとする者は、第5条の試験により得られた資料並びに被験製品の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験製品概要書を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 被験製品の構成細胞、導入遺伝子又は識別記号</li> <li>2) 品質、安全性、效能、効果、性能その他の被験製品に関する事項</li> </ol>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
3) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項	4) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項	3) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項
2 治験の依頼をしようとする者は、 <b>被験薬</b> の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、 <b>当該前項の治験薬概要書</b> を改訂しなければならない。	2 治験の依頼をしようとする者は、 <b>被験機器</b> の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、 <b>当該前項の治験機器概要書</b> を改訂しなければならない。	2 治験の依頼をしようとする者は、 <b>被験製品</b> の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、前項の <b>治験製品概要書</b> を改訂しなければならない。
(説明文書の作成の依頼) 第 9 条 治験の依頼をしようとする者は、治験責任医師となるべき者に対して、第 50 条第 1 項の規定により説明を行うために用いられる文書(以下「説明文書」という。)の作成を依頼しなければならない。	(説明文書の作成の依頼) 第 9 条 治験の依頼をしようとする者は、治験責任医師となるべき者に対して、第 70 条第 1 項の規定により説明を行うために用いられる文書(以下「説明文書」という。)の作成を依頼しなければならない。	(説明文書の作成の依頼) 第 9 条 治験の依頼をしようとする者は、治験責任医師となるべき者に対して、第 70 条第 1 項の規定により説明を行うために用いられる文書(以下「説明文書」という。)の作成を依頼しなければならない。
(実施医療機関の長への文書の事前提出) 第 10 条 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる文書を実施医療機関の長に提出しなければならない。 1) 治験実施計画書(第 7 条第 5 項の規定により改訂されたものを含む。) 2) <b>治験薬概要書</b> (第 8 条第 2 項の規定により改訂されたものを含む。)	(実施医療機関の長への文書の事前提出) 第 10 条 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる文書を実施医療機関の長に提出しなければならない。 1) 治験実施計画書(第 7 条第 5 項の規定により改訂されたものを含む。) 2) <b>治験機器概要書</b> (第 8 条第 2 項の規定により改訂されたものを含む。)	(実施医療機関の長への文書の事前提出) 第 10 条 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる文書を実施医療機関の長に提出しなければならない。 1) 治験実施計画書(第 7 条第 5 項の規定により改訂されたものを含む。) 2) <b>治験製品概要書</b> (第 8 条第 2 項の規定により改訂されたものを含む。)
3) 症例報告書の見本 4) 説明文書 5) 治験責任医師及び治験分担医師(以下「治験責任医師等」という。)となるべき者の氏名を記載した文書 6) 治験の費用の負担について説明した文書 7) 被験者の健康被害の補償について説明した文書	3) 症例報告書の見本 4) 説明文書 5) 治験責任医師及び治験分担医師(以下「治験責任医師等」という。)となるべき者の氏名を記載した文書 6) 治験の費用の負担について説明した文書 7) 被験者の健康被害の補償について説明した文書	3) 症例報告書の見本 4) 説明文書 5) 治験責任医師及び治験分担医師(以下「治験責任医師等」という。)となるべき者の氏名を記載した文書 6) 治験の費用の負担について説明した文書 7) 被験者の健康被害の補償について説明した文書
2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、 <b>第 5 項 第 4 項</b> で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。 1) <b>治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、実施医療機関の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した</b> 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と実施	2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、 <b>第 5 項 第 4 項</b> で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。 1) <b>治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、実施医療機関の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した</b> 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と実施	2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。 1) 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、実施医療機関の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と実施

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>医療機関の長の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>□ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて実施医療機関の長の閲覧に供し、当該実施医療機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法(電磁的方法による文書の提出を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを作成する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、実施医療機関の長がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p><del>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、実施医療機関の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</del></p> <p>5.4 治験の依頼をしようとする者は、第2項の規定により第1項各号に掲げる文書を提出しようとするときは、あらかじめ、当該実施医療機関の長に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>1) 第2項各号に規定する方法のうち治験の依頼をしようとする者が使用するもの</p> <p>2) ファイルへの記録の方法</p> <p>6.5 前項の規定による承諾を得た治験の依頼をしようとする者は、当該実施医療機関の長から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該実施医療機関の長に対し、第1項各号に掲げる文書の提出を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該実施医療機関の長が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(治験薬の事前交付の禁止)</p> <p>第 11 条 治験の依頼をしようとする者は、治験の契約が締結される前に、実施</p>	<p>医療機関の長の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>□ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて実施医療機関の長の閲覧に供し、当該実施医療機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法(電磁的方法による文書の提出を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを作成する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、実施医療機関の長がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p><del>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、実施医療機関の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</del></p> <p>5.4 治験の依頼をしようとする者は、第2項の規定により第1項各号に掲げる文書を提出しようとするときは、あらかじめ、当該実施医療機関の長に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>1) 第2項各号に規定する方法のうち治験の依頼をしようとする者が使用するもの</p> <p>2) ファイルへの記録の方法</p> <p>6.5 前項の規定による承諾を得た治験の依頼をしようとする者は、当該実施医療機関の長から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該実施医療機関の長に対し、第1項各号に掲げる文書の提出を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該実施医療機関の長が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(治験機器の事前交付の禁止)</p> <p>第 11 条 治験の依頼をしようとする者は、治験の契約が締結される前に、実施</p>	<p>医療機関の長の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>□ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて実施医療機関の長の閲覧に供し、当該実施医療機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法(電磁的方法による文書の提出を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを作成する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、実施医療機関の長がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない</p> <p>4 治験の依頼をしようとする者は、第2項の規定により第1項各号に掲げる文書を提出しようとするときは、あらかじめ、当該実施医療機関の長に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>1) 第2項各号に規定する方法のうち治験の依頼をしようとする者が使用するもの</p> <p>2) ファイルへの記録の方法</p> <p>5 前項の承諾を得た治験の依頼をしようとする者は、当該実施医療機関の長から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該実施医療機関の長に対し、第1項各号に掲げる文書の提出を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該実施医療機関の長が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(治験製品の事前交付の禁止)</p> <p>第 11 条 治験の依頼をしようとする者は、治験の契約が締結される前に、実施</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
医療機関に対して治験薬を交付してはならない。	医療機関に対して治験機器を交付してはならない。ただし、当該治験の依頼をしようとする者が既に当該実施医療機関と他の治験の契約を締結している又は締結していた場合に、当該契約に基づき交付され、かつ、現に当該実施医療機関に存する当該治験機器に係る交付については、この限りではない。	療機関に対して治験製品を交付してはならない。
(業務の委託) 第 12 条 治験の依頼をしようとする者は、治験の依頼及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該受託者委託を受けた者（以下この節において「受託者」という。）との契約を締結しなければならない。 1) 当該委託に係る業務の範囲 2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項 3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを治験の依頼をしようとする者が確認することができる旨 4) 当該受託者に対する指示に関する事項 5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを治験の依頼をしようとする者が確認することができる旨 6) 当該受託者が治験の依頼をしようとする者に対して行う報告に関する事項 7) 当該委託する業務に係る第 14 条に規定する措置に関する事項 8) その他当該委託に係る業務について必要な事項	(業務の委託) 第 12 条 治験の依頼をしようとする者は、治験の依頼及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該受託者委託を受けた者（以下この節において「受託者」という。）との契約を締結しなければならない。 1) 当該委託に係る業務の範囲 2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項 3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを治験の依頼をしようとする者が確認することができる旨 4) 当該受託者に対する指示に関する事項 5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを治験の依頼をしようとする者が確認することができる旨 6) 当該受託者が治験の依頼をしようとする者に対して行う報告に関する事項 7) 当該委託する業務に係る第 14 条に規定する措置に関する事項 8) その他当該委託に係る業務について必要な事項	(業務の委託) 第 12 条 治験の依頼をしようとする者は、治験の依頼及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該委託を受けた者（以下この節において「受託者」という。）との契約を締結しなければならない。 1) 当該委託に係る業務の範囲 2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項 3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを治験の依頼をしようとする者が確認することができる旨 4) 受託者に対する指示に関する事項 5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを治験の依頼をしようとする者が確認することができる旨 6) 受託者が治験の依頼をしようとする者に対して行う報告に関する事項 7) 当該委託する業務に係る第 14 条の措置に関する事項 8) その他当該委託に係る業務について必要な事項
2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第 5 項第 4 項で定めるところにより、前項の受託者の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を内容とする契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により締結することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書による契約を締結したものとみなす。 1) 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、受託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの イ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と受託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、それぞれの使用に係る電子計算機に備えられたフ	2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第 5 項第 4 項で定めるところにより、前項の受託者の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を内容とする契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により締結することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書による契約を締結したものとみなす。 1) 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、受託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの イ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と受託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、それぞれの使用に係る電子計算機に備えられたフ	2 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第 4 項で定めるところにより、前項の受託者の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を内容とする契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により締結することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書による契約の締結をしたものとみなす。 1) 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、受託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの イ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と受託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、それぞれの使用に係る電子計算機に備えられたフ

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>アイルに記録する方法</p> <p>□ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて受託者の閲覧に供し、当該受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法(電磁的方法による契約の締結を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあっては、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを作成する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 治験の依頼をしようとする者及び受託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。</li> <li>2) ファイルに記録された文書に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。</li> </ol> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、受託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 4 治験の依頼をしようとする者は、第2項の規定により第1項各号に掲げる事項を内容とする契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該受託者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法により承諾を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第2項各号に規定する掲げる方法のうち治験の依頼をしようとする者が使用するもの</li> <li>2) ファイルへの記録の方法</li> </ol> <p>6 5 前項の規定による承諾を得た治験の依頼をしようとする者は、受託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による契約を締結しない旨の申出があったときは、受託者に対し、第1項各号に掲げる事項を内容とする契約の締結を電磁的方法によってしてはならない。ただし、受託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>アイルに記録する方法</p> <p>□ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて受託者の閲覧に供し、当該受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法(電磁的方法による契約の締結を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあっては、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを作成する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 治験の依頼をしようとする者及び受託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。</li> <li>2) ファイルに記録された文書に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。</li> </ol> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、受託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 4 治験の依頼をしようとする者は、第2項の規定により第1項各号に掲げる事項を内容とする契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該受託者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第2項各号に規定する掲げる方法のうち治験の依頼をしようとする者が使用するもの</li> <li>2) ファイルへの記録の方法</li> </ol> <p>6 5 前項の規定による承諾を得た治験の依頼をしようとする者は、受託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による契約を締結しない旨の申出があったときは、受託者に対し、第1項各号に掲げる事項を内容とする契約の締結を電磁的方法によってしてはならない。ただし、受託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>アイルに記録する方法</p> <p>□ 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて受託者の閲覧に供し、当該受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法(電磁的方法による契約の締結を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあっては、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを作成する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 治験の依頼をしようとする者及び受託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。</li> <li>2) ファイルに記録された文書に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。</li> </ol> <p>4 治験の依頼をしようとする者は、第2項の規定により第1項各号に掲げる事項を内容とする契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該受託者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第2項各号に掲げる方法のうち治験の依頼をしようとする者が使用するもの</li> <li>2) ファイルへの記録の方法</li> </ol> <p>5 前項各号の規定による承諾を得た治験の依頼をしようとする者は、受託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による契約を締結しない旨の申出があったときは、受託者に対し、第1項各号に掲げる事項を内容とする契約の締結を電磁的方法によってしてはならない。ただし、受託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正:平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正:平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>い。</p> <p>(治験の契約) 第 13 条 治験の依頼をしようとする者及び実施医療機関(前条の規定により業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、治験の依頼をしようとする者、受託者及び実施医療機関)は、次に掲げる事項について記載した文書により治験の契約を締結しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)契約を締結した年月日</li> <li>2)治験の依頼をしようとする者の氏名及び住所</li> <li>3)前条の規定により業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、受託者の氏名、住所及び当該委託した業務の範囲</li> <li>4)実施医療機関の名称及び所在地</li> <li>5)契約担当者の氏名及び職名</li> <li>6)治験責任医師の氏名</li> <li>7)治験の期間</li> <li>8)治験薬の管理に関する事項</li> <li>9)記録(データを含む。)の保存に関する事項</li> <li>10)この省令の規定により治験依頼者及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項</li> <li>11)被験者の秘密の保全に関する事項</li> <li>12)治験の費用に関する事項</li> <li>13)実施医療機関が治験実施計画書を遵守して治験を行う旨</li> <li>14)実施医療機関が治験依頼者の求めに応じて第41条第2項各号に掲げる記録(文書を含む。)を閲覧に供する旨</li> <li>15)実施医療機関がこの省令、治験実施計画書又は当該契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第46条に規定する場合を除く。)には、治験依頼者が治験の契約を解除できる旨</li> <li>16)被験者の健康被害の補償に関する事項</li> <li>17)その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項</li> </ol> <p>2 前項の文書による契約については、前条第2項から第6項第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項の受託者」とあるのは「実施医療機関(この条の規定により業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、実施医療機関及び受託者)(以下「実施医療機関等」という。)」と、同項第1号、並びに同条第3項第1号、同条</p>	<p>い。</p> <p>(治験の契約) 第 13 条 治験の依頼をしようとする者及び実施医療機関(前条の規定により業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、治験の依頼をしようとする者、受託者及び実施医療機関)は、次に掲げる事項について記載した文書により治験の契約を締結しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)契約を締結した年月日</li> <li>2)治験の依頼をしようとする者の氏名及び住所</li> <li>3)前条の規定により業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、受託者の氏名、住所及び当該委託した業務の範囲</li> <li>4)実施医療機関の名称及び所在地</li> <li>5)契約担当者の氏名及び職名</li> <li>6)治験責任医師の氏名</li> <li>7)治験の期間</li> <li>8)治験機器の管理に関する事項</li> <li>9)記録(データを含む。)の保存に関する事項</li> <li>10)この省令の規定により治験依頼者及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項</li> <li>11)被験者の秘密の保全に関する事項</li> <li>12)治験の費用に関する事項</li> <li>13)実施医療機関が治験実施計画書を遵守して治験を行う旨</li> <li>14)実施医療機関が治験依頼者の求めに応じて第61条第2項各号に掲げる記録(文書を含む。)を閲覧に供する旨</li> <li>15)実施医療機関がこの省令、治験実施計画書又は当該契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第66条に規定する場合を除く。)には、治験依頼者が治験の契約を解除できる旨</li> <li>16)被験者の健康被害の補償に関する事項</li> <li>17)その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項</li> </ol> <p>2 前項の文書による契約については、前条第2項から第6項第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項の受託者」とあるのは「実施医療機関(この条の規定により業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、実施医療機関及び受託者)(以下「実施医療機関等」という。)」と、同項第1号、並びに同条第3項第1号、同条</p>	<p>い。</p> <p>(治験の契約) 第 13 条 治験の依頼をしようとする者及び実施医療機関(前条の規定により業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、治験の依頼をしようとする者、受託者及び実施医療機関)は、次に掲げる事項について記載した文書により治験の契約を締結しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)契約を締結した年月日</li> <li>2)治験の依頼をしようとする者の氏名及び住所</li> <li>3)前条の規定により業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、受託者の氏名、住所及び当該委託した業務の範囲</li> <li>4)実施医療機関の名称及び所在地</li> <li>5)契約担当者の氏名及び職名</li> <li>6)治験責任医師の氏名</li> <li>7)治験の期間</li> <li>8)治験製品の管理に関する事項</li> <li>9)記録(データを含む。)の保存に関する事項</li> <li>10)この省令の規定により治験依頼者及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項</li> <li>11)被験者の秘密の保全に関する事項</li> <li>12)治験の費用に関する事項</li> <li>13)実施医療機関が治験実施計画書を遵守して治験を行う旨</li> <li>14)実施医療機関が治験依頼者の求めに応じて第61条第2項各号に掲げる記録(文書を含む。)を閲覧に供する旨</li> <li>15)実施医療機関がこの省令、治験実施計画書又は当該契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第66条に規定する場合を除く。)には、治験依頼者が治験の契約を解除できる旨</li> <li>16)被験者の健康被害の補償に関する事項</li> <li>17)その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項</li> </ol> <p>2 前項の文書による契約については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項の受託者」とあるのは「実施医療機関(この条の規定により業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、実施医療機関及び受託者)(以下「実施医療機関等」という。)」と、同項第1号並びに同条第3項第1号、同条第4項及び第</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
第4項から第6項まで及び第5項中「受託者」とあるのは「実施医療機関等」と読み替えるものとする。 (被験者に対する補償措置) 第 14 条 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、治験に係る被験者に生じた健康被害(受託者の業務により生じたものを含む。)の補償のために、 <b>保険契約の締結</b> その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。 (治験国内管理人) 第 15 条 本邦内に住所を有しない治験の依頼をしようとする者は、 <b>治験薬</b> による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な措置を探らせるため、治験の依頼をしようとする者に代わって治験の依頼を行うことができる者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。)のうちから選任し、この者(以下「治験国内管理人」という。)に治験の依頼に係る手続を行わせなければならない。	第4項から第6項まで及び第5項中「受託者」とあるのは「実施医療機関等」と読み替えるものとする。 (被験者に対する補償措置) 第 14 条 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、治験に係る被験者に生じた健康被害(受託者の業務により生じたものを含む。)の補償のために、 <b>保険契約の締結</b> その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。 (治験国内管理人) 第 15 条 本邦内に住所を有しない治験の依頼をしようとする者は、 <b>治験機器</b> による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な措置を探らせるため、治験の依頼をしようとする者に代わって治験の依頼を行うことができる者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。)のうちから選任し、この者(以下「治験国内管理人」という。)に治験の依頼に係る手続を行わせなければならない。	5項中「受託者」とあるのは「実施医療機関等」と読み替えるものとする。 (被験者に対する補償措置) 第 14 条 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、治験に係る被験者に生じた健康被害(受託者の業務により生じたものを含む。)の補償のために、 <b>保険契約の締結</b> その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。 (治験国内管理人) 第 15 条 本邦内に住所を有しない治験の依頼をしようとする者は、 <b>治験製品</b> による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な措置を探らせるため、治験の依頼をしようとする者に代わって治験の依頼を行うことができる者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。)のうちから選任し、この者(以下「治験国内管理人」という。)に治験の依頼に係る手続を行わせなければならない。
第2節 自ら治験を実施しようとする者による治験の準備に関する基準		
(業務手順書等) 第 15 条の 2 自ら治験を実施しようとする者は、治験実施計画書の作成、 <b>治験薬</b> の管理、 <b>副作用情報</b> 等の収集、記録の保存その他の治験の実施の準備及び管理に係る業務に関する手順書を作成しなければならない。 2 自ら治験を実施しようとする者は、医師、歯科医師、薬剤師その他の治験の実施の準備及び管理に係る業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保しなければならない。	(業務手順書等) 第 16 条 自ら治験を実施しようとする者は、治験実施計画書の作成、 <b>治験機器</b> の管理、 <b>不具合情報</b> 等の収集、記録の保存その他の治験の実施の準備及び管理に係る業務に関する手順書を作成しなければならない。 2 自ら治験を実施しようとする者は、医師、歯科医師、薬剤師、 <b>看護師</b> 、 <b>診療放射線技師</b> 、 <b>臨床検査技師</b> 、 <b>臨床工学技士</b> その他の治験の実施の準備及び管理に係る業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保しなければならない。	(業務手順書等) 第 16 条 自ら治験を実施しようとする者は、治験実施計画書の作成、 <b>治験製品</b> の管理、 <b>不具合情報</b> 等の収集、記録の保存その他の治験の実施の準備及び管理に係る業務に関する手順書を作成しなければならない。 2 自ら治験を実施しようとする者は、医師、歯科医師、薬剤師その他の治験の実施の準備及び管理に係る業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保しなければならない。
(毒性試験等の実施) 第 15 条の 3 自ら治験を実施しようとする者は、 <b>被験薬</b> の品質、 <b>毒性</b> 及び <b>薬理作用</b> に関する試験その他治験を実施するために必要な試験を終了していかなければならない。	(安全性試験等の実施) 第 17 条 自ら治験を実施しようとする者は、 <b>被験機器</b> の品質、 <b>安全性</b> 及び <b>性能</b> に関する試験その他治験を実施するために必要な試験を終了していかなければならない。	(安全性試験等の実施) 第 17 条 自ら治験を実施しようとする者は、 <b>被験製品</b> の品質、 <b>安全性</b> 、 <b>効果</b> 及び <b>性能</b> に関する試験その他治験の依頼をするために必要な試験を終了していかなければならない。
(治験実施計画書) 第 15 条の 4 自ら治験を実施しようとする者は、次に掲げる事項を記載した治験実施計画書を作成しなければならない。 1) 自ら治験を実施しようとする者の氏名及び職名並びに住所	(治験実施計画書) 第 18 条 自ら治験を実施しようとする者は、次に掲げる事項を記載した治験実施計画書を作成しなければならない。 1) 自ら治験を実施しようとする者の氏名及び職名並びに住所	(治験実施計画書) 第 18 条 自ら治験を実施しようとする者は、次に掲げる事項を記載した治験実施計画書を作成しなければならない。 1) 自ら治験を実施しようとする者の氏名及び職名並びに住所

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>2) 治験の実施の準備及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、当該受託者の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲</p> <p>3) 治験の実施に係る業務の一部を委託する場合にあっては、当該受託者の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲</p> <p>4) 実施医療機関の名称及び所在地</p> <p>5) 治験の目的</p> <p>6) <b>被験薬</b>の概要</p> <p>7) <b>治験薬</b>提供者の氏名及び住所</p> <p>8) 治験の方法</p> <p>9) 被験者の選定に関する事項</p> <p>10) 原資料の閲覧に関する事項</p> <p>11) 記録(データを含む。)の保存に関する事項</p> <p>12) 治験調整医師に委嘱した場合にあっては、その氏名及び職名</p> <p>13) 治験調整委員会に委嘱した場合にあっては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名及び職名</p> <p>14) 第 26 条の 5 に規定する効果安全性評価委員会を設置したときは、その旨</p> <p>2 自ら治験を実施しようとする者は、当該治験が被験者に対して <b>治験薬</b> の効果を有しないこと及び第 50 条第 1 項の同意を得ることが困難な者を対象にすることが予測される場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <p>1) 当該治験が第 50 条第 1 項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしなければならないことの説明</p> <p>2) 当該治験において、予測される被験者への不利益が必要な最小限度のものであることの説明</p> <p>3 自ら治験を実施しようとする者は、当該治験が第 50 条第 1 項及び第 2 項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしている場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <p>1) 当該被験薬が、生命が危険な状態にある傷病者に対して、その生命の危険を回避するため緊急に使用される <b>医薬品</b>として、製造販売の承認を申請することを予定しているものであることの説明</p> <p>2) 現在における治療方法では被験者となるべき者に対して十分な効果が期待できないことの説明</p>	<p>2) 治験の実施の準備及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、当該受託者の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲</p> <p>3) 治験の実施に係る業務の一部を委託する場合にあっては、当該受託者の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲</p> <p>4) 実施医療機関の名称及び所在地</p> <p>5) 治験の目的</p> <p>6) <b>被験機器</b>の概要</p> <p>7) <b>治験機器</b>提供者の氏名及び住所</p> <p>8) 治験の方法</p> <p>9) 被験者の選定に関する事項</p> <p>10) 原資料の閲覧に関する事項</p> <p>11) 記録(データを含む。)の保存に関する事項</p> <p>12) 治験調整医師に委嘱した場合にあっては、その氏名及び職名</p> <p>13) 治験調整委員会に委嘱した場合にあっては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名及び職名</p> <p>14) 第 38 条に規定する効果安全性評価委員会を設置したときは、その旨</p> <p>2 自ら治験を実施しようとする者は、当該治験が被験者に対して <b>治験機器</b> の効果を有しないこと及び第 70 条第 1 項の同意を得ることが困難な者を対象にすることが予測される場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <p>1) 当該治験が第 70 条第 1 項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしなければならないことの説明</p> <p>2) 当該治験において、予測される被験者に対する不利益が必要な最小限度のものであることの説明</p> <p>3 自ら治験を実施しようとする者は、当該治験が第 70 条第 1 項及び第 2 項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしている場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <p>1) 当該被験機器が、生命が危険な状態にある傷病者に対して、その生命の危険を回避するため緊急に使用される <b>医療機器</b>として、製造販売の承認を申請することを予定しているものであることの説明</p> <p>2) 現在における治療方法では被験者となるべき者に対して十分な効果が期待できないことの説明</p>	<p>2) 治験の実施の準備及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、当該受託者の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲</p> <p>3) 治験の実施に係る業務の一部を委託する場合にあっては、当該受託者の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲</p> <p>4) 実施医療機関の名称及び所在地</p> <p>5) 治験の目的</p> <p>6) <b>被験製品</b>の概要</p> <p>7) <b>治験製品</b>提供者の氏名及び住所</p> <p>8) 治験の方法</p> <p>9) 被験者の選定に関する事項</p> <p>10) 原資料の閲覧に関する事項</p> <p>11) 記録(データを含む。)の保存に関する事項</p> <p>12) 治験調整医師に委嘱した場合にあっては、その氏名及び職名</p> <p>13) 治験調整委員会に委嘱した場合にあっては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名及び職名</p> <p>14) 第 38 条に規定する効果安全性評価委員会を設置したときは、その旨</p> <p>2 自ら治験を実施しようとする者は、当該治験が被験者に対して <b>治験製品</b> の効果を有しないこと及び第 70 条第 1 項の同意を得ることが困難な者を対象にすることが予測される場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <p>1) 当該治験が第 70 条第 1 項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしなければならないことの説明</p> <p>2) 当該治験において、予測される被験者への不利益が必要な最小限度のものであることの説明</p> <p>3 自ら治験を実施しようとする者は、当該治験が第 70 条第 1 項及び第 2 項の同意を得ることが困難と予測される者を対象にしている場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。</p> <p>1) 当該被験製品が、生命が危険な状態にある傷病者に対して、その生命の危険を回避するため緊急に使用される <b>再生医療等製品</b>として、製造販売の承認を申請することを予定しているものであることの説明</p> <p>2) 現在における治療方法では被験者となるべき者に対して十分な効果が期待できないことの説明</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>3) 被験薬の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあることの説明</p> <p>4) 第 26 条の 5 に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨</p> <p>4 自ら治験を実施しようとする者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、<del>当該</del> 治験実施計画書を改訂しなければならない。</p> <p>(治験薬概要書) 第 15 条の 5 自ら治験を実施しようとする者は、第 15 条の 3 に規定する試験により得られた資料並びに被験薬の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験薬概要書を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 被験薬の化学名又は識別記号</li> <li>2) 品質、毒性、薬理作用その他の被験薬に関する事項</li> <li>3) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項</li> </ol> <p>2 自ら治験を実施しようとする者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、<del>当該前項の</del> 治験薬概要書を改訂しなければならない。</p> <p>(説明文書の作成) 第 15 条の 6 自ら治験を実施しようとする者(治験責任医師となるべき医師又は歯科医師に限る。次条及び第 26 条の 4 において同じ。)は、説明文書を作成しなければならない。</p> <p>(実施医療機関の長への文書の事前提出等) 第 15 条の 7 自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる文書を実施医療機関の長に提出し、治験の実施の承認を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 治験実施計画書(第 15 条の 4 第 4 項の規定により改訂されたものを含む。)</li> <li>2) 治験薬概要書(第 15 条の 5 第 2 項の規定により改訂されたものを含む。)</li> </ol>	<p>3) 被験機器の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあることの説明</p> <p>4) 第 38 条に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨</p> <p>4 自ら治験を実施しようとする者は、被験機器の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、<del>当該</del> 治験実施計画書を改訂しなければならない。</p> <p>(治験機器概要書) 第 19 条 自ら治験を実施しようとする者は、第 17 条に規定する試験により得られた資料並びに被験機器の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験機器概要書を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 被験機器の原材料名又は識別記号</li> <li>2) 被験機器の構造及び原理に関する事項</li> <li>3) 品質、安全性、性能その他の被験機器に関する事項</li> <li>4) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項</li> </ol> <p>2 自ら治験を実施しようとする者は、被験機器の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、<del>当該前項の</del> 治験機器概要書を改訂しなければならない。</p> <p>(説明文書の作成) 第 20 条 自ら治験を実施しようとする者(治験責任医師となるべき医師又は歯科医師に限る。次条及び第 37 条において同じ。)は、説明文書を作成しなければならない。</p> <p>(実施医療機関の長への文書の事前提出及び治験の実施の承認) 第 21 条 自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる文書を実施医療機関の長に提出し、治験の実施の承認を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 治験実施計画書(第 18 条第 4 項の規定により改訂されたものを含む。)</li> <li>2) 治験機器概要書(第 19 条第 2 項の規定により改訂されたものを含む。)</li> </ol>	<p>3) 被験製品の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあることの説明</p> <p>4) 第 38 条に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨</p> <p>4 自ら治験を実施しようとする者は、被験製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書を改訂しなければならない。</p> <p>(治験製品概要書) 第 19 条 自ら治験を実施しようとする者は、第十七条の試験により得られた資料並びに被験製品の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験製品概要書を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 被験製品の構成細胞、導入遺伝子又は識別記号</li> <li>2) 品質、安全性、効能、効果又は性能その他の被験製品に関する事項</li> <li>3) 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項</li> </ol> <p>2 自ら治験を実施しようとする者は、被験製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、前項の治験製品概要書を改訂しなければならない。</p> <p>(説明文書の作成) 第 20 条 自ら治験を実施しようとする者(治験責任医師となるべき医師又は歯科医師に限る。次条及び第 37 条において同じ。)は、説明文書を作成しなければならない。</p> <p>(実施医療機関の長への文書の事前提出及び治験の実施の承認) 第 21 条 自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる文書を実施医療機関の長に提出し、治験の実施の承認を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 治験実施計画書(第 18 条第 4 項の規定により改訂されたものを含む。)</li> <li>2) 治験製品概要書(第 19 条第 2 項の規定により改訂されたものを含む。)</li> </ol>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>3)症例報告書の見本 4)説明文書 5)モニタリングに関する手順書 6)監査に関する計画書及び業務に関する手順書 7)治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書 8)治験薬の管理に関する事項を記載した文書 9)この省令の規定により自ら治験を実施する者及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書 10)治験の費用に関する事項を記載した文書 11)被験者の健康被害の補償に関する事項を記載した文書 12)実施医療機関が自ら治験を実施する者の求めに応じて第 41 条第 2 項各号に掲げる記録(文書を含む。)を閲覧に供する旨を記載した文書 13)実施医療機関がこの省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第 46 条に規定する場合を除く。)には、自ら治験を実施する者は治験を中止することができる旨を記載した文書 14)その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書</p> <p>(業務の委託) 第 15 条の 8 自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関は、治験の実施の準備及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該受託者委託を受けた者(以下この節において「受託者」という。)との契約を締結しなければならない。</p> <p>1)当該委託に係る業務の範囲 2)当該委託に係る業務の手順に関する事項 3)前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関が確認することができる旨 4)当該受託者に対する指示に関する事項 5)前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関が確認することができる旨 6)当該受託者が自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関</p>	<p>3)症例報告書の見本 4)説明文書 5)モニタリングに関する手順書 6)監査に関する計画書及び業務に関する手順書 7)治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書 8)治験機器の管理に関する事項を記載した文書 9)この省令の規定により自ら治験を実施する者及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書 10)治験の費用に関する事項を記載した文書 11)被験者の健康被害の補償に関する事項を記載した文書 12)実施医療機関が自ら治験を実施する者の求めに応じて第 61 条第 2 項各号に掲げる記録(文書を含む。)を閲覧に供する旨を記載した文書 13)実施医療機関がこの省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第 66 条に規定する場合を除く。)には、自ら治験を実施する者が治験を中止することができる旨を記載した文書 14)その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書</p> <p>(業務の委託) 第 22 条 自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関は、治験の実施の準備及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該受託者委託を受けた者(以下この節において「受託者」という。)との契約を締結しなければならない。</p> <p>1)当該委託に係る業務の範囲 2)当該委託に係る業務の手順に関する事項 3)前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関が確認することができる旨 4)当該受託者に対する指示に関する事項 5)前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関が確認することができる旨 6)当該受託者が自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関</p>	<p>3)症例報告書の見本 4)説明文書 5)モニタリングに関する手順書 6)監査に関する計画書及び業務に関する手順書 7)治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書 8)治験製品の管理に関する事項を記載した文書 9)この省令の規定により自ら治験を実施する者及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書 10)治験の費用に関する事項を記載した文書 11)被験者の健康被害の補償に関する事項を記載した文書 12)実施医療機関が自ら治験を実施する者の求めに応じて第 61 条第 2 項各号に掲げる記録(文書を含む。)を閲覧に供する旨を記載した文書 13)実施医療機関がこの省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第 66 条に規定する場合を除く。)には、自ら治験を実施する者が治験を中止することができる旨を記載した文書 14)その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書</p> <p>(業務の委託) 第 22 条 自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関は、治験の実施の準備及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該委託を受けた者(以下この節において「受託者」という。)との契約を締結しなければならない。</p> <p>1)当該委託に係る業務の範囲 2)当該委託に係る業務の手順に関する事項 3)前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関が確認することができる旨 4)受託者に対する指示に関する事項 5)前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関が確認することができる旨 6)受託者が自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関に対し</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
に対して行う報告に関する事項 7)当該委託する業務に係る次条に規定する措置に関する事項 8)その他当該委託に係る業務について必要な事項	に対して行う報告に関する事項 7)当該委託する業務に係る次条に規定する措置に関する事項 8)その他当該委託に係る業務について必要な事項	て行う報告に関する事項 7)当該委託する業務に係る次条に規定する措置に関する事項 8)その他当該委託に係る業務について必要な事項
2 前項に規定するの規定による文書の契約の締結については、第 12 条第 2 項から第 6 項第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関」と読み替えるものとする。 (被験者に対する補償措置) 第 15 条の 9 自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、治験に係る被験者に生じた健康被害(受託者の業務により生じたものを含む。)の補償のために、保険契約の締結その他の必要な措置を講じておかなければならない。	2 前項の規定による文書による契約の締結については、第 12 条第 2 項から第 6 項第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関」と読み替えるものとする。 (被験者に対する補償措置) 第 23 条 自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、治験に係る被験者に生じた健康被害(受託者の業務により生じたものを含む。)の補償のために、保険契約の締結その他の必要な措置を講じておかなければならない。	2 前項の規定による文書による契約の締結については、第 12 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関」と読み替えるものとする。 (被験者に対する補償措置) 第 23 条 自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、治験に係る被験者に生じた健康被害(受託者の業務により生じたものを含む。)の補償のために、保険契約の締結その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。
第3章 治験の管理に関する基準 第1節 治験依頼者による治験の管理に関する基準		
(治験薬の管理) 第16条 治験依頼者は、治験薬の容器又は被包に次に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。 1)治験用である旨 2)治験依頼者の氏名及び住所(当該者が本邦内に住所を有しない場合にあっては、その氏名及び住所地の国名並びに治験国内管理人の氏名及び住所) 3)化学名又は識別記号 4)製造番号又は製造記号 5)貯蔵方法、有効期間等を定める必要があるものについては、その内容	(治験機器の管理) 第 24 条 治験依頼者は、治験機器又はその容器若しくは被包に次に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。 1)治験用である旨 2)治験依頼者の氏名及び住所(当該者が本邦内に住所を有しない場合にあっては、その氏名及び住所地の国名並びに治験国内管理人の氏名及び住所) 3)原材料名又は識別記号 4)製造番号又は製造記号 5)貯蔵方法、有効期間等を定める必要があるものについては、その内容	(治験製品の管理) 第 24 条 治験依頼者は、治験製品の容器又は被包に次に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。 1)治験用である旨 2)治験依頼者の氏名及び住所(当該者が本邦内に住所を有しない場合にあっては、その氏名及び住所地の国名並びに治験国内管理人の氏名及び住所) 3)構成細胞、導入遺伝子又は識別記号 4)製造番号又は製造記号 5)貯蔵方法、有効期間等を定める必要があるものについては、その内容
2 治験依頼者は、治験薬に添付する文書、その治験薬又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)には、次に掲げる事項を記載してはならない。 1)予定される販売名 2)予定される効能又は効果 3)予定される用法又は用量	2 治験依頼者は、治験機器に添付する文書、その治験機器又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)には、次に掲げる事項を記載してはならない。 1)予定される販売名 2)予定される使用目的、効能又は効果 3)予定される操作方法又は使用方法	2 治験依頼者は、治験製品に添付する文書、その治験製品又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)には、次に掲げる事項を記載してはならない。 1)予定される販売名 2)予定される効能、効果又は性能 3)予定される用法、用量又は使用方法
3 治験依頼者は、被験者、治験責任医師等及び治験協力者が被験薬及び対照薬の識別をできない状態で実施医療機関に交付した治験薬について、緊急時に、治験責任医師等が被験薬及び対照薬の識別	3 治験依頼者は、被験者、治験責任医師等及び治験協力者が被験機器及び対照機器の識別をできない状態で実施医療機関に交付した治験機器について、緊急時に、治験責任医師等が被験機器及び対照	3 治験依頼者は、被験者、治験責任医師等及び治験協力者が被験製品及び対照製品の識別をできない状態で実施医療機関に交付した治験製品について、緊急時に、治験責任医師等が被験製品及び対照製

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
を直ちにできるよう必要な措置を講じておかなければならぬ。	機器の識別を直ちにできるよう必要な措置を講じておかなければならぬ。	品の識別を直ちにできるよう必要な措置を講じておかなければならぬ。
4 治験依頼者は、輸送及び保存中の汚染や劣化を防止するため治験薬を包装して実施医療機関に交付しなければならない。	4 治験依頼者は、輸送及び保存中の汚染や劣化を防止するため治験機器又はその部品を包装して実施医療機関に交付しなければならない。ただし、輸送及び保存中の汚染や劣化のおそれのない場合においてはこの限りではない。	4 治験依頼者は、輸送及び保存中の汚染や劣化を防止するため治験製品を包装して実施医療機関に交付しなければならない。ただし、輸送及び保存中の汚染や劣化のおそれのない場合においてはこの限りではない。
5 治験依頼者は、治験薬に関する次に掲げる記録を作成しなければならない。 1) 治験薬の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び治験薬の安定性等の品質に関する試験の記録 2) 実施医療機関ごとの治験薬の交付又は回収の数量及び年月日の記録 3) 治験薬の処分の記録	5 治験依頼者は、治験機器に関する次に掲げる記録を作成しなければならない。 1) 治験機器の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び治験機器の安定性等の品質に関する試験の記録 2) 実施医療機関ごとの治験機器の交付又は回収の数量及び年月日の記録 3) 治験機器の処分の記録	5 治験依頼者は、治験製品に関する次に掲げる記録を作成しなければならない。 1) 治験製品の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び治験製品の安定性等の品質に関する試験の記録 2) 実施医療機関ごとの治験製品の交付又は回収の数量及び年月日の記録 3) 治験製品の処分の記録
6 治験依頼者は、治験の契約の締結後遅滞なく、実施医療機関における治験薬の管理に関する手順書を作成し、これを実施医療機関に交付しなければならない。	6 治験依頼者は、治験の契約の締結後遅滞なく、実施医療機関における治験機器の管理に関する手順書を作成し、これを実施医療機関に交付しなければならない。	6 治験依頼者は、治験の契約の締結後遅滞なく、実施医療機関における治験製品の管理に関する手順書を作成し、これを実施医療機関に交付しなければならない。
7 治験依頼者は、必要に応じ、治験薬の溶解方法その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを治験責任医師等、治験協力者及び第39条に規定する治験薬管理者に交付しなければならない。	7 治験依頼者は、必要に応じ、治験機器の使用方法その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを治験責任医師等、治験協力者及び第58条に規定する治験機器管理者に交付するとともに、必要に応じ、これらの者に教育訓練を行わなければならない。	7 治験依頼者は、必要に応じ、治験製品の使用方法その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを治験責任医師等、治験協力者及び第58条に規定する治験製品管理者に交付するとともに、必要に応じ、これらの者に教育訓練を行わなければならない。
8 第6項に規定するの規定による手順書の交付については、第10条第2項から第6項第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは、「治験依頼者」と読み替えるものとする。	8 第6項に規定するの規定による手順書の交付については、第10条第2項から第6項第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは、「治験依頼者」と読み替えるものとする。	8 第6項の規定による手順書の交付については、第10条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは、「治験依頼者」と読み替えるものとする。
9 第7項に規定するの文書の交付については、第10条第2項から第6項第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「治験依頼者」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験責任医師等、治験協力者及び第39条に規定する治験薬管理者」と読み替えるものとする。	9 第7項に規定するの文書の交付については、第10条第2項から第6項第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「治験依頼者」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験責任医師等、治験協力者及び第58条に規定する治験機器管理者」と読み替えるものとする。	9 第7項の文書の交付については、第10条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「治験依頼者」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験責任医師等、治験協力者及び第58条に規定する治験製品管理者」と読み替えるものとする。
(治験薬の交付) 第17条 治験依頼者は、治験薬の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている製造所において製造された治験薬を、治験依頼者の責任のもと実施医療機関に交付しなければならない。	(治験機器の交付) 第25条 治験依頼者は、治験機器の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている製造所において製造された治験機器を、治験依頼者の責任のもと実施医療機関に瑕疵のない状態で交付しなければならない。	(治験製品の交付) 第25条 治験依頼者は、治験製品の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている製造所において製造された治験製品を、治験依頼者の責任のもと実施医療機関に交付しなければならない。
(委嘱の文書の作成) 第18条	(委嘱の文書の作成) 第26条	(委嘱の文書の作成) 第26条

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
治験依頼者は、第 2 条第 16 項に規定する調整業務を治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合には、その業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を作成しなければならない。	治験依頼者は、第 2 条第 16 項に規定する調整業務を治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合には、その業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を作成しなければならない。	治験依頼者は、第 2 条第 16 項に規定する調整業務を治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合には、その業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を作成しなければならない。
(効果安全性評価委員会の設置) 第 19 条 治験依頼者は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるために効果安全性評価委員会を設置することができる。	(効果安全性評価委員会の設置) 第 27 条 治験依頼者は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるために効果安全性評価委員会を設置することができる。	(効果安全性評価委員会の設置) 第 27 条 治験依頼者は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるために効果安全性評価委員会を設置することができる。
2 治験依頼者は、前項の効果安全性評価委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従って審議を行わせなければならない。 3 治験依頼者は、前項の審議を行ったときは、その審議の記録を作成し、これを保存しなければならない。	2 治験依頼者は、前項の効果安全性評価委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従って審議を行わせなければならない。 3 治験依頼者は、前項の審議を行ったときは、その審議の記録を作成し、これを保存しなければならない。	2 治験依頼者は、前項の効果安全性評価委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従って審議を行わせなければならない。 3 治験依頼者は、前項の審議を行ったときは、その審議の記録を作成し、これを保存しなければならない。
(副作用情報等) 第 20 条 治験依頼者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報を収集し、及び検討するとともに、実施医療機関の長に対し、これを提供しなければならない。	(不具合情報等) 第 28 条 治験依頼者は、被験機器の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報を収集し、及び検討するとともに、実施医療機関の長に対し、これを提供しなければならない。	(不具合情報等) 第 28 条 治験依頼者は、被験製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報を収集し、及び検討するとともに、実施医療機関の長に対し、これを提供しなければならない。
2 治験依頼者は、被験薬について法第 80 条の 2 第 6 項に規定する事項を知ったときは、その発現症例一覧等を当該被験薬ごとに、当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して 1 年ごとに、その期間の満了後 3 月以内に治験責任医師及び実施医療機関の長に通知しなければならない。 3 治験依頼者は、前項に規定する事項のうち当該被験薬の治験薬概要書から予測できないものを知ったときは、直ちにその旨を治験責任医師及び実施医療機関の長に通知しなければならない。 4 治験依頼者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書及び治験薬概要書を改訂しなければならない。この場合において、治験実施計画書の改訂について治験責任医師の同意を得なければならない。	2 治験依頼者は、被験機器について法第 80 条の 2 第 6 項に規定する事項を知ったときは、その発現症例一覧等を当該被験機器ごとに、当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して 1 年ごとに、その期間の満了後 3 月以内に治験責任医師及び実施医療機関の長に通知しなければならない。 3 治験依頼者は、前項に規定する事項のうち当該被験機器の治験機器概要書から予測できないものを知ったときは、直ちにその旨を治験責任医師及び実施医療機関の長に通知しなければならない。 4 治験依頼者は、被験機器の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書及び治験機器概要書を改訂しなければならない。この場合において、治験実施計画書の改訂について治験責任医師の同意を得なければならない。	2 治験依頼者は、被験製品について法第 80 条の 2 第 6 項に規定する事項を知ったときは、その発現症例一覧等を当該被験製品ごとに、当該被験製品について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して 1 年ごとに、その期間の満了後 3 月以内に治験責任医師及び実施医療機関の長に通知しなければならない。 3 治験依頼者は、前項に規定する事項のうち当該被験製品の治験製品概要書から予測できないものを知ったときは、直ちにその旨を治験責任医師及び実施医療機関の長に通知しなければならない。 4 治験依頼者は、被験製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書及び治験製品概要書を改訂しなければならない。この場合において、治験実施計画書の改訂について治験責任医師の同意を得なければならない。
(モニタリングの実施) 第 21 条 治験依頼者は、モニタリングに関する手順書を作成し、当該手順書に従ってモニタリングを実施しなければならない。 2 前項の規定によりモニタリングを実施する場合には、実施医療機関において実地に行わなければならない。ただし、他の方法により十分にモニタリングを実施することができる場合には、この限りではない。	(モニタリングの実施) 第 29 条 治験依頼者は、モニタリングに関する手順書を作成し、当該手順書に従ってモニタリングを実施しなければならない。 2 前項の規定によりモニタリングを実施する場合には、実施医療機関において実地に行わなければならない。ただし、他の方法により十分にモニタリングを実施することができる場合には、この限りではない。	(モニタリングの実施) 第 29 条 治験依頼者は、モニタリングに関する手順書を作成し、当該手順書に従ってモニタリングを実施しなければならない。 2 前項の規定によりモニタリングを実施する場合には、実施医療機関において実地に行わなければならない。ただし、他の方法により十分にモニタリングを実施することができる場合には、この限りではない。
(モニターの責務)	(モニターの責務)	(モニターの責務)

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p><b>第 22 条</b> モニタリングに従事する者(以下「モニター」という。)は、モニタリングの結果、実施医療機関における治験がこの省令又は治験実施計画書に従って行われていないことを確認した場合には、その旨を直ちに当該実施医療機関の治験責任医師に告げなければならない。</p> <p>2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施医療機関において実地に行い、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書を治験依頼者に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) モニタリングを行った日時</li> <li>2) モニタリングの対象となった実施医療機関</li> <li>3) モニターの氏名</li> <li>4) モニタリングの際に説明等を聴取した治験責任医師等の氏名</li> <li>5) モニタリングの結果の概要</li> <li>6) 前項の規定により治験責任医師に告げた事項</li> <li>7) 前号に規定する事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見</li> </ol>	<p><b>第 30 条</b> モニタリングに従事する者(以下「モニター」という。)は、モニタリングの結果、実施医療機関における治験がこの省令又は治験実施計画書に従って行われていないことを確認した場合には、その旨を直ちに当該実施医療機関の治験責任医師に告げなければならない。</p> <p>2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施医療機関において実地に行い、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書を治験依頼者に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) モニタリングを行った日時</li> <li>2) モニタリングの対象となった実施医療機関</li> <li>3) モニターの氏名</li> <li>4) モニタリングの際に説明等を聴取した治験責任医師等の氏名</li> <li>5) モニタリングの結果の概要</li> <li>6) 前項の規定により治験責任医師に告げた事項</li> <li>7) 前号に規定する事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見</li> </ol>	<p><b>第30条</b> モニタリングに従事する者(以下「モニター」という。)は、モニタリングの結果、実施医療機関における治験がこの省令又は治験実施計画書に従って行われていないことを確認した場合には、その旨を直ちに当該実施医療機関の治験責任医師に告げなければならない。</p> <p>2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施医療機関において実地に行い、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書を治験依頼者に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) モニタリングを行った日時</li> <li>2) モニタリングの対象となった実施医療機関</li> <li>3) モニターの氏名</li> <li>4) モニタリングの際に説明等を聴取した治験責任医師等の氏名</li> <li>5) モニタリングの結果の概要</li> <li>6) 前項の規定により治験責任医師に告げた事項</li> <li>7) 前号の事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見</li> </ol>
<p><b>(監査)</b></p> <p><b>第 23 条</b> 治験依頼者は、監査に関する計画書及び業務に関する手順書を作成し、当該計画書及び手順書に従って監査を実施しなければならない。</p> <p>2 監査に従事する者(以下「監査担当者」という。)は、<b>監査に係る医薬品の開発に係る部門</b>及びモニタリングを担当する部門に属してはならない。</p> <p>3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。</p>	<p><b>(監査)</b></p> <p><b>第 31 条</b> 治験依頼者は、監査に関する計画書及び業務に関する手順書を作成し、当該計画書及び手順書に従って監査を実施しなければならない。</p> <p>2 監査に従事する者(以下「監査担当者」という。)は、<b>当該監査に係る治験機器の開発及びモニタリングに関連した業務を担当する者であつてはならない。</b></p> <p>3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。</p>	<p><b>(監査)</b></p> <p><b>第31条</b> 治験依頼者は、監査に関する計画書及び業務に関する手順書を作成し、当該計画書及び手順書に従って監査を実施しなければならない。</p> <p>2 監査に従事する者(以下「監査担当者」という。)は、<b>当該監査に係る治験製品の開発及びモニタリングに関連した業務を担当する者であつてはならない。</b></p> <p>3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。</p>
<p><b>(治験の中止等)</b></p> <p><b>第 24 条</b> 治験依頼者は、実施医療機関がこの省令、治験実施計画書又は治験の契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第 46 条に規定する場合を除く。)には、当該実施医療機関との治験の契約を解除し、当該実施医療機関における治験を中止しなければならない。</p> <p>2 治験依頼者は、治験を中断し、又は中止する場合には、速やかにその旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。</p>	<p><b>(治験の中止等)</b></p> <p><b>第 32 条</b> 治験依頼者は、実施医療機関がこの省令、治験実施計画書又は治験の契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第 66 条に規定する場合を除く。)には、当該実施医療機関との治験の契約を解除し、当該実施医療機関における治験を中止しなければならない。</p> <p>2 治験依頼者は、治験を中断し、又は中止する場合には、速やかにその旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。</p>	<p><b>(治験の中止等)</b></p> <p><b>第32条</b> 治験依頼者は、実施医療機関がこの省令、治験実施計画書又は治験の契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第66条に規定する場合を除く。)には、当該実施医療機関との治験の契約を解除し、当該実施医療機関における治験を中止しなければならない。</p> <p>2 治験依頼者は、治験を中断し、又は中止する場合には、速やかにその旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
3 治験依頼者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料を法第 14 条第 3 項に規定する申請書に添付しないことを決定した場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。  4 第 2 項及び前項に規定する規定による文書による通知については、第 10 条第 2 項から第 6 項第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは、「治験依頼者」と読み替えるものとする。	3 治験依頼者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料を法第 14 条法第 23 条の 2 の 5 第 3 項に規定する申請書に添付しないことを決定した場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。  4 第 2 項及び前項に規定する規定による文書による通知については、第 10 条第 2 項から第 6 項第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは、「治験依頼者」と読み替えるものとする。	3 治験依頼者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料を法第 23 条の 25 第 3 項に規定する申請書に添付しないことを決定した場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。  4 第 2 項及び前項の規定による文書による通知については、第 10 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは、「治験依頼者」と読み替えるものとする。
(総括報告書) 第 25 条 治験依頼者は、治験を終了し、又は中止したときは、総括報告書(治験の結果等を取りまとめた文書をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。	(総括報告書) 第 33 条 治験依頼者は、治験を終了し、又は中止したときは、総括報告書(治験の結果等を取りまとめた文書をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。	(総括報告書) 第 33 条 治験依頼者は、治験を終了し、又は中止したときは、総括報告書(治験の結果等を取りまとめた文書をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。
(記録の保存等) 第 26 条 治験依頼者は、次に掲げる治験に関する記録(文書及びデータを含む。)を被験薬に係る医薬品についての製造販売の承認を受ける日(第 24 条第 3 項の規定により通知したときは、通知した日後 3 年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間適切に保存しなければならない。  1) 治験実施計画書、契約書、総括報告書その他この省令の規定により治験依頼者が作成した文書又はその写し 2) 症例報告書、第 32 条第 6 項の規定により通知された文書その他この省令の規定により実施医療機関の長又は治験責任医師等から入手した記録 3) モニタリング、監査その他の治験の依頼及び管理に係る業務の記録(前 2 号及び第 5 号に掲げるものを除く。) 4) 治験を行うことにより得られたデータ 5) 第 16 条第 5 項に規定する記録	(記録の保存等) 第 34 条 治験依頼者は、次に掲げる治験に関する記録(文書及びデータを含む。)を被験機器に係る医療機器についての製造販売の承認を受ける日(第 32 条第 3 項の規定により通知したときは、通知した日後 3 年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間適切に保存しなければならない。  1) 治験実施計画書、契約書、総括報告書その他この省令の規定により治験依頼者が作成した文書又はその写し 2) 症例報告書、第 51 条第 6 項の規定により通知された文書その他この省令の規定により実施医療機関の長又は治験責任医師等から入手した記録 3) モニタリング、監査その他の治験の依頼及び管理に係る業務の記録(前 2 号及び第 5 号に掲げるものを除く。) 4) 治験を行うことにより得られたデータ 5) 第 24 条第 5 項に規定する記録	(記録の保存等) 第 34 条 治験依頼者は、次に掲げる治験に関する記録(文書及びデータを含む。)を被験製品に係る再生医療等製品についての製造販売の承認(法第 23 条の 26 第 1 項の規定により条件及び期限を付したもの)を受ける日(第 32 条第 3 項の規定により通知したときは、通知した日後 3 年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間適切に保存しなければならない。  1) 治験実施計画書、契約書、総括報告書その他この省令の規定により治験依頼者が作成した文書又はその写し 2) 症例報告書、第 51 条第 6 項の規定により通知された文書その他この省令の規定により実施医療機関の長又は治験責任医師等から入手した記録 3) モニタリング、監査その他の治験の依頼及び管理に係る業務の記録(前 2 号及び第 5 号に掲げるものを除く。) 4) 治験を行うことにより得られたデータ 5) 第 24 条第 5 項の記録
2 本邦内に住所を有しない治験依頼者は、治験国内管理人に第 16 条第 5 項に規定する記録を前項に定める期間保存させなければならない。	2 本邦内に住所を有しない治験依頼者は、治験国内管理人に第 24 条第 5 項に規定する記録を前項に定める期間保存させなければならない。	2 本邦内に住所を有しない治験依頼者は、治験国内管理人に第 24 条第 5 項の記録を前項に定める期間保存させなければならない。
第2節 自ら治験を実施する者による治験の管理に関する基準		
(治験薬の管理) 第 26 条の 2	(治験機器の管理) 第 35 条	(治験製品の管理) 第 35 条

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>自ら治験を実施する者は、<b>治験薬の容器又は被包</b>に次に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 治験用である旨</li> <li>2) 自ら治験を実施する者の氏名及び職名並びに住所</li> <li>3) <b>化学名</b>又は識別記号</li> <li>4) 製造番号又は製造記号</li> <li>5) 貯蔵方法、有効期間等を定める必要があるものについては、その内容</li> </ol> <p>2 自ら治験を実施する者は、<b>治験薬</b>に添付する文書、その<b>治験薬</b>又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)には、次に掲げる事項を記載してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 予定される販売名</li> <li>2) 予定される効能又は効果</li> <li>3) 予定される用法又は用量</li> </ol> <p>3 自ら治験を実施する者は、被験者、治験分担医師及び治験協力者が<b>被験薬及び対照薬</b>の識別をできない状態で入手した<b>治験薬</b>について、緊急時に、治験分担医師が<b>被験薬及び対照薬</b>の識別を直ちにできるよう必要な措置を講じておかなければならぬ。</p> <p>4 自ら治験を実施する者は、輸送及び保存中の汚染や劣化を防止するため必要な措置を講じておかなければならぬ。</p> <p>5 自ら治験を実施する者は、<b>治験薬</b>に関する次に掲げる記録を作成し、又は入手しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <b>治験薬</b>の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び<b>治験薬</b>の安定性等の品質に関する試験の記録</li> <li>2) <b>治験薬</b>を入手し、又は<b>治験薬</b>提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月日の記録</li> <li>3) <b>治験薬</b>の処分の記録</li> </ol> <p>6 自ら治験を実施する者は、治験の実施の承認後遅滞なく、実施医療機関における<b>治験薬</b>の管理に関する手順書を作成し、これを実施医療機関に交付しなければならぬ。</p> <p>7 自ら治験を実施する者は、必要に応じ、<b>治験薬</b>の溶解方法その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを治験分担医師、治験協力者及び第 39 条に規定する<b>治験薬</b>管理者に交付しなければならぬ。</p>	<p>自ら治験を実施する者は、<b>治験機器</b>又はその容器若しくは被包に次に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 治験用である旨</li> <li>2) 自ら治験を実施する者の氏名及び職名並びに住所</li> <li>3) <b>原材料名</b>又は識別記号</li> <li>4) 製造番号又は製造記号</li> <li>5) 貯蔵方法、有効期間等を定める必要があるものについては、その内容</li> </ol> <p>2 自ら治験を実施する者は、<b>治験機器</b>に添付する文書、その<b>治験機器</b>又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)には、次に掲げる事項を記載してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 予定される販売名</li> <li>2) 予定される<b>使用目的</b>、効能又は効果</li> <li>3) 予定される操作方法又は使用方法</li> </ol> <p>3 自ら治験を実施する者は、被験者、治験分担医師及び治験協力者が<b>被験製品及び対照製品</b>の識別をできない状態で入手した<b>治験製品</b>について、緊急時に、治験分担医師が<b>被験製品及び対照製品</b>の識別を直ちにできるよう必要な措置を講じておかなければならぬ。</p> <p>4 自ら治験を実施する者は、輸送及び保存中の汚染や劣化を防止するため適切に包装された<b>治験機器</b>の提供を受けなければならない。ただし、輸送及び保存中の汚染や劣化のおそれのない場合においてはこの限りではない。</p> <p>5 自ら治験を実施する者は、<b>治験機器</b>に関する次に掲げる記録を作成し、又は入手しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <b>治験機器</b>の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び<b>治験機器</b>の安定性等の品質に関する試験の記録</li> <li>2) <b>治験機器</b>を入手し、又は<b>治験機器</b>提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月日の記録</li> <li>3) <b>治験機器</b>の処分の記録</li> </ol> <p>6 自ら治験を実施する者は、治験の実施の承認後遅滞なく、実施医療機関における<b>治験製品</b>の管理に関する手順書を作成し、これを実施医療機関に交付しなければならぬ。</p> <p>7 自ら治験を実施する者は、必要に応じ、<b>治験機器</b>の<b>使用方法</b>その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを治験分担医師、治験協力者及び第 58 条に規定する<b>治験製品</b>管理者に交付するとともに、必要に応じ、これらの者に教育訓練を行わなければならない。</p>	<p>自ら治験を実施する者は、<b>治験製品</b>の容器又は被包に次に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 治験用である旨</li> <li>2) 自ら治験を実施する者の氏名及び職名並びに住所</li> <li>3) <b>構成細胞、導入遺伝子</b>又は識別記号</li> <li>4) 製造番号又は製造記号</li> <li>5) 貯蔵方法、有効期間等を定める必要があるものについては、その内容</li> </ol> <p>2 自ら治験を実施する者は、<b>治験製品</b>に添付する文書、その<b>治験製品</b>又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)には、次に掲げる事項を記載してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 予定される販売名</li> <li>2) 予定される<b>効能、効果</b>又は<b>性能</b></li> <li>3) 予定される用法、用量又は使用方法</li> </ol> <p>3 自ら治験を実施する者は、被験者、治験分担医師及び治験協力者が<b>被験製品及び対照製品</b>の識別をできない状態で入手した<b>治験製品</b>について、緊急時に、治験分担医師が<b>被験製品及び対照製品</b>の識別を直ちにできるよう必要な措置を講じておかなければならぬ。</p> <p>4 自ら治験を実施する者は、輸送及び保存中の汚染や劣化を防止するため必要な措置を講じておかなければならぬ。ただし、輸送及び保存中の汚染や劣化のおそれのない場合においてはこの限りではない。</p> <p>5 自ら治験を実施する者は、<b>治験製品</b>に関する次に掲げる記録を作成し、又は入手しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <b>治験製品</b>の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び<b>治験製品</b>の安定性等の品質に関する試験の記録</li> <li>2) <b>治験製品</b>を入手し、又は<b>治験製品</b>提供者から提供を受けた場合にはその数量及び年月日の記録</li> <li>3) <b>治験製品</b>の処分の記録</li> </ol> <p>6 自ら治験を実施する者は、治験の実施の承認後遅滞なく、実施医療機関における<b>治験製品</b>の管理に関する手順書を作成し、これを実施医療機関に交付しなければならぬ。</p> <p>7 自ら治験を実施する者は、必要に応じ、<b>治験製品</b>の<b>使用方法</b>その他の取扱方法を説明した文書を作成し、これを治験分担医師、治験協力者及び第 58 条に規定する<b>治験製品</b>管理者に交付するとともに、必要に応じ、これらの者に教育訓練を行わなければならない。</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
(治験薬の品質の確保)  第 26 条の 3 自ら治験を実施する者は、 <b>治験薬</b> の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている製造所において製造された <b>治験薬</b> を用いて治験を実施しなければならない。	(治験機器の品質の確保)  第 36 条 自ら治験を実施する者は、 <b>治験機器</b> の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている製造所において製造された <b>治験機器</b> を用いて治験を実施しなければならない。	(治験製品の品質の確保)  第36条 自ら治験を実施する者は、 <b>治験製品</b> の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている製造所において製造された <b>治験製品</b> を用いて治験を実施しなければならない。
(委嘱の文書の作成)  第 26 条の 4 自ら治験を実施する者は、第 2 条第 16 項に規定する調整業務を治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合には、その業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を作成しなければならない。	(委嘱の文書の作成)  第 37 条 自ら治験を実施する者は、第 2 条第 16 項に規定する調整業務を治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合には、その業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を作成しなければならない。	(委嘱の文書の作成)  第37条 自ら治験を実施する者は、第2条第16項に規定する調整業務を治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合には、その業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を作成しなければならない。
(効果安全性評価委員会の設置)  第 26 条の 5 自ら治験を実施する者は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるために効果安全性評価委員会を設置することができる。  2 自ら治験を実施する者は、前項の効果安全性評価委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従って審議を行わせなければならない。  3 自ら治験を実施する者は、前項の審議を行ったときは、その審議の記録を作成し、これを保存しなければならない。	(効果安全性評価委員会の設置)  第 38 条 自ら治験を実施する者は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるために効果安全性評価委員会を設置することができる。  2 自ら治験を実施する者は、前項の効果安全性評価委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従って審議を行わせなければならない。  3 自ら治験を実施する者は、前項の審議を行ったときは、その審議の記録を作成し、これを保存しなければならない。	(効果安全性評価委員会の設置)  第38条 自ら治験を実施する者は、治験の継続の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるために効果安全性評価委員会を設置することができる。  2 自ら治験を実施する者は、前項の効果安全性評価委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従って審議を行わせなければならない。  3 自ら治験を実施する者は、前項の審議を行ったときは、その審議の記録を作成し、これを保存しなければならない。
(副作用情報等)  第 26 条の 6 自ら治験を実施する者は、 <b>被験薬</b> の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報を収集し、及び検討するとともに、実施医療機関の長に対し、これを提供しなければならない。  2 自ら治験を実施する者は、 <b>被験薬</b> について法第 80 条の 2 第 6 項に規定する事項を知ったときは、直ちにその旨を実施医療機関の長(一の実施計画書に基づき共同で複数の実施医療機関において治験を実施する場合には他の実施医療機関の治験責任医師を含む。)に通知しなければならない。  3 自ら治験を実施する者は、 <b>被験薬</b> の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書及び <b>治験薬概要書</b> を改訂しなければならない。	(不具合情報等)  第 39 条 自ら治験を実施する者は、 <b>被験機器</b> の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報を収集し、及び検討するとともに、実施医療機関の長に対し、これを提供しなければならない。  2 自ら治験を実施する者は、 <b>被験機器</b> について法第 80 条の 2 第 6 項に規定する事項を知ったときは、直ちにその旨を実施医療機関の長(一の実施計画書に基づき共同で複数の実施医療機関において治験を実施する場合には他の実施医療機関の治験責任医師を含む。)に通知しなければならない。  3 自ら治験を実施する者は、 <b>被験機器</b> の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書及び <b>治験機器概要書</b> を改訂しなければならない。	(不具合情報等)  第39条 自ら治験を実施する者は、 <b>被験製品</b> の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報を収集し、及び検討するとともに、実施医療機関の長に対し、これを提供しなければならない。  2 自ら治験を実施する者は、 <b>被験製品</b> について法第80条の2第6項に規定する事項を知ったときは、直ちにその旨を実施医療機関の長(一の実施計画書に基づき共同で複数の実施医療機関において治験を実施する場合には他の実施医療機関の治験責任医師を含む。)に通知しなければならない。  3 自ら治験を実施する者は、 <b>被験製品</b> の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書及び <b>治験製品概要書</b> を改訂しなければならない。
(モニタリングの実施)	(モニタリングの実施)	(モニタリングの実施)

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p><b>第 26 条の 7</b></p> <p>自ら治験を実施する者は、モニタリングに関する手順書を作成し、第 27 条第 1 項の治験審査委員会の意見を踏まえて、当該手順書に従って、モニタリングを実施させなければならない。</p> <p>2 モニターは、<u>当該モニタリングの対象となる実施医療機関において当該その対象となる治験に従事してはならない。</u></p> <p>3 第 1 項の規定によりモニタリングを実施する場合には、実施医療機関において実地に行わなければならない。ただし、他の方法により十分にモニタリングを実施することができる場合には、この限りではない。</p> <p>(モニターの責務)</p> <p><b>第 26 条の 8</b></p> <p>モニターは、モニタリングの結果、実施医療機関における治験がこの省令又は治験実施計画書に従って行われていないことを確認した場合には、その旨を直ちに当該実施医療機関の治験責任医師に告げなければならない。</p> <p>2 モニターは、モニタリングを実地に実施したときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書を自ら治験を実施する者及び当該モニタリングに係る実施医療機関の長に提出しなければならない。</p> <p>1) モニタリングを行った日時 2) モニターの氏名 3) モニタリングの際に説明等を聴取した治験責任医師等の氏名 4) モニタリングの結果の概要 5) 前項の規定により治験責任医師に告げた事項 6) 前号に規定する事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見</p>	<p><b>第 40 条</b></p> <p>自ら治験を実施する者は、モニタリングに関する手順書を作成し、第 46 条第 1 項の治験審査委員会の意見を踏まえて、当該手順書に従って、モニタリングを実施させなければならない。</p> <p>2 モニターは、<u>当該モニタリングの対象となる実施医療機関において当該その対象となる治験に従事してはならない。</u></p> <p>3 第 1 項の規定によりモニタリングを実施する場合には、実施医療機関において実地に行わなければならぬ。ただし、他の方法により十分にモニタリングを実施することができる場合には、この限りではない。</p> <p>(モニターの責務)</p> <p><b>第 41 条</b></p> <p>モニターは、モニタリングの結果、実施医療機関における治験がこの省令又は治験実施計画書に従って行われていないことを確認した場合には、その旨を直ちに当該実施医療機関の治験責任医師に告げなければならない。</p> <p>2 モニターは、モニタリングを実地に実施したときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書を自ら治験を実施する者及び当該モニタリングに係る実施医療機関の長に提出しなければならない。</p> <p>1) モニタリングを行った日時 2) モニターの氏名 3) モニタリングの際に説明等を聴取した治験責任医師等の氏名 4) モニタリングの結果の概要 5) 前項の規定により治験責任医師に告げた事項 6) 前号に規定する事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見</p>	<p><b>第 40 条</b></p> <p>自ら治験を実施する者は、モニタリングに関する手順書を作成し、第 46 条第 1 項の治験審査委員会の意見を踏まえて、当該手順書に従って、モニタリングを実施させなければならない。</p> <p>2 モニターは、モニタリングの対象となる実施医療機関においてその対象となる治験に従事してはならない。</p> <p>3 第 1 項の規定によりモニタリングを実施する場合には、実施医療機関において実地に行わなければならぬ。ただし、他の方法により十分にモニタリングを実施することができる場合には、この限りではない。</p> <p>(モニターの責務)</p> <p><b>第 41 条</b></p> <p>モニターは、モニタリングの結果、実施医療機関における治験がこの省令又は治験実施計画書に従って行われていないことを確認した場合には、その旨を直ちに当該実施医療機関の治験責任医師に告げなければならない。</p> <p>2 モニターは、モニタリングを実地に実施したときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書を自ら治験を実施する者及び当該モニタリングに係る実施医療機関の長に提出しなければならない。</p> <p>1) モニタリングを行った日時 2) モニターの氏名 3) モニタリングの際に説明等を聴取した治験責任医師等の氏名 4) モニタリングの結果の概要 5) 前項の規定により治験責任医師に告げた事項 6) 前号に規定する事項について講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見</p>
<p>(監査)</p> <p><b>第 26 条の 9</b></p> <p>自ら治験を実施する者は、監査に関する計画書及び業務に関する手順書を作成し、第 27 条第 1 項の治験審査委員会の意見を踏まえて、当該計画書及び手順書に従って監査を実施させなければならない。</p> <p>2 監査担当者は、当該監査に係る治験を実施する医療機関において当該治験の実施(その準備及び管理を含む。)及びモニタリングに従事してはならない。</p> <p>3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を</p>	<p>(監査)</p> <p><b>第 42 条</b></p> <p>自ら治験を実施する者は、監査に関する計画書及び業務に関する手順書を作成し、第 46 条第 1 項の治験審査委員会の意見を踏まえて、当該計画書及び手順書に従って監査を実施させなければならない。</p> <p>2 監査担当者は、当該監査に係る治験を実施する医療機関において当該治験の実施(その準備及び管理を含む。)及びモニタリングに従事してはならない。</p> <p>3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を</p>	<p>(監査)</p> <p><b>第 42 条</b></p> <p>自ら治験を実施する者は、監査に関する計画書及び業務に関する手順書を作成し、第 46 条第 1 項の治験審査委員会の意見を踏まえて、当該計画書及び手順書に従って監査を実施させなければならない。</p> <p>2 監査担当者は、当該監査に係る治験を実施する医療機関において当該治験の実施(その準備及び管理を含む。)及びモニタリングに従事してはならない。</p> <p>3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
作成し、これを自ら治験を実施する者及び実施医療機関の長に提出しなければならない。 (治験の中止等) 第 26 条の 10 自ら治験を実施する者は、実施医療機関がこの省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第 46 条に規定する場合を除く。)には、当該実施医療機関における治験を中止しなければならない。	作成し、これを自ら治験を実施する者及び実施医療機関の長に提出しなければならない。 (治験の中止等) 第 43 条 自ら治験を実施する者は、実施医療機関がこの省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第 66 条に規定する場合を除く。)には、当該実施医療機関における治験を中止しなければならない。	作成し、これを自ら治験を実施する者及び実施医療機関の長に提出しなければならない。 (治験の中止等) 第43条 自ら治験を実施する者は、実施医療機関がこの省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第66条に規定する場合を除く。)には、当該実施医療機関における治験を中止しなければならない。
2 自ら治験を実施する者は、治験を中断し、又は中止する場合には、速やかにその旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。	2 自ら治験を実施する者は、治験を中断し、又は中止する場合には、速やかにその旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。	2 自ら治験を実施する者は、治験を中断し、又は中止する場合には、速やかにその旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。
3 自ら治験を実施する者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料が法第 14 条第 3 項に規定する申請書に添付されないことを知り得た場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。	3 自ら治験を実施する者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料が法第 14 条 法第 23 条の 2 の 5 第 3 項に規定する申請書に添付されないことを知り得た場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。	3 自ら治験を実施する者は、当該治験により収集された臨床試験の試験成績に関する資料が法第23条の25第3項の申請書に添付されないことを知り得た場合には、その旨及びその理由を実施医療機関の長に文書により通知しなければならない。
(総括報告書) 第 26 条の 11 自ら治験を実施する者は、治験を終了し、又は中止したときは、総括報告書を作成しなければならない。	(総括報告書) 第 44 条 自ら治験を実施する者は、治験を終了し、又は中止したときは、総括報告書を作成しなければならない。	(総括報告書) 第44条 自ら治験を実施する者は、治験を終了し、又は中止したときは、総括報告書を作成しなければならない。
(記録の保存等) 第 26 条の 12 自ら治験を実施する者は、次に掲げる治験に関する記録(文書及びデータを含む。)を、治験薬提供者が被験薬に係る医薬品についての製造販売の承認を受ける日(第 26 条の 10 第 3 項の規定により通知したときは、通知した日後 3 年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間適切に保存しなければならない。 1) 治験実施計画書、承認書、総括報告書その他この省令の規定により自ら治験を実施する者が作成した文書又はその写し 2) 症例報告書、第 32 条第 7 項の規定により通知された文書その他この省令の規定により実施医療機関の長又は治験分担医師から入手した記録 3) モニタリング、監査その他の治験の実施の基準及び管理に係る業務の記録(前 2 号及び第 5 号に掲げるものを除く。) 4) 治験を行うことにより得られたデータ 5) 第 26 条の 2 第 5 項に規定する記録	(記録の保存等) 第 45 条 自ら治験を実施する者は、次に掲げる治験に関する記録(文書及びデータを含む。)を、治験機器提供者が被験機器に係る医療機器についての製造販売の承認を受ける日(第 43 条第 3 項の規定により通知したときは、通知した日後 3 年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間適切に保存しなければならない。 1) 治験実施計画書、承認書、総括報告書その他この省令の規定により自ら治験を実施する者が作成した文書又はその写し 2) 症例報告書、第 51 条第 7 項の規定により通知された文書その他この省令の規定により実施医療機関の長又は治験分担医師から入手した記録 3) モニタリング、監査その他の治験の実施の準備及び管理に係る業務の記録(前 2 号及び第 5 号に掲げるものを除く。) 4) 治験を行うことにより得られたデータ 5) 第 35 条第 5 項に規定する記録	(記録の保存等) 第45条 自ら治験を実施する者は、次に掲げる治験に関する記録(文書及びデータを含む。)を、治験製品提供者が被験製品に係る再生医療等製品についての製造販売の承認を受ける日(第43条第3項の規定により通知したときは、通知した日後3年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間適切に保存しなければならない。 1) 治験実施計画書、承認書、総括報告書その他この省令の規定により自ら治験を実施する者が作成した文書又はその写し 2) 症例報告書、第51条第7項の規定により通知された文書その他この省令の規定により実施医療機関の長又は治験分担医師から入手した記録 3) モニタリング、監査その他の治験の実施の基準及び管理に係る業務の記録(前2号及び第5号に掲げるものを除く。) 4) 治験を行うことにより得られたデータ 5) 第35条第5項に規定する記録

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正:平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正:平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<b>第1節 治験審査委員会</b>		
(治験審査委員会の設置)  第 27 条 実施医療機関の長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を次に掲げる <b>いづれか</b> の治験審査委員会に行わせなければならない。 1)実施医療機関の長が設置した治験審査委員会 2)一般社団法人又は一般財団法人が設置した治験審査委員会 3)特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人が設置した治験審査委員会 4)医療関係者により構成された学術団体が設置した治験審査委員会 5)私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した治験審査委員会 6)独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人(医療の提供等を主な業務とするものに限る。)が設置した治験審査委員会 7)国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した治験審査委員会 8)地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した治験審査委員会	(治験審査委員会の設置)  第 46 条 実施医療機関の長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を次に掲げる <b>いづれか</b> の治験審査委員会に行わせなければならない。 1)実施医療機関の長が設置した治験審査委員会 2)一般社団法人又は一般財団法人が設置した治験審査委員会 3)特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人が設置した治験審査委員会 4)医療関係者により構成された学術団体が設置した治験審査委員会 5)私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した治験審査委員会 6)独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人(医療の提供等を主な業務とするものに限る。)が設置した治験審査委員会 7)国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した治験審査委員会 8)地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した治験審査委員会	(治験審査委員会の設置)  第 46 条 実施医療機関の長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を次に掲げる <b>いづれか</b> の治験審査委員会に行わせなければならない。 1)実施医療機関の長が設置した治験審査委員会 2)一般社団法人又は一般財団法人が設置した治験審査委員会 3)特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人が設置した治験審査委員会 4)医療関係者により構成された学術団体が設置した治験審査委員会 5)私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した治験審査委員会 6)独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人(医療の提供等を主な業務とするものに限る。)が設置した治験審査委員会 7)国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した治験審査委員会 8)地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した治験審査委員会
2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる治験審査委員会は、その設置をする者(以下「治験審査委員会の設置者」という。)が次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 1)定款その他これに準ずるものにおいて、治験審査委員会を設置する旨の定めがあること。 2)その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ。)のうちに医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていること。 3)その役員に占める次に掲げる者の割合が、それぞれ 3 分の 1 以下であること。 イ 特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者 ロ 特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関	2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる治験審査委員会は、その設置をする者(以下「治験審査委員会の設置者」という。)が次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 1)定款その他これに準ずるものにおいて、治験審査委員会を設置する旨の定めがあること。 2)その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ。)のうちに医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていること。 3)その役員に占める次に掲げる者の割合が、それぞれ 3 分の 1 以下であること。 イ 特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者 ロ 特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関	2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる治験審査委員会は、その設置をする者(以下「治験審査委員会の設置者」という。)が次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 1)定款その他これに準ずるものにおいて、治験審査委員会を設置する旨の定めがあること。 2)その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ。)のうちに医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていること。 3)その役員に占める次に掲げる者の割合が、それぞれ 3 分の 1 以下であること。 イ 特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者 ロ 特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正:平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正:平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>係を有する者</p> <p>4) 治験審査委員会の設置及び運営に関する業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。</p> <p>5) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類をその事務所に備えて置き、一般的の閲覧に供していること。</p> <p>6) その他治験審査委員会の業務の公正かつ適正な遂行を損なうおそれがないこと。</p> <p>(治験審査委員会の構成等)</p> <p>第 28 条</p> <p>治験審査委員会は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>1) 治験について倫理的及び科学的観点から十分に審議を行うことができる。</p> <p>2) 5 名以上の委員からなること。</p> <p>3) 委員のうち、医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者(次号及び第 5 号の規定により委員に加えられている者を除く。)が加えられていること。</p> <p>4) 委員のうち、実施医療機関と利害関係を有しない者が加えられていること。</p> <p>5) 委員のうち、治験審査委員会の設置者と利害関係を有しない者が加えられていること。</p> <p>2 治験審査委員会の設置者は、次に掲げる事項について記載した手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要を作成し、当該手順書に従って業務を行わせなければならない。</p> <p>1) 委員長の選任方法</p> <p>2) 会議の成立要件</p> <p>3) 会議の運営に関する事項</p> <p>4) 第 31 条第 1 項の適否の審査の実施時期に関する事項</p> <p>5) 会議の記録に関する事項</p> <p>6) 記録の保存に関する事項</p> <p>7) その他必要な事項</p> <p>3 治験審査委員会の設置者は、前項に規定する当該治験審査委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表しなければならない。</p> <p>4 治験審査委員会の設置者は、治験審査委員会の事務を行う者を選任しなければならない。</p>	<p>係を有する者</p> <p>4) 治験審査委員会の設置及び運営に関する業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。</p> <p>5) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類をその事務所に備えて置き、一般的の閲覧に供していること。</p> <p>6) その他治験審査委員会の業務の公正かつ適正な遂行を損なうおそれがないこと。</p> <p>(治験審査委員会の構成等)</p> <p>第 47 条</p> <p>治験審査委員会は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>1) 治験について倫理的及び科学的観点から十分に審議を行うことができる。</p> <p>2) 5 名以上の委員からなること。</p> <p>3) 委員のうち、医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者(次号及び第 5 号の規定により委員に加えられている者を除く。)が加えられていること。</p> <p>4) 委員のうち、実施医療機関と利害関係を有しない者が加えられていること。</p> <p>5) 委員のうち、治験審査委員会の設置者と利害関係を有しない者が加えられていること。</p> <p>2 治験審査委員会の設置者は、次に掲げる事項について記載した手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要を作成し、当該手順書に従って業務を行わせなければならない。</p> <p>1) 委員長の選任方法</p> <p>2) 会議の成立要件</p> <p>3) 会議の運営に関する事項</p> <p>4) 第 50 条第 1 項の適否の審査の実施時期に関する事項</p> <p>5) 会議の記録に関する事項</p> <p>6) 記録の保存に関する事項</p> <p>7) その他必要な事項</p> <p>3 治験審査委員会の設置者は、前項に規定する当該治験審査委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表しなければならない。</p> <p>4 治験審査委員会の設置者は、治験審査委員会の事務を行う者を選任しなければならない。</p>	<p>係を有する者</p> <p>4) 治験審査委員会の設置及び運営に関する業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。</p> <p>5) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類をその事務所に備えて置き、一般的の閲覧に供していること。</p> <p>6) その他治験審査委員会の業務の公正かつ適正な遂行を損なうおそれがないこと。</p> <p>(治験審査委員会の構成等)</p> <p>第 47 条</p> <p>治験審査委員会は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>1) 治験について倫理的及び科学的観点から十分に審議を行うことができる。</p> <p>2) 5 名以上の委員からなること。</p> <p>3) 委員のうち、医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者(次号及び第 5 号の規定により委員に加えられている者を除く。)が加えられていること。</p> <p>4) 委員のうち、実施医療機関と利害関係を有しない者が加えられていること。</p> <p>5) 委員のうち、治験審査委員会の設置者と利害関係を有しない者が加えられていること。</p> <p>2 審査委員会の設置者は、次に掲げる事項について記載した手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要を作成し、当該手順書に従って業務を行わせなければならない。</p> <p>1) 委員長の選任方法</p> <p>2) 会議の成立要件</p> <p>3) 会議の運営に関する事項</p> <p>4) 第 50 条第 1 項の適否の審査の実施時期に関する事項</p> <p>5) 会議の記録に関する事項</p> <p>6) 記録の保存に関する事項</p> <p>7) その他必要な事項</p> <p>3 治験審査委員会の設置者は、前項に規定する当該治験審査委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表しなければならない。</p> <p>4 治験審査委員会の設置者は、治験審査委員会の事務を行う者を選任しなければならない。</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
(治験審査委員会の会議) <b>第 29 条</b> 次に掲げる委員は、審査の対象となる治験に係る審議及び採決に参加することができない。 1) 治験依頼者の役員又は職員その他の治験依頼者と密接な関係を有する者 2) 自ら治験を実施する者又は自ら治験を実施する者と密接な関係を有する者 3) 実施医療機関の長、治験責任医師等又は治験協力者 2 審議に参加していない委員は、採決に参加することができない。	(治験審査委員会の会議) <b>第 48 条</b> 次に掲げる委員は、審査の対象となる治験に係る審議及び採決に参加することができない。 1) 治験依頼者の役員又は職員その他の治験依頼者と密接な関係を有する者 2) 自ら治験を実施する者又は自ら治験を実施する者と密接な関係を有する者 3) 実施医療機関の長、治験責任医師等又は治験協力者 2 審議に参加していない委員は、採決に参加することができない。	(治験審査委員会の会議) <b>第48条</b> 次に掲げる委員は、審査の対象となる治験に係る審議及び採決に参加することができない。 1) 治験依頼者の役員又は職員その他の治験依頼者と密接な関係を有する者 2) 自ら治験を実施する者又は自ら治験を実施する者と密接な関係を有する者 3) 実施医療機関の長、治験責任医師等又は治験協力者 2 審議に参加していない委員は、採決に参加することができない。
(治験審査委員会の審査) <b>第 30 条</b> 実施医療機関の長は、当該実施医療機関において治験を行うことの適否について、あらかじめ、第 27 条第 1 項の治験審査委員会の意見を聴かなければならぬ。 2 実施医療機関の長は、前項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第 27 条第 1 項第 1 号に掲げる治験審査委員会及び同項第 5 号から第 8 号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)に調査審議を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 1) 当該契約を締結した年月日 2) 当該実施医療機関及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地 3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項 4) 当該治験審査委員会が意見を述べるべき期限 5) 被験者の秘密の保全に関する事項 6) その他必要な事項	(治験審査委員会の審査) <b>第 49 条</b> 実施医療機関の長は、当該実施医療機関において治験を行うことの適否について、あらかじめ、第 46 条第 1 項の治験審査委員会の意見を聴かなければならぬ。 2 実施医療機関の長は、前項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第 46 条第 1 項第 1 号に掲げる治験審査委員会及び同項第 5 号から第 8 号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)に調査審議を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 1) 当該契約を締結した年月日 2) 当該実施医療機関及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地 3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項 4) 当該治験審査委員会が意見を述べるべき期限 5) 被験者の秘密の保全に関する事項 6) その他必要な事項	(治験審査委員会の審査) <b>第49条</b> 実施医療機関の長は、当該実施医療機関において治験を行うことの適否について、あらかじめ、第46条第1項の治験審査委員会の意見を聴かなければならぬ。 2 実施医療機関の長は、前項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第46条第1項第1号に掲げる治験審査委員会及び同項第5号から第8号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)に調査審議を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。 1) 当該契約を締結した年月日 2) 当該実施医療機関及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地 3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項 4) 当該治験審査委員会が意見を述べるべき期限 5) 被験者の秘密の保全に関する事項 6) その他必要な事項
3 前項の契約の締結については、第 12 条第 2 項から <b>第 6 項 第 5 項</b> までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「受託者」とあるのは「第 27 条第 1 項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した同項第 1 号に掲げる治験審査委員会及び同項第 5 号から第 8 号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)の設置者」と読み替えるものとする。	3 前項の契約の締結については、第 12 条第 2 項から <b>第 6 項 第 5 項</b> までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「受託者」とあるのは「第 46 条第 1 項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した同項第 1 号に掲げる治験審査委員会及び同項第 5 号から第 8 号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)の設置者」と読み替えるものとする。	3 前項の契約の締結については、第12条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「受託者」とあるのは「第46条第1項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した同項第1号に掲げる治験審査委員会及び同項第5号から第8号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)の設置者」と読み替えるものとする。
4 実施医療機関の長は、第 1 項の規定により第 27 条第 1 項の治験審	4 実施医療機関の長は、第 1 項の規定により第 46 条第 1 項の治験審	4 実施医療機関の長は、第 1 項の規定により第 46 条第 1 項の治験審

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>査委員会の意見を聴くに当たり、治験を行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該治験審査委員会の承諾を得て、当該専門的事項について当該治験審査委員会以外の治験審査委員会(第 27 条第 1 項各号に掲げるもの(同項第 2 号から第 4 号までに掲げるものにあっては、同条第 2 項各号に掲げる要件を満たすものに限る。)に限る。)の意見を聴くことができる。</p> <p>5 実施医療機関の長は、前項の規定により意見を聴いた治験審査委員会(以下「専門治験審査委員会」という。)が意見を述べたときは、速やかに当該意見を第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会に報告しなければならない。</p> <p>6 実施医療機関の長は、第 4 項の規定により専門治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第 27 条第 1 項第 1 号に掲げる治験審査委員会及び同項第 5 号から第 8 号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)の意見を聴く場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該専門治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。</p> <p>1) 当該契約を締結した年月日 2) 当該実施医療機関及び当該専門治験審査委員会の設置者の名称及び所在地 3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項 4) 当該専門治験審査委員会が調査審議を行う特定の専門的事項の範囲及び当該専門治験審査委員会が意見を述べるべき期限 5) 被験者の秘密の保全に関する事項 6) その他必要な事項</p> <p>7 前項の契約の締結については、第 12 条第 2 項から第 6 項第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「受託者」とあるのは「第 30 条第 5 項に規定する専門治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第 27 条第 1 項第 1 号に掲げる治験審査委員会及び同項第 5 号から第 8 号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)の設置者」と読み替えるものとする。</p> <p>8 実施医療機関の長は、第 1 項又は第 4 項の規定により、第 27 条第 1 項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した同項第 1 号に掲げる治験審査委員会を除く。)に意見を聴くときは、第 28 条第 2 項</p>	<p>査委員会の意見を聴くに当たり、治験を行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該治験審査委員会の承諾を得て、当該専門的事項について当該治験審査委員会以外の治験審査委員会(第 46 条第 1 項各号に掲げるもの(同項第 2 号から第 4 号までに掲げるものにあっては、同条第 2 項各号に掲げる要件を満たすものに限る。)に限る。)の意見を聴くことができる。</p> <p>5 実施医療機関の長は、前項の規定により意見を聴いた治験審査委員会(以下「専門治験審査委員会」という。)が意見を述べたときは、速やかに当該意見を第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会に報告しなければならない。</p> <p>6 実施医療機関の長は、第 4 項の規定により専門治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第 46 条第 1 項第 1 号に掲げる治験審査委員会及び同項第 5 号から第 8 号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)の意見を聴く場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該専門治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。</p> <p>1) 当該契約を締結した年月日 2) 当該実施医療機関及び当該専門治験審査委員会の設置者の名称及び所在地 3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項 4) 当該専門治験審査委員会が調査審議を行う特定の専門的事項の範囲及び当該専門治験審査委員会が意見を述べるべき期限 5) 被験者の秘密の保全に関する事項 6) その他必要な事項</p> <p>7 前項の契約の締結については、第 12 条第 2 項から第 6 項第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「受託者」とあるのは「第 49 条第 5 項に規定する専門治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第 46 条第 1 項第 1 号に掲げる治験審査委員会及び同項第 5 号から第 8 号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)の設置者」と読み替えるものとする。</p> <p>8 実施医療機関の長は、第 1 項又は第 4 項の規定により、第 46 条第 1 項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した同項第 1 号に掲げる治験審査委員会を除く。)に意見を聴くときは、第 47 条第 2 項</p>	<p>査委員会の意見を聴くに当たり、治験を行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該治験審査委員会の承諾を得て、当該専門的事項について当該治験審査委員会以外の治験審査委員会(第 46 条第 1 項各号に掲げるもの(同項第 2 号から第 4 号までに掲げるものにあっては、同条第 2 項各号に掲げる要件を満たすものに限る。)に限る。)の意見を聴くことができる。</p> <p>5 実施医療機関の長は、前項の規定により意見を聴いた治験審査委員会(以下「専門治験審査委員会」という。)が意見を述べたときは、速やかに当該意見を第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会に報告しなければならない。</p> <p>6 実施医療機関の長は、第 4 項の規定により専門治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第 46 条第 1 項第 1 号に掲げる治験審査委員会及び同項第 5 号から第 8 号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)の意見を聴く場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該専門治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。</p> <p>1) 当該契約を締結した年月日 2) 当該実施医療機関及び当該専門治験審査委員会の設置者の名称及び所在地 3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項 4) 当該専門治験審査委員会が調査審議を行う特定の専門的事項の範囲及び当該専門治験審査委員会が意見を述べるべき期限 5) 被験者の秘密の保全に関する事項 6) その他必要な事項</p> <p>7 前項の契約の締結については、第 12 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「受託者」とあるのは「第 49 条第 5 項に規定する専門治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した第 46 条第 1 項第 1 号に掲げる治験審査委員会及び同項第 5 号から第 8 号までに掲げる治験審査委員会のうち当該実施医療機関を有する法人が設置したものと除く。)の設置者」と読み替えるものとする。</p> <p>8 実施医療機関の長は、第 1 項又は第 4 項の規定により、第 46 条第 1 項の治験審査委員会(当該実施医療機関の長が設置した同項第 1 号に掲げる治験審査委員会を除く。)に意見を聴くときは、第 47 条第 2 項に規</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
に規定する当該治験審査委員会の手順書及び委員名簿を入手しなければならない。  (継続審査等) 第 31 条 実施医療機関の長は、治験の期間が 1 年を越える場合には、1 年に 1 回以上、当該実施医療機関において治験を継続して行うことの適否について、前条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会の意見を(当該治験を継続して行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項について前条第 4 項の規定により意見を聴いた専門治験審査委員会がある場合にあっては、同条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会及び当該専門治験審査委員会)の意見を聴かなければならぬ。	に規定する当該治験審査委員会の手順書及び委員名簿を入手しなければならない。  (継続審査等) 第 50 条 実施医療機関の長は、治験の期間が 1 年を超える場合には、1 年に 1 回以上、当該実施医療機関において治験を継続して行うことの適否について、前条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会の意見を(当該治験を継続して行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項について前条第 4 項の規定により意見を聴いた専門治験審査委員会がある場合にあっては、同条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会及び当該専門治験審査委員会)の意見を聴かなければならぬ。	定する当該治験審査委員会の手順書及び委員名簿を入手しなければならない。  (継続審査等) 第 50 条 実施医療機関の長は、治験の期間が 1 年を超える場合には、1 年に 1 回以上、当該実施医療機関において治験を継続して行うことの適否について、前条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会(当該治験を継続して行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項について前条第 4 項の規定により意見を聴いた専門治験審査委員会がある場合にあっては、同条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会及び当該専門治験審査委員会)の意見を聴かなければならない。
2 実施医療機関の長は、第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 26 条の 6 第 2 項並びに第 48 条第 2 項及び第 3 項の規定により通知を受けたとき、第 54 条第 3 項の規定により報告を受けたときその他実施医療機関の長が必要があると認めたときは、当該実施医療機関において治験を継続して行うことの適否について、前条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会の意見を(当該治験を継続して行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項について前条第 4 項の規定により意見を聴いた専門治験審査委員会がある場合にあっては、同条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会及び当該専門治験審査委員会)の意見を聴かなければならぬ。  3 前 2 項の規定により専門治験審査委員会の意見を聞く場合については、前条第 5 項の規定を準用する。  4 実施医療機関の長は、第 26 条の 8 第 2 項に規定するモニタリング報告書を受け取ったとき又は第 26 条の 9 第 3 項に規定する監査報告書を受け取ったときは、当該実施医療機関において治験が適切に行われているかどうか又は適切に行われたかどうかについて、前条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会の意見を聴かなければならぬ。  (治験審査委員会の責務) 第 32 条 第 27 条第 1 項の治験審査委員会(以下この条において「治験審査委員会」という。)は、第 30 条第 1 項の規定により実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、審査の対象とされる治験が倫理的及び科学的に妥当であるかどうかその他当該治験が当該実施医療機関において行うのに適當であるかどうかを、次に掲げる資料に基づき審査し、文書に	2 実施医療機関の長は、第 28 条第 2 項及び第 3 項並びに第 39 条第 2 項の規定により通知を受けたとき、第 68 条第 2 項及び第 3 項並びに第 74 条第 3 項の規定により報告を受けたときその他実施医療機関の長が必要があると認めたときは、当該実施医療機関において治験を継続して行うことの適否について、前条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会の意見を(当該治験を継続して行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項について前条第 4 項の規定により意見を聴いた専門治験審査委員会がある場合にあっては、同条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会及び当該専門治験審査委員会)の意見を聴かなければならぬ。  3 前 2 項の規定により専門治験審査委員会の意見を聞く場合については、前条第 5 項の規定を準用する。  4 実施医療機関の長は、第 41 条第 2 項に規定するモニタリング報告書を受け取ったとき又は第 42 条第 3 項に規定する監査報告書を受け取ったときは、当該実施医療機関において治験が適切に行われているかどうか又は適切に行われたかどうかについて、前条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会の意見を聴かなければならぬ。  (治験審査委員会の責務) 第 51 条 第 46 条第 1 項の治験審査委員会(以下この条において「治験審査委員会」という。)は、第 49 条第 1 項の規定により実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、審査の対象とされる治験が倫理的及び科学的に妥当であるかどうかその他当該治験が当該実施医療機関において行うのに適當であるかどうかを、次に掲げる資料に基づき審査し、文書に	2 実施医療機関の長は、第 28 条第 2 項及び第 3 項並びに第 39 条第 2 項の規定により通知を受けたとき、第 68 条第 2 項及び第 3 項並びに第 74 条第 3 項の規定により報告を受けたときその他実施医療機関の長が必要があると認めたときは、当該実施医療機関において治験を継続して行うことの適否について、前条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会(当該治験を継続して行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項について前条第 4 項の規定により意見を聴いた専門治験審査委員会がある場合にあっては、同条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会及び当該専門治験審査委員会)の意見を聴かなければならない。  3 前 2 項の規定により専門治験審査委員会の意見を聞く場合については、前条第 5 項の規定を準用する。  4 実施医療機関の長は、第 41 条第 2 項に規定するモニタリング報告書を受け取ったとき又は第 42 条第 3 項に規定する監査報告書を受け取ったときは、当該実施医療機関において治験が適切に行われているかどうか又は適切に行われたかどうかについて、前条第 1 項の規定により意見を聴いた治験審査委員会の意見を聴かなければならない。  (治験審査委員会の責務) 第 51 条 第 46 条第 1 項の治験審査委員会(以下この条において「治験審査委員会」という。)は、第 49 条第 1 項の規定により実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、審査の対象とされる治験が倫理的及び科学的に妥当であるかどうかその他当該治験が当該実施医療機関において行うのに適當であるかどうかを、次に掲げる資料に基づき審査し、文書により

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>より意見を述べなければならない。</p> <p>1) 第 10 条第 1 項各号又は第 15 条の 7 各号に掲げる文書</p> <p>2) 被験者の募集の手順に関する資料</p> <p>3) 第 7 条第 5 項又は第 15 条の 4 第 4 項に規定する情報その他治験を適正に行うために重要な情報を記載した文書</p> <p>4) 治験責任医師等となるべき者の履歴書</p> <p>5) その他当該治験審査委員会が必要と認める資料</p>	<p>より意見を述べなければならない。</p> <p>1) 第 10 条第 1 項各号又は第 21 条各号に掲げる文書</p> <p>2) 被験者の募集の手順に関する資料</p> <p>3) 第 7 条第 5 項又は第 18 条第 4 項に規定する情報その他治験を適正に行うために重要な情報を記載した文書</p> <p>4) 治験責任医師等となるべき者の履歴書</p> <p>5) その他当該治験審査委員会が必要と認める資料</p>	<p>意見を述べなければならない。</p> <p>1) 第 10 条第 1 項各号又は第 21 条各号に掲げる文書</p> <p>2) 被験者の募集の手順に関する資料</p> <p>3) 第 7 条第 5 項又は第 18 条第 4 項に規定する情報その他治験を適正に行うために重要な情報を記載した文書</p> <p>4) 治験責任医師等となるべき者の履歴書</p> <p>5) その他当該治験審査委員会が必要と認める資料</p>
<p>2 専門治験審査委員会は、第 30 条第 4 項の規定により実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、審査の対象とされる特定の専門的事項について前項各号に掲げる資料(当該専門治験審査委員会が必要と認めるものに限る。)に基づき審査し、文書により意見を述べなければならない。</p> <p>3 治験審査委員会及び専門治験審査委員会は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、治験審査委員会にあっては当該実施医療機関において当該治験が適切に行われているかどうかを調査した上で当該実施医療機関において治験を継続して行うことの適否を審査し、文書により意見を述べなければならない。</p> <p>4 治験審査委員会は、前条第 4 項の規定により、実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、当該実施医療機関において当該治験が適切に行われているかどうか又は適切に行われていたかどうかについて審査し、文書により意見を述べなければならない。</p> <p>5 第 30 条第 4 項の規定により実施医療機関の長が専門治験審査委員会の意見を聴いた場合においては、治験審査委員会は、第 1 項又は第 3 項の規定により意見を述べるに当たり、同条第 5 項(前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により報告された当該専門治験審査委員会の意見を踏まえて、これを行わなければならない。</p> <p>6 実施医療機関の長は、第 1 項又は第 3 項の規定による治験審査委員会の意見を治験の依頼をしようとする者又は治験依頼者及び治験責任医師となるべき者又は治験責任医師に文書により通知しなければならない。</p> <p>7 実施医療機関の長は、第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による治験審査委員会の意見を自ら治験を実施しようとする者又は自ら治験を</p>	<p>2 専門治験審査委員会は、第 49 条第 4 項の規定により実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、審査の対象とされる特定の専門的事項について前項各号に掲げる資料(当該専門治験審査委員会が必要と認めるものに限る。)に基づき審査し、文書により意見を述べなければならない。</p> <p>3 治験審査委員会及び専門治験審査委員会は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、治験審査委員会にあっては当該実施医療機関において当該治験が適切に行われているかどうかを調査した上で当該実施医療機関において治験を継続して行うことの適否を審査し、文書により意見を述べなければならない。</p> <p>4 治験審査委員会は、前条第 4 項の規定により実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、当該実施医療機関において当該治験が適切に行われているかどうか又は適切に行われていたかどうかについて審査し、文書により意見を述べなければならない。</p> <p>5 第 49 条第 4 項の規定により実施医療機関の長が専門治験審査委員会の意見を聴いた場合においては、治験審査委員会は、第 1 項又は第 3 項の規定により意見を述べるに当たり、同条第 5 項(前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により報告された当該専門治験審査委員会の意見を踏まえて、これを行わなければならない。</p> <p>6 実施医療機関の長は、第 1 項又は第 3 項の規定による治験審査委員会の意見を治験の依頼をしようとする者又は治験依頼者及び治験責任医師となるべき者又は治験責任医師に文書により通知しなければならない。</p> <p>7 実施医療機関の長は、第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による治験審査委員会の意見を自ら治験を実施しようとする者又は自ら治験を</p>	<p>意見を述べなければならない。</p> <p>2 専門治験審査委員会は、第 49 条第 4 項の規定により実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、審査の対象とされる特定の専門的事項について前項各号に掲げる資料(当該専門治験審査委員会が必要と認めるものに限る。)に基づき審査し、文書により意見を述べなければならない。</p> <p>3 治験審査委員会及び専門治験審査委員会は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、治験審査委員会にあっては当該実施医療機関において当該治験が適切に行われているかどうかを調査した上で当該実施医療機関において治験を継続して行うことの適否を、専門治験審査委員会にあっては意見を聴かれた特定の専門的事項について調査をした上で当該治験を継続して行うことの適否の判断の前提となる専門的事項を審査し、文書により意見を、それぞれ審査し、意見を聴かれた事項に係る事態の緊急性に応じて速やかに、文書により意見を述べなければならない。</p> <p>4 治験審査委員会は、前条第 4 項の規定により、実施医療機関の長から意見を聴かれたときは、当該実施医療機関において当該治験が適切に行われているかどうか又は適切に行われていたかどうかについて審査し、文書により意見を述べなければならない。</p> <p>5 第 49 条第 4 項の規定により実施医療機関の長が専門治験審査委員会の意見を聴いた場合においては、治験審査委員会は、第 1 項又は第 3 項の規定により意見を述べるに当たり、同条第 5 項(前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により報告された当該専門治験審査委員会の意見を踏まえて、これを行わなければならない。</p> <p>6 実施医療機関の長は、第 1 項又は第 3 項の規定による治験審査委員会の意見を治験の依頼をしようとする者又は治験依頼者及び治験責任医師となるべき者又は治験責任医師に文書により通知しなければならない。</p> <p>7 実施医療機関の長は、第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による治験審査委員会の意見を自ら治験を実施しようとする者又は自ら治験を</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
実施する者に文書により通知しなければならない。 <b>8 第 6 項に規定する規定による文書による通知について</b> は、第 10 条第 2 項から <b>第一項第 5 項</b> までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験の依頼をしようとする者又は治験依頼者」と読み替えるものとする。	実施する者に文書により通知しなければならない。 <b>8 第 6 項に規定する規定による文書による通知について</b> は、第 10 条第 2 項から <b>第一項第 5 項</b> までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験の依頼をしようとする者又は治験依頼者」と読み替えるものとする。	施する者に文書により通知しなければならない。 8 第 6 項の規定による文書による通知については、第 10 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験の依頼をしようとする者又は治験依頼者及び治験責任医師となるべき者又は治験責任医師」と読み替えるものとする。
(治験審査委員会の意見) 第 33 条 実施医療機関は、第 30 条第 1 項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、治験を行うことが適当でない旨の意見を述べたときは、治験の依頼を受け、又は治験の実施を承認してはならない 2 実施医療機関は、第 31 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、治験を継続して行うことが適当でない旨の意見を述べたときは、治験の契約を解除し、又は治験を中止しなければならない。 3 実施医療機関の長は、第 31 条第 4 項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、当該実施医療機関において当該治験が適切に行われていない旨又は適切に行われていなかった旨の意見を述べたときは、必要な措置を講じなければならない。	(治験審査委員会の意見) 第 52 条 実施医療機関は、第 49 条第 1 項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、治験を行うことが適当でない旨の意見を述べたときは、治験の依頼を受け、又は治験の実施を承認してはならない。 2 実施医療機関は、第 50 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、治験を継続して行うことが適當でない旨の意見を述べたときは、治験の契約を解除し、又は治験を中止させなければならない。 3 実施医療機関の長は、第 50 条第 4 項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、当該実施医療機関において当該治験が適切に行われていない旨又は適切に行われていなかった旨の意見を述べたときは、必要な措置を講じなければならない。	(治験審査委員会の意見) 第 52 条 実施医療機関は、第 49 条第 1 項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、治験を行うことが適當でない旨の意見を述べたときは、治験の依頼を受け、又は治験の実施を承認してはならない。 2 実施医療機関は、第 50 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、治験を継続して行うことが適當でない旨の意見を述べたときは、治験の契約を解除し、又は治験を中止させなければならない。 3 実施医療機関の長は、第 50 条第 4 項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、当該実施医療機関において当該治験が適切に行われていない旨又は適切に行われていなかった旨の意見を述べたときは、必要な措置を講じなければならない。
(記録の保存) 第 34 条 治験審査委員会を設置した者は、第 28 条第 2 項に規定する手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要、第 30 条第 2 項及び第 6 項の規定による契約に関する資料、第 32 条第 1 項各号に掲げる資料、同条第 2 項に規定する資料、 <b>並びに</b> 第 40 条第 1 項から第 4 項までの規定による治験審査委員会及び専門治験審査委員会に対する通知を、 <b>被験薬に係る医薬品</b> についての製造販売の承認を受ける日(第 24 条第 3 項又は第 26 条の 10 第 3 項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいざれか遅い日までの期間保存しなければならない。	(記録の保存) 第 53 条 治験審査委員会を設置した者は、第 47 条第 2 項に規定する手順書及び委員名簿並びに会議の記録及びその概要、第 49 条第 2 項及び第 6 項の規定による契約に関する資料、第 51 条第 1 項各号に掲げる資料、同条第 2 項に規定する資料、 <b>並びに</b> 第 60 条第 1 項から第 4 項までの規定による治験審査委員会及び専門治験審査委員会に対する通知を、 <b>被験機器に係る医療機器</b> についての製造販売の承認を受ける日(第 32 条第 3 項又は第 43 条第 3 項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいざれか遅い日までの期間保存しなければならない。	(記録の保存) 第 53 条 治験審査委員会を設置した者は、第 47 条第 2 項に規定する手順書及び委員名簿並びに会議の記録及びその概要、第 49 条第 2 項及び第 6 項の規定による契約に関する資料、第 51 条第 1 項各号に掲げる資料、同条第 2 項に規定する資料並びに第 60 条第 1 項から第 4 項までの規定による治験審査委員会及び専門治験審査委員会に対する通知を、 <b>被験製品</b> に係る <b>再生医療等製品</b> についての製造販売の承認を受ける日(第 32 条第 3 項又は第 43 条第 3 項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいざれか遅い日までの期間保存しなければならない。
<b>第2節 実施医療機関</b>		
(実施医療機関の要件) 第 35 条 実施医療機関は、次に掲げる要件を満たしていかなければならない。 1) 十分な臨床観察及び試験検査を行う設備及び人員を有していること。	(実施医療機関の要件) 第 54 条 実施医療機関は、次に掲げる要件を満たしていかなければならない。 1) 十分な臨床観察及び試験検査を行う設備及び人員を有していること。	(実施医療機関の要件) 第 54 条 実施医療機関は、次に掲げる要件を満たしていかなければならない。 1) 十分な臨床観察及び試験検査を行う設備及び人員を有していること。

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
2)緊急時に被験者に対して必要な措置を講ずることができること。 3)治験責任医師等、薬剤師、看護師その他治験を適正かつ円滑に行うために必要な職員が十分に確保されていること。	2)緊急時に被験者に対して必要な措置を講ずことができること。 3)治験責任医師等、薬剤師、看護師、 <b>診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士</b> その他治験を適正かつ円滑に行うために必要な職員が十分に確保されていること。	2)緊急時に被験者に対して必要な措置を講ずことができること。 3)治験責任医師等、薬剤師、看護師その他治験を適正かつ円滑に行うために必要な職員が十分に確保されていること。
(実施医療機関の長) 第 36 条 実施医療機関の長は、治験に係る業務に関する手順書を作成しなければならない。  2 実施医療機関の長は、当該実施医療機関における治験がこの省令、治験実施計画書、治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては治験の契約書、自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては第 15 条の 7 第 5 号から第 11 号までに規定する文書及び前項の手順書に従って適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。  3 実施医療機関の長は、被験者の秘密の保全が担保されるよう必要な措置を講じなければならない。	(実施医療機関の長) 第 55 条 実施医療機関の長は、治験に係る業務に関する手順書を作成しなければならない  2 実施医療機関の長は、当該実施医療機関における治験がこの省令、治験実施計画書、治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては治験の契約書、自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては第 21 条第 5 号から第 11 号までに規定する文書及び前項の手順書に従って適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。  3 実施医療機関の長は、被験者の秘密の保全が担保されるよう必要な措置を講じなければならない。	(実施医療機関の長) 第55条 実施医療機関の長は、治験に係る業務に関する手順書を作成しなければならない。  2 実施医療機関の長は、当該実施医療機関における治験がこの省令、治験実施計画書、治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては治験の契約書、自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては第21条第5号から第11号までに規定する文書及び前項の手順書に従つて適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。  3 実施医療機関の長は、被験者の秘密の保全が担保されるよう必要な措置を講じなければならない。
(モニタリング等への協力) 第 37 条 実施医療機関の長は、治験依頼者が実施し、又は自ら治験を実施する者が実施させるモニタリング及び監査並びに第 27 条第 1 項の治験審査委員会及び <b>第 30 条第 5 項の専門治験審査委員会(専門治験審査委員会</b> にあっては、第 30 条第 4 項の規定により意見を聴く場合に限る。以下「治験審査委員会等」という。)による調査に協力しなければならない。	(モニタリング等への協力) 第 56 条 実施医療機関の長は、治験依頼者が実施し、又は自ら治験を実施する者が実施させるモニタリング及び監査並びに第 46 条第 1 項の治験審査委員会及び <b>第 49 条第 5 項の専門治験審査委員会(専門治験審査委員会</b> にあっては、第 49 条第 4 項の規定により意見を聴く場合に限る。以下「治験審査委員会等」という。)による調査に協力しなければならない。	(モニタリング等への協力) 第56条 実施医療機関の長は、治験依頼者が実施し、又は自ら治験を実施する者が実施させるモニタリング及び監査並びに第46条第1項の治験審査委員会及び第49条第5項の専門治験審査委員会(専門治験審査委員会にあっては、第49条第4項の規定により意見を聴く場合に限る。以下「治験審査委員会等」という。)による調査に協力しなければならない。
2 実施医療機関の長は、前項のモニタリング、監査又は調査が実施される際には、モニター、監査担当者又は治験審査委員会等の求めに応じ、第41条第2項各号に掲げる治験に関する記録を閲覧に供しなければならない。	2 実施医療機関の長は、前項のモニタリング、監査又は調査が実施される際には、モニター、監査担当者又は治験審査委員会等の求めに応じ、第 61 条第 2 項各号に掲げる治験に関する記録を閲覧に供しなければならない。	2 実施医療機関の長は、前項のモニタリング、監査又は調査が実施される際には、モニター、監査担当者又は治験審査委員会等の求めに応じ、第61条第2項各号に掲げる治験に関する記録を閲覧に供しなければならない。
(治験事務局) 第 38 条 実施医療機関の長は、治験に係る業務に関する事務を行う者を選任しなければならない。	(治験事務局) 第 57 条 実施医療機関の長は、治験に係る業務に関する事務を行う者を選任しなければならない。	(治験事務局) 第57条 実施医療機関の長は、治験に係る業務に関する事務を行う者を選任しなければならない。
(治験薬の管理) 第 39 条 治験薬管理者(治験薬を管理する者をいう。)は、第 16 条第 6 項又は第 26 条の 2 第 6 項の手順書に従つて治験薬を適切に管理しなければならない。	(治験機器の管理) 第 58 条 治験機器管理者(治験機器を管理する者をいう。)は、第 24 条第 6 項又は第 35 条第 6 項の手順書に従つて治験機器を適切に管理しなければならない。	(治験製品の管理) 第58条 治験製品管理者(治験製品を管理する者をいう。)は、第24条第6項又は第35条第6項の手順書に従つて治験製品を適切に管理しなければならない。

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
(業務の委託等) 第 39 条の 2 実施医療機関(自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては、治験責任医師又は実施医療機関。以下この条において同じ。)は、治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者との契約を締結しなければならない。 1) 当該委託に係る業務の範囲 2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項 3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを実施医療機関が確認することができる旨 4) 当該受託者に対する指示に関する事項 5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを実施医療機関が確認することができる旨 6) 当該受託者が実施医療機関に対して行う報告に関する事項 7) その他当該委託に係る業務について必要な事項	(業務の委託等) 第 59 条 実施医療機関(自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては、治験責任医師又は実施医療機関。以下この条において同じ。)は、治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者との契約を締結しなければならない。 1) 当該委託に係る業務の範囲 2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項 3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを実施医療機関が確認することができる旨 4) 当該受託者に対する指示に関する事項 5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを実施医療機関が確認することができる旨 6) 当該受託者が実施医療機関に対して行う報告に関する事項 7) その他当該委託に係る業務について必要な事項	(業務の委託等) 第59条 実施医療機関(自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては、治験責任医師又は実施医療機関。以下この条において同じ。)は、治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者との契約を締結しなければならない。 1) 当該委託に係る業務の範囲 2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項 3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを実施医療機関が確認することができる旨 4) 当該受託者に対する指示に関する事項 5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを実施医療機関が確認することができる旨 6) 当該受託者が実施医療機関に対して行う報告に関する事項 7) その他当該委託に係る業務について必要な事項
(治験の中止等) 第 40 条 実施医療機関の長は、第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定により治験依頼者から又は第 26 条の 6 第 2 項の規定により自ら治験を実施する者から通知を受けたときは、直ちにその旨を治験審査委員会等に文書により通知しなければならない。 2 実施医療機関の長は、第 24 条第 2 項の規定により治験依頼者から若しくは第 26 条の 10 第 2 項の規定により自ら治験を実施する者から治験を中断し、若しくは中止する旨の通知を受けたとき又は第 24 条第 3 項の規定により治験依頼者から申請書に添付しないことを決定した旨の通知若しくは第 26 条の 10 第 3 項の規定により自ら治験を実施する者から申請書に添付されないことを知った旨の通知を受けたときは、速やかにその旨及びその理由を治験責任医師及び治験審査委員会等に文書により通知しなければならない。 3 実施医療機関の長は、第 49 条第 2 項の規定により治験責任医師から治験を中断し、又は中止する旨の報告を受けた場合は、速やかにその旨及びその理由を治験審査委員会等及び治験依頼者に文書により通知しなければならない。 4 実施医療機関の長は、第 49 条第 3 項の規定により治験責任医師から治験を終了する旨の報告を受けたときは、その旨及びその結果の概要を治験審査委員会等及び治験依頼者に通知しなければならない。	(治験の中止等) 第 60 条 実施医療機関の長は、第 28 条第 2 項及び第 3 項の規定により治験依頼者から又は第 39 条第 2 項の規定により自ら治験を実施する者から通知を受けたときは、直ちにその旨を治験審査委員会等に文書により通知しなければならない。 2 実施医療機関の長は、第 32 条第 2 項の規定により治験依頼者から若しくは第 43 条第 2 項の規定により自ら治験を実施する者から治験を中断し、若しくは中止する旨の通知を受けたとき又は第 32 条第 3 項の規定により治験依頼者から申請書に添付しないことを決定した旨の通知若しくは第 43 条第 3 項の規定により自ら治験を実施する者から申請書に添付されないことを知った旨の通知を受けたときは、速やかにその旨及びその理由を治験責任医師及び治験審査委員会等に文書により通知しなければならない。 3 実施医療機関の長は、第 69 条第 2 項の規定により治験責任医師から治験を中断し、又は中止する旨の報告を受けた場合は、速やかにその旨及びその理由を治験審査委員会等及び治験依頼者に文書により通知しなければならない。	(治験の中止等) 第60条 実施医療機関の長は、第28条第2項及び第3項の規定により治験依頼者から又は第39条第2項の規定により自ら治験を実施する者から通知を受けたときは、直ちにその旨を治験審査委員会等に文書により通知しなければならない。 2 実施医療機関の長は、第32条第2項の規定により治験依頼者から若しくは第43条第2項の規定により自ら治験を実施する者から治験を中断し、若しくは中止する旨の通知を受けたとき又は第32条第3項の規定により治験依頼者から申請書に添付しないことを決定した旨の通知若しくは第43条第3項の規定により自ら治験を実施する者から申請書に添付されないことを知った旨の通知を受けたときは、速やかにその旨及びその理由を治験責任医師及び治験審査委員会等に文書により通知しなければならない。 3 実施医療機関の長は、第69条第2項の規定により治験責任医師から治験を中断し、又は中止する旨の報告を受けた場合は、速やかにその旨及びその理由を治験審査委員会等及び治験依頼者に文書により通知しなければならない。 4 実施医療機関の長は、第69条第3項の規定により治験責任医師から治験を終了する旨の報告を受けたときは、その旨及びその結果の概要を治験審査委員会等及び治験依頼者に通知しなければならない。

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
5 第 3 項に規定する規定による文書による通知については、第 10 条第 2 項から第 6 項第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験依頼者」と読み替えるものとする。  (記録の保存) 第 41 条 実施医療機関の長は、記録保存責任者を置かなければならぬ。  2 前項の記録保存責任者は、次に掲げる治験に関する記録(文書を含む。)を被験薬に係る医薬品についての製造販売の承認を受ける日(第 24 条第 3 項又は第 26 条の 10 第 3 項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後 3 年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。 1) 原資料 2) 契約書又は承認書、同意文書及び説明文書その他この省令の規定により実施医療機関に従事する者が作成した文書又はその写し 3) 治験実施計画書、第 32 条第 1 項から第 3 項までの規定により治験審査委員会等から入手した文書その他この省令の規定により入手した文書 4) 治験薬の管理その他の治験に係る業務の記録	5 第 3 項に規定する規定による文書による通知については、第 10 条第 2 項から第 6 項第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験依頼者」と読み替えるものとする。  (記録の保存) 第 61 条 実施医療機関の長は、記録保存責任者を置かなければならぬ。  2 前項の記録保存責任者は、次に掲げる治験に関する記録(文書を含む。)を被験機器に係る医療機器についての製造販売の承認を受ける日(第 32 条第 3 項又は第 43 条第 3 項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後 3 年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。 1) 原資料 2) 契約書又は承認書、同意文書及び説明文書その他この省令の規定により実施医療機関に従事する者が作成した文書又はその写し 3) 治験実施計画書、第 51 条第 1 項から第 3 項までの規定により治験審査委員会等から入手した文書その他この省令の規定により入手した文書 4) 治験機器の管理その他の治験に係る業務の記録	5 第 3 項の規定による文書による通知については、第 10 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「実施医療機関の長」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験依頼者」と読み替えるものとする。  (記録の保存) 第 61 条 実施医療機関の長は、記録保存責任者を置かなければならぬ。  2 前項の記録保存責任者は、次に掲げる治験に関する記録(文書を含む。)を被験製品に係る再生医療等製品についての製造販売の承認を受ける日(第 32 条第 3 項又は第 43 条第 3 項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後 3 年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。 1) 原資料 2) 契約書又は承認書、同意文書及び説明文書その他この省令の規定により実施医療機関に従事する者が作成した文書又はその写し 3) 治験実施計画書、第 51 条第 1 項から第 3 項までの規定により治験審査委員会等から入手した文書その他この省令の規定により入手した文書 4) 治験製品の管理その他の治験に係る業務の記録
第3節 治験責任医師		
(治験責任医師の要件) 第 42 条 治験責任医師は、次に掲げる要件を満たしていかなければならない。 1) 治験を適正に行うことができる十分な教育及び訓練を受け、かつ、十分な臨床経験を有すること。 2) 治験実施計画書、治験薬概要書及び第 16 条第 7 項又は第 26 条の 2 第 7 項に規定する文書に記載されている治験薬の適切な使用方法に精通していること。 3) 治験を行うのに必要な時間的余裕を有すること。	(治験責任医師の要件) 第 62 条 治験責任医師は、次に掲げる要件を満たしていかなければならない。 1) 治験を適正に行うことができる十分な教育及び訓練を受け、かつ、十分な臨床経験を有すること。 2) 治験実施計画書、治験機器概要書及び第 24 条第 7 項又は第 35 条第 7 項に規定する文書に記載されている治験機器の適切な使用方法に精通していること。 3) 治験を行うのに必要な時間的余裕を有すること。	(治験責任医師の要件) 第 62 条 治験責任医師は、次に掲げる要件を満たしていかなければならない。 1) 治験を適正に行うことができる十分な教育及び訓練を受け、かつ、十分な臨床経験を有すること。 2) 治験実施計画書、治験製品概要書及び第 24 条第 7 項又は第 35 条第 7 項に規定する文書に記載されている治験製品の適切な使用方法に精通していること。 3) 治験を行うのに必要な時間的余裕を有すること。
(治験分担医師等) 第 43 条 治験責任医師は、当該治験に係る治験分担医師又は治験協力者が存する場合には、分担する業務の一覧表を作成しなければならない。 2 治験責任医師は、治験分担医師及び治験協力者に治験の内容に	(治験分担医師等) 第 63 条 治験責任医師は、当該治験に係る治験分担医師又は治験協力者が存する場合には、分担する業務の一覧表を作成しなければならない。 2 治験責任医師は、治験分担医師及び治験協力者に治験の内容に	(治験分担医師等) 第 63 条 治験責任医師は、当該治験に係る治験分担医師又は治験協力者が存する場合には、分担する業務の一覧表を作成しなければならない。 2 治験責任医師は、治験分担医師及び治験協力者に治験の内容に

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
について十分に説明するとともに、第20条第2項及び第3項の規定により通知された事項、第26条の6第2項の規定により通知した事項その他分担させる業務を適正かつ円滑に行うために必要な情報を提供しなければならない。	について十分に説明するとともに、第 28 条第 2 項及び第 3 項の規定により通知された事項、第 39 条第 2 項の規定により通知した事項その他分担させる業務を適正かつ円滑に行うために必要な情報を提供しなければならない。	について十分に説明するとともに、第28条第2項及び第3項の規定により通知された事項、第39条第2項の規定により通知した事項その他分担させる業務を適正かつ円滑に行うために必要な情報を提供しなければならない。
(被験者となるべき者の選定)  第 44 条 治験責任医師等は、次に掲げるところにより、被験者となるべき者を選定しなければならない。 1)倫理的及び科学的観点から、治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、同意の能力等を十分に考慮すること。 2)同意の能力を欠く者にあっては、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、選定しないこと。 3)治験に参加しないことにより不当な不利益を受けるおそれがある者を選定する場合にあっては、当該者の同意が自発的に行われるよう十分な配慮を行うこと。	(被験者となるべき者の選定)  第 64 条 治験責任医師等は、次に掲げるところにより、被験者となるべき者を選定しなければならない。 1)倫理的及び科学的観点から、治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、同意の能力等を十分に考慮すること。 2)同意の能力を欠く者にあっては、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、選定しないこと。 3)治験に参加しないことにより不当な不利益を受けるおそれがある者を選定する場合にあっては、当該者の同意が自発的に行われるよう十分な配慮を行うこと。	(被験者となるべき者の選定)  第64条 治験責任医師等は、次に掲げるところにより、被験者となるべき者を選定しなければならない。 1)倫理的及び科学的観点から、治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、同意の能力等を十分に考慮すること。 2)同意の能力を欠く者にあっては、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、選定しないこと。 3)治験に参加しないことにより不当な不利益を受けるおそれがある者を選定する場合にあっては、当該者の同意が自発的に行われるよう十分な配慮を行うこと。
(被験者に対する責務)  第 45 条 治験責任医師等は、 <b>治験薬の適正な使用方法</b> を被験者に説明し、かつ、必要に応じ、被験者が <b>治験薬を適正に使用しているかどうか</b> を確認しなければならない。 2 治験責任医師等は、被験者が他の医師により治療を受けている場合には、被験者の同意の下に、被験者が治験に参加する旨を当該他の医師に通知しなければならない。 3 実施医療機関の長及び治験責任医師等は、被験者に生じた有害事象に対して適切な医療が提供されるよう、事前に、必要な措置を講じておかなければならぬ。 4 治験責任医師等は、被験者に有害事象が生じ、治療が必要であると認めるときは、その旨を被験者に通知しなければならない。	(被験者に対する責務)  第 65 条 治験責任医師等は、 <b>治験機器の適正な使用方法</b> を被験者に説明し、かつ、必要に応じ、被験者が <b>治験機器を適正に使用しているかどうか</b> を確認しなければならない。 2 治験責任医師等は、被験者が他の医師により治療を受けている場合には、被験者の同意の下に、被験者が治験に参加する旨を当該他の医師に通知しなければならない。 3 実施医療機関の長及び治験責任医師等は、被験者に生じた有害事象に対して適切な医療が提供されるよう、事前に、必要な措置を講じておかなければならぬ。 4 治験責任医師等は、被験者に有害事象が生じ、治療が必要であると認めるときは、その旨を被験者に通知しなければならない。	(被験者に対する責務)  第65条 治験責任医師等は、 <b>治験製品の適正な使用方法</b> を被験者に説明し、かつ、必要に応じ、被験者が <b>治験製品を適正に使用しているかどうか</b> を確認しなければならない。 2 治験責任医師等は、被験者が他の医師により治療を受けている場合には、被験者の同意の下に、被験者が治験に参加する旨を当該他の医師に通知しなければならぬ。 3 実施医療機関の長及び治験責任医師等は、被験者に生じた有害事象に対して適切な医療が提供されるよう、事前に、必要な措置を講じておかなければならぬ。 4 治験責任医師等は、被験者に有害事象が生じ、治療が必要であると認めるときは、その旨を被験者に通知しなければならぬ。
(治験実施計画書からの逸脱)  第 46 条 治験責任医師は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わなかった場合には、 <del>すべて</del> 全てこれを記録し、その旨及びその理由を記載した文書を直ちに治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては治験依頼者及び実施医療機関の長に、自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては実施医療機関の長に提出しなければならない。 2 治験依頼者が治験を依頼する場合における前項に規定する規	(治験実施計画書からの逸脱)  第 66 条 治験責任医師は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わなかった場合には、 <del>すべて</del> 全てこれを記録し、その旨及びその理由を記載した文書を直ちに治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては治験依頼者及び実施医療機関の長に、自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては実施医療機関の長に提出しなければならない。 2 治験依頼者が治験を依頼する場合における前項の規定による文書	(治験実施計画書からの逸脱)  第66条 治験責任医師は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わなかった場合には、全てこれを記録し、その旨及びその理由を記載した文書を直ちに治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては治験依頼者及び実施医療機関の長に、自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては実施医療機関の長に提出しなければならぬ。

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<b>定による文書の提出については、第10条第2項から第6項第5項まで</b> の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「治験責任医師」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験依頼者」と読み替えるものとする。	<b>定による文書の提出については、第 10 条第 2 項から第 6 項第 5 項</b> までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「治験責任医師」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験依頼者」と読み替えるものとする。	の提出については、第10条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「治験責任医師」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験依頼者」と読み替えるものとする。
(症例報告書等) 第 47 条 治験責任医師等は、治験実施計画書に従って正確に症例報告書を作成し、これに記名押印し、又は署名しなければならない。 2 治験責任医師等は、症例報告書の記載を変更し、又は修正するときは、その日付を記載して、これに押印し、又は署名しなければならない。 3 治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書を点検し、内容を確認した上で、これに記名押印し、又は署名しなければならない。	(症例報告書等) 第 67 条 治験責任医師等は、治験実施計画書に従って正確に症例報告書を作成し、これに記名押印し、又は署名しなければならない。 2 治験責任医師等は、症例報告書の記載を変更し、又は修正するときは、その日付を記載して、これに押印し、又は署名しなければならない。 3 治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書を点検し、内容を確認した上で、これに記名押印し、又は署名しなければならない。	(症例報告書) 第67条 治験責任医師等は、治験実施計画書に従って正確に症例報告書を作成し、これに記名押印し、又は署名しなければならない。 2 治験責任医師等は、症例報告書の記載を変更し、又は修正するときは、その日付を記載して、これに押印し、又は署名しなければならない。 3 治験責任医師は、治験分担医師が作成した症例報告書を点検し、内容を確認した上で、これに記名押印し、又は署名しなければならない。
(治験中の副作用等報告) 第 48 条 治験責任医師は、治験の実施状況の概要を、適宜、実施医療機関の長に文書により報告しなければならない。 2 治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては、治験責任医師は、 <b>治験薬の副作用によると疑われる死亡</b> その他の重篤な有害事象の発生を認めたときは、直ちに実施医療機関の長に報告するとともに、治験依頼者に通知しなければならない。この場合において、治験依頼者、実施医療機関の長又は治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求められたときは、当該治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては、治験責任医師はこれに応じなければならない。 3 自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては、治験責任医師は、 <b>治験薬の副作用によると疑われる死亡</b> その他の重篤な有害事象の発生を認めたときは、直ちに実施医療機関の長(一つの実施計画書に基づき共同で複数の実施医療機関において治験を実施する場合には他の実施医療機関の治験責任医師を含む。)に報告するとともに、 <b>治験薬提供者</b> に通知しなければならない。この場合において、 <b>治験薬提供者</b> 、実施医療機関の長又は治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求められたときは、当該治験責任医師はこれに応じなければならない。	(不具合等報告) 第 68 条 治験責任医師は、治験の実施状況の概要を、適宜、実施医療機関の長に文書により報告しなければならない。 2 治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては、治験責任医師は、 <b>治験機器の不具合等による死亡</b> その他の重篤な有害事象の発生を認めたとき又はその発生のおそれがあると認めたときは、直ちに実施医療機関の長に報告するとともに、治験依頼者に通知しなければならない。この場合において、治験依頼者、実施医療機関の長又は治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求められたときは、当該治験責任医師はこれに応じなければならない。 3 自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては、治験責任医師は、 <b>治験機器の不具合等による死亡</b> その他の重篤な有害事象の発生を認めたとき又はその発生のおそれがあると認めたときは、直ちに実施医療機関の長(一つの実施計画書に基づき共同で複数の実施医療機関において治験を実施する場合には他の実施医療機関の治験責任医師を含む。)に報告するとともに、 <b>治験機器提供者</b> に通知しなければならない。この場合において、 <b>治験機器提供者</b> 、実施医療機関の長又は治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求められたときは、当該治験責任医師はこれに応じなければならない。	(治験中の不具合等報告) 第68条 治験責任医師は、治験の実施状況の概要を、適宜、実施医療機関の長に文書により報告しなければならない。 2 治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては、治験責任医師は、 <b>治験製品の不具合等によると疑われる死亡</b> その他の重篤な有害事象の発生を認めたとき又はその発生のおそれがあると認めたときは、直ちに実施医療機関の長に報告するとともに、治験依頼者に通知しなければならない。この場合において、治験依頼者、実施医療機関の長又は治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求められたときは、当該治験責任医師はこれに応じなければならない。 3 自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあっては、治験責任医師は、 <b>治験製品の不具合等によると疑われる死亡</b> その他の重篤な有害事象の発生を認めたとき又はその発生のおそれがあると認めたときは、直ちに実施医療機関の長(一つの実施計画書に基づき共同で複数の実施医療機関において治験を実施する場合には他の実施医療機関の治験責任医師を含む。)に報告するとともに、 <b>治験製品提供者</b> に通知しなければならない。この場合において、 <b>治験製品提供者</b> 、実施医療機関の長又は治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求められたときは、当該治験責任医師はこれに応じなければならない。
(治験の中止等) 第 49 条 治験責任医師は、第 40 条第 2 項の通知により治験が中断され、又は	(治験の中止等) 第 69 条 治験責任医師は、第 60 条第 2 項の通知により治験が中断され、又は	(治験の中止等) 第69条 治験責任医師は、第60条第2項の通知により治験が中断され、又は

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
中止されたときは、被験者に速やかにその旨を通知するとともに、適切な医療の提供その他必要な措置を講じなければならない。	中止されたときは、被験者に速やかにその旨を通知するとともに、適切な医療の提供その他必要な措置を講じなければならない。	止されたときは、被験者に速やかにその旨を通知するとともに、適切な医療の提供その他必要な措置を講じなければならない。
2 治験責任医師は、自ら治験を中断し、又は中止したときは、実施医療機関の長に速やかにその旨及びその理由を文書により報告しなければならない。	2 治験責任医師は、自ら治験を中断し、又は中止したときは、実施医療機関の長に速やかにその旨及びその理由を文書により報告しなければならない。	2 治験責任医師は、自ら治験を中断し、又は中止したときは、実施医療機関の長に速やかにその旨及びその理由を文書により報告しなければならない。
3 治験責任医師は、治験を終了したときは、実施医療機関の長にその旨及びその結果の概要を文書により報告しなければならない。	3 治験責任医師は、治験を終了したときは、実施医療機関の長にその旨及びその結果の概要を文書により報告しなければならない。	3 治験責任医師は、治験を終了したときは、実施医療機関の長にその旨及びその結果の概要を文書により報告しなければならない。
<b>第4節 被験者の同意</b>		
(文書による説明と同意の取得)  第 50 条  治験責任医師等は、被験者となるべき者を治験に参加させるときは、あらかじめ治験の内容その他の治験に関する事項について当該者の理解を得るよう、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。  2 被験者となるべき者が同意の能力を欠くこと等により同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、 <b>代諾者被験者</b> となるべき者の <b>代諾者</b> の同意を得ることにより、当該被験者となるべき者を治験に参加させることができる。  3 治験責任医師等は、前項の規定により <b>代諾者被験者</b> となるべき者の <b>代諾者</b> の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と被験者との関係についての記録を作成しなければならない。  4 治験責任医師等は、当該被験者に対して治験薬の効果を有しないと予測される治験においては、第 2 項の規定にかかわらず、同意を得ることが困難な被験者となるべき者を治験に参加させてはならない。ただし、第 7 条第 2 項又は第 15 条の 4 第 2 項に規定する場合は、この限りではない。  5 治験責任医師等は、説明文書の内容その他治験に関する事項について、被験者となるべき者( <b>代諾者被験者</b> となるべき者の <b>代諾者</b> )の同意を得る場合にあっては、当該者。次条から第 53 条までにおいて同じ。)に質問をする機会を与え、かつ、当該質問に十分に答えなければならぬ。	(文書による説明と同意の取得)  第 70 条  治験責任医師等は、被験者となるべき者を治験に参加させるときは、あらかじめ治験の内容その他の治験に関する事項について当該者の理解を得るよう、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。  2 被験者となるべき者が同意の能力を欠くこと等により同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、 <b>代諾者被験者</b> となるべき者の <b>代諾者</b> の同意を得ることにより、当該被験者となるべき者を治験に参加させることができる。  3 治験責任医師等は、前項の規定により <b>代諾者被験者</b> となるべき者の <b>代諾者</b> の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と被験者との関係についての記録を作成しなければならない。  4 治験責任医師等は、当該被験者に対して治験機器の効果を有しないと予測される治験においては、第 2 項の規定にかかわらず、同意を得ることが困難な被験者となるべき者を治験に参加させてはならない。ただし、第 7 条第 2 項又は第 18 条第 2 項に規定する場合は、この限りではない。  5 治験責任医師等は、説明文書の内容その他治験に関する事項について、被験者となるべき者( <b>代諾者被験者</b> となるべき者の <b>代諾者</b> )の同意を得る場合にあっては、当該者。次条から第 73 条までにおいて同じ。)に質問をする機会を与え、かつ、当該質問に十分に答えなければならぬ。	(文書による説明と同意の取得)  第 70 条  治験責任医師等は、被験者となるべき者を治験に参加させるときは、あらかじめ治験の内容その他の治験に関する事項について当該者の理解を得るよう、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。  2 被験者となるべき者が同意の能力を欠くこと等により同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、被験者となるべき者の代諾者の同意を得ることにより、当該被験者となるべき者を治験に参加させることができる。  3 治験責任医師等は、前項の規定により被験者となるべき者の代諾者の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と被験者との関係についての記録を作成しなければならない。  4 治験責任医師等は、当該被験者に対して治験製品の効果を有しないと予測される治験においては、第 2 項の規定にかかわらず、同意を得ることが困難な被験者となるべき者を治験に参加させてはならない。ただし、第 7 条第 2 項又は第 18 条第 2 項に規定する場合は、この限りではない。  5 治験責任医師等は、説明文書の内容その他治験に関する事項について、被験者となるべき者(被験者となるべき者の代諾者の同意を得る場合にあっては、当該者。次条から第 73 条までにおいて同じ。)に質問をする機会を与え、かつ、当該質問に十分に答えなければならない。
(説明文書)  第 51 条  治験責任医師等は、前条第 1 項の説明を行うときは、次に掲げる事項を記載した説明文書を交付しなければならない。 1) 当該治験が試験を目的とするものである旨 2) 治験の目的	(説明文書)  第 71 条  治験責任医師等は、前条第 1 項の説明を行うときは、次に掲げる事項を記載した説明文書を交付しなければならない。 1) 当該治験が試験を目的とするものである旨 2) 治験の目的	(説明文書)  第 71 条  治験責任医師等は、前条第 1 項の説明を行うときは、次に掲げる事項を記載した説明文書を交付しなければならない。 1) 当該治験が試験を目的とするものである旨 2) 治験の目的

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
3) 治験責任医師の氏名、職名及び連絡先 4) 治験の方法 5) 予測される治験薬による被験者の心身の健康に対する利益(当該利益が見込まれない場合はその旨)及び予測される被験者に対する不利益 6) 他の治療方法に関する事項 7) 治験に参加する期間 8) 治験の参加をいつでも取りやめることができる旨 9) 治験に参加しないこと又は参加を取りやめることにより被験者が不利益な取扱いを受けない旨  10) 被験者の秘密が保全されることを条件に、モニター、監査担当者及び治験審査委員会等が原資料を閲覧できる旨 11) 被験者に係る秘密が保全される旨 12) 健康被害が発生した場合における実施医療機関の連絡先 13) 健康被害が発生した場合に必要な治療が行われる旨 14) 健康被害の補償に関する事項 15) 当該治験の適否等について調査審議を行う治験審査委員会の種類、各治験審査委員会において調査審議を行う事項その他当該治験に係る治験審査委員会に関する事項 16) 当該治験に係る必要な事項  2 説明文書には、被験者となるべき者に権利を放棄させる旨又はそれを疑わせる記載並びに及び治験依頼者、自ら治験を実施する者、実施医療機関、治験責任医師等の責任を免除し、若しくは軽減させる旨又はそれを疑わせる記載をしてはならない。 3 説明文書には、できる限り平易な表現を用いなければならない。	3) 治験責任医師の氏名、職名及び連絡先 4) 治験の方法 5) 予測される治験機器による被験者の心身の健康に対する利益(当該利益が見込まれない場合はその旨)及び予測される被験者に対する不利益 6) 他の治療方法に関する事項 7) 治験に参加する期間 8) 治験の参加をいつでも取りやめができる旨 9) 治験に参加しないこと又は参加を取りやめることにより被験者が不利益な取扱いを受けない旨 <b>10) 治験の参加を取りやめる場合の治験機器の取扱いに関する事項</b> 11) 被験者の秘密が保全されることを条件に、モニター、監査担当者及び治験審査委員会等が原資料を閲覧できる旨 12) 被験者に係る秘密が保全される旨 13) 健康被害が発生した場合における実施医療機関の連絡先 14) 健康被害が発生した場合に必要な治療が行われる旨 15) 健康被害の補償に関する事項 16) 当該治験の適否等について調査審議を行う治験審査委員会の種類、各治験審査委員会において調査審議を行う事項その他当該治験に係る治験審査委員会に関する事項 17) 当該治験に係る必要な事項  2 説明文書には、被験者となるべき者に権利を放棄させる旨又はそれを疑わせる記載並びに及び治験依頼者、自ら治験を実施する者、実施医療機関、治験責任医師等の責任を免除し、若しくは軽減させる旨又はそれを疑わせる記載をしてはならない。 3 説明文書には、できる限り平易な表現を用いなければならない。	3) 治験責任医師の氏名、職名及び連絡先 4) 治験の方法 5) 予測される治験製品による被験者の心身の健康に対する利益(当該利益が見込まれない場合はその旨)及び予測される被験者に対する不利益 6) 他の治療方法に関する事項 7) 治験に参加する期間 8) 治験の参加をいつでも取りやめができる旨 9) 治験に参加しないこと又は参加を取りやめることにより被験者が不利益な取扱いを受けない旨 <b>10) 治験の参加を取りやめる場合の治験製品の取扱いに関する事項</b> 11) 被験者の秘密が保全されることを条件に、モニター、監査担当者及び治験審査委員会等が原資料を閲覧できる旨 12) 被験者に係る秘密が保全される旨 13) 健康被害が発生した場合における実施医療機関の連絡先 14) 健康被害が発生した場合に必要な治療が行われる旨 15) 健康被害の補償に関する事項 16) 当該治験の適否等について調査審議を行う治験審査委員会の種類、各治験審査委員会において調査審議を行う事項その他当該治験に係る治験審査委員会に関する事項 17) 当該治験に係る必要な事項  2 説明文書には、被験者となるべき者に権利を放棄させる旨又はそれを疑わせる記載及び治験依頼者、自ら治験を実施する者、実施医療機関、治験責任医師等の責任を免除し、若しくは軽減させる旨又はそれを疑わせる記載をしてはならない。 3 説明文書には、できる限り平易な表現を用いなければならない。
(同意文書等への署名等) 第 52 条 第 50 条第 1 項又は第 2 項に規定する同意は、被験者となるべき者が説明文書の内容を十分に理解した上で、当該内容の治験に参加することに同意する旨を記載した文書(以下「同意文書」という。)に、説明を行った治験責任医師等及び被験者となるべき者(第 3 項に規定する立会人が立ち会う場合にあっては、被験者となるべき者及び立会人。次条において同じ。)が日付を記載して、これに記名押印し、又は署名しなければ、効力を生じない。	(同意文書等への署名等) 第 72 条 第 70 条第 1 項又は第 2 項に規定する同意は、被験者となるべき者が説明文書の内容を十分に理解した上で、当該内容の治験に参加することに同意する旨を記載した文書(以下「同意文書」という。)に、説明を行った治験責任医師等及び被験者となるべき者(第 3 項に規定する立会人が立ち会う場合にあっては、被験者となるべき者及び立会人。次条において同じ。)が日付を記載して、これに記名押印し、又は署名しなければ、効力を生じない。	(同意文書等への署名等) 第 72 条 第 70 条第 1 項又は第 2 項に規定する同意は、被験者となるべき者が説明文書の内容を十分に理解した上で、当該内容の治験に参加することに同意する旨を記載した文書(以下「同意文書」という。)に、説明を行った治験責任医師等及び被験者となるべき者(第 3 項に規定する立会人が立ち会う場合にあっては、被験者となるべき者及び立会人。次条において同じ。)が日付を記載して、これに記名押印し、又は署名しなければ、効力を生じない。

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
2 第 50 条第 1 項又は第 2 項に規定する同意は、治験責任医師等に強制され、又はその判断に不当な影響を及ぼされたものであってはならない。 3 説明文書を読むことができない被験者となるべき者(第 50 条第 2 項に規定する被験者となるべき者を除く。)に対する同条第 1 項に規定する説明及び同意は、立会人を立ち会わせた上で、しなければならない。 4 前項の立会人は、治験責任医師等及び治験協力者であってはならない。	2 第 70 条第 1 項又は第 2 項に規定する同意は、治験責任医師等に強制され、又はその判断に不当な影響を及ぼされたものであってはならない。 3 説明文書を読むことができない被験者となるべき者(第 70 条第 2 項に規定する被験者となるべき者を除く。)に対する同条第 1 項に規定する説明及び同意は、立会人を立ち会わせた上で、しなければならない。 4 前項の立会人は、治験責任医師等及び治験協力者であってはならない。	2 第 70 条第 1 項又は第 2 項に規定する同意は、治験責任医師等に強制され、又はその判断に不当な影響を及ぼされたものであってはならない。 3 説明文書を読むことができない被験者となるべき者(第 70 条第 2 項に規定する被験者となるべき者を除く。)に対する同条第 1 項に規定する説明及び同意は、立会人を立ち会わせた上で、しなければならない。 4 前項の立会人は、治験責任医師等及び治験協力者であってはならない。
(同意文書の交付) 第 53 条 治験責任医師等は、治験責任医師等及び被験者となるべき者が記名押印し、又は署名した同意文書の写しを被験者(代諾者の同意を得た場合にあっては、当該者。次条において同じ。)に交付しなければならない。	(同意文書の交付) 第 73 条 治験責任医師等は、治験責任医師等及び被験者となるべき者が記名押印し、又は署名した同意文書の写しを被験者(代諾者の同意を得た場合にあっては、当該者。次条において同じ。)に交付しなければならない。	(同意文書の交付) 第 73 条 治験責任医師等は、治験責任医師等及び被験者となるべき者が記名押印し、又は署名した同意文書の写しを被験者(代諾者の同意を得た場合にあっては、当該者。次条において同じ。)に交付しなければならない。
(被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合) 第 54 条 治験責任医師等は、治験に継続して参加するかどうかについて被験者の意思に影響を与えるものと認める情報を入手した場合には、直ちに当該情報を被験者に提供し、これを文書により記録するとともに、被験者が治験に継続して参加するかどうかを確認しなければならない。この場合においては、第 50 条第 5 項及び第 52 条第 2 項の規定を準用する。 2 治験責任医師は、前項の場合において、説明文書を改訂する必要があると認めたときは、速やかに説明文書を改訂しなければならない。 3 治験責任医師は、前項の規定により説明文書を改訂したときは、その旨を実施医療機関の長に報告するとともに、治験の参加の継続について改めて被験者の同意を得なければならない。この場合においては、第 51 条から前条までの規定を準用する。	(被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合) 第 74 条 治験責任医師等は、治験に継続して参加するかどうかについて被験者の意思に影響を与えるものと認める情報を入手した場合には、直ちに当該情報を被験者に提供し、これを文書により記録するとともに、被験者が治験に継続して参加するかどうかを確認しなければならない。この場合においては、第 70 条第 5 項及び第 72 条第 2 項の規定を準用する。	(被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合) 第 74 条 治験責任医師等は、治験に継続して参加するかどうかについて被験者の意思に影響を与えるものと認める情報を入手した場合には、直ちに当該情報を被験者に提供し、これを文書により記録するとともに、被験者が治験に継続して参加するかどうかを確認しなければならない。この場合においては、第 70 条第 5 項及び第 72 条第 2 項の規定を準用する。
(緊急状況下における救命的治験) 第 55 条 治験責任医師等は、第 7 条第 3 項又は第 15 条の 4 第 3 項に規定する治験においては、次の各号のすべてに該当する場合に限り、被験者となるべき者及び代諾者となるべき者の同意を得ずに当該被験者となるべき者を治験に参加させることができる。 1) 被験者となるべき者に緊急かつ明白な生命の危険が生じていること。 2) 現在における治療方法では十分な効果が期待できること。	(緊急状況下における救命的治験) 第 75 条 治験責任医師等は、第 7 条第 3 項又は第 18 条第 3 項に規定する治験においては、次の各号のすべてに該当する場合に限り、被験者となるべき者及び代諾者となるべき者の同意を得ずに当該被験者となるべき者を治験に参加させることができる。 1) 被験者となるべき者に緊急かつ明白な生命の危険が生じていること。 2) 現在における治療方法では十分な効果が期待できること。	(緊急状況下における救命的治験) 第 75 条 治験責任医師等は、第 7 条第 3 項又は第 18 条第 3 項に規定する治験においては、次の各号の全てに該当する場合に限り、被験者となるべき者及び代諾者となるべき者の同意を得ずに当該被験者となるべき者を治験に参加させることができる。 1) 被験者となるべき者に緊急かつ明白な生命の危険が生じていること。 2) 現在における治療方法では十分な効果が期待できること。

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>3) 被験薬の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあると認められること。</p> <p>4) 予測される被験者に対する不利益が必要な最小限度のものであること。</p> <p>5) 代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ることができないこと。</p> <p>2 治験責任医師等は、前項に規定する場合には、速やかに被験者又は代諾者となるべき者に対して当該治験に関する事項について適切な説明を行い、当該治験への参加について文書により同意を得なければならぬ。</p>	<p>3) 被験機器の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあると認められること。</p> <p>4) 予測される被験者に対する不利益が必要な最小限度のものであること。</p> <p>5) 代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ことができないこと。</p> <p>2 治験責任医師等は、前項に規定する場合には、速やかに被験者又は代諾者となるべき者に対して当該治験に関する事項について適切な説明を行い、当該治験への参加について文書により同意を得なければならぬ。</p>	<p>3) 被験製品の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあると認められること。</p> <p>4) 予測される被験者に対する不利益が必要な最小限度のものであること。</p> <p>5) 代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ことができないこと。</p> <p>2 治験責任医師等は、前項に規定する場合には、速やかに被験者又は代諾者となるべき者に対して当該治験に関する事項について適切な説明を行い、当該治験への参加について文書により同意を得なければならぬ。</p>
第5章 再審査等の資料の基準 (再審査等の資料の基準) 第 56 条 法第 14 条又は第 19 条の 2 の承認を受けた者が行う医薬品の臨床試験の実施に係る法第 14 条の 4 第 4 項及び第 14 条の 6 第 4 項(この規定を法第 19 条の 4 において準用する場合を含む。)に規定する資料の収集及び作成については、第 4 条から第 6 条まで、第 7 条(第 3 項第 1 号を除く。)、第 9 条、第 10 条(第 1 項第 2 号を除く。)、第 11 条から第 15 条まで、第 16 条から第 23 条まで、第 24 条第 1 項及び第 2 項、第 25 条、第 26 条並びに第 27 条から第 55 条までの規定を準用する。	第5章 再審査等の資料の基準 (再審査等の資料の基準) 第 76 条 <b>法第 14 条又は第 19 条の 2 法第 23 条の 2 の 5 又は第 23 条の 2 の 17 の承認を受けた者が行う医療機器の臨床試験の実施に係る法第 14 条の 4 第 4 項及び第 14 条の 6 第 4 項(この規定を法第 19 条の 4 において準用する場合を含む。) 法第 23 条の 2 の 9 第 4 項</b> に規定する資料の収集及び作成については、第 4 条から第 6 条まで、第 7 条(第 3 項第 1 号を除く。)、第 9 条、第 10 条(第 1 項第 2 号を除く。)、第 11 条本文、第 12 条から第 15 条まで、第 24 条から第 31 条まで、第 32 条第 1 項及び第 2 項、第 33 条、第 34 条並びに、第 46 条、第 47 条、第 48 条(第 1 項第 2 号を除く。)、第 49 条、第 50 条、第 51 条(第 7 項を除く。)、第 52 条から第 67 条まで、第 68 条(第 3 項を除く。)並びに第 69 条から第 75 条までの規定を準用する。	第5章 再審査等の資料の基準 (再審査等の資料の基準) 第 76 条 法第 23 条の 25 又は第 23 条の 37 の承認を受けた者が行う再生医療等製品の臨床試験の実施に係る法第 23 条の 25 第 3 項(法第 23 条の 26 第 5 項において読み替えて適用する場合に限る。)、第 23 条の 29 第 4 項及び第 23 条の 31 第 4 項に規定する資料の収集及び作成については、第 4 条から第 6 条まで、第 7 条(第 3 項第 1 号を除く。)、第 9 条、第 10 条(第 1 項第 2 号を除く。)、第 11 条から第 15 条まで、第 24 条から第 34 条まで、第 46 条、第 47 条、第 48 条(第 1 項第 2 号を除く。)、第 49 条、第 50 条、第 51 条(第 7 項を除く。)、第 52 条から第 67 条まで、第 68 条(第 3 項を除く。)及び第 69 条から第 75 条までの規定を準用する。
この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「治験」とあるのは「製造販売後臨床試験」と、「治験実施計画書」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と、「治験責任医師」とあるのは「製造販売後臨床試験責任医師」と、「治験国内管理人」とあるのは「製造販売後臨床試験国内管理人」と、「治験調整医師」とあるのは「製造販売後臨床試験調整医師」と、「治験調整委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験調整委員会」と、「治験分担医師」とあるのは「製造販売後臨床試験分担医師」と、「治験責任医師等」とあるのは「製造販売後臨床試験責任医師等」と、「治験依頼者」とあるのは「製造販売後臨床試験依頼者」と、「治験薬管理人」とあるのは「製造販売後臨床試験薬管理人」と、「治験協力者」とあるのは「製造販売後臨床試験協力者」と、	この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「治験」とあるのは「製造販売後臨床試験」と、「治験実施計画書」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と、「治験責任医師」とあるのは「製造販売後臨床試験責任医師」と、「治験国内管理人」とあるのは「選任外国製造医療機器等製造販売業者」と、「治験調整医師」とあるのは「製造販売後臨床試験調整医師」と、「治験調整委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験調整委員会」と、「治験分担医師」とあるのは「製造販売後臨床試験分担医師」と、「治験責任医師等」とあるのは「製造販売後臨床試験責任医師等」と、「治験依頼者」とあるのは「製造販売後臨床試験依頼者」と、「治験機器管理者」とあるのは「製造販売後臨床試験機器管理者」と、「治験協力者」とあるのは「製造販売後臨床試験協力者」と、	この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「治験」とあるのは「製造販売後臨床試験」と、「治験実施計画書」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と、「治験責任医師」とあるのは「製造販売後臨床試験責任医師」と、「治験国内管理人」とあるのは「選任製造販売業者」と、「治験調整医師」とあるのは「製造販売後臨床試験調整医師」と、「治験調整委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験調整委員会」と、「治験分担医師」とあるのは「製造販売後臨床試験分担医師」と、「治験責任医師等」とあるのは「製造販売後臨床試験責任医師等」と、「治験依頼者」とあるのは「製造販売後臨床試験依頼者」と、「治験協力者」とあるのは「製造販売後臨床試験協力者」と、「治験製品管理者」とあるのは「製造販売後臨床試験製品管理者」と、

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>「治験審査委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験審査委員会」と、「専門治験審査委員会」とあるのは「専門製造販売後臨床試験審査委員会」と、      「治験審査委員会等」とあるのは「製造販売後臨床試験審査委員会等」と、      これらの規定(見出しを含み、第 11 条、第 16 条の見出し及び同条第 1 項、第 2 項及び並びに第 5 項から第 7 項まで、第 17 条(見出しが含む。)並びに第 39 条(見出しが含む。)の規定を除く。)中「治験薬」とあるのは「製造販売後臨床試験薬」と、      第 7 条第 1 項第 2 号中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、      第 11 条中「治験薬」とあるのは、「被験者、製造販売後臨床試験責任医師等又は製造販売後臨床試験協力者が被験薬及び対照薬の識別をできない状態(以下「盲検状態」という。)にした製造販売後臨床試験薬」と、      第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、        第 16 条の見出し及び第 1 項第 1 号中「治験用」とあるのは「製造販売後臨床試験用」と、同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項から第 7 項までの規定中「治験薬」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験薬」と、  <b>同条第 1 項第 1 号中「治験用」とあるのは「製造販売後臨床試験用」と、</b>    <b>第 16 条 同条第 2 項第 1 号中「予定される」とあるのは「承認されている」と、</b>  <b>第 17 条(見出しが含む。)中「治験薬」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験薬」と、</b>  <b>第 20 条第 2 項中「法第 80 条の 2 第 6 項に規定する事項」とあるのは「法第 77 条の 4 の 2 法第 68 条の 10 第 1 項に規定する事項(薬事法施</b> </p> <p>「治験審査委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験審査委員会」と、「専門治験審査委員会」とあるのは「専門製造販売後臨床試験審査委員会」と、「治験審査委員会等」とあるのは「製造販売後臨床試験審査委員会等」と、      これらの規定(見出しを含み、第 11 条本文、第 24 条の見出し及び同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項から第 7 項まで、第 25 条(見出しが含む。)並びに第 58 条(見出しが含む。)の規定を除く。)中「治験機器」とあるのは「製造販売後臨床試験機器」と、      第 7 条第 1 項第 2 号中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、      第 11 条本文中「治験機器」とあるのは「被験者、製造販売後臨床試験責任医師等又は製造販売後臨床試験協力者が被験機器及び対照機器の識別をできない状態(以下「盲検状態」という。)にした製造販売後臨床試験機器」と、      第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、        第 15 条中「治験の依頼をしようとする者に代わって治験の依頼を行うことができる者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。)のうちから選任し、この者(以下「治験国内管理人」という。)とあるのは「法第 10 条の 2 法第 23 条の 1 の 17 第 3 項の規定により選任した医療機器の製造販売業者(以下「選任外国製造医療機器等製造販売業者」という。)」と、        第 24 条第 1 項第 1 号中「治験用」とあるのは「製造販売後臨床試験用」との見出し及び同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項から第 7 項までの規定中「治験機器」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験機器」と、  <b>同条第 1 項第 1 号中「治験用」とあるのは「製造販売後臨床試験用」と、</b>        同条第 2 項各号中「予定される」とあるのは「承認されている」と、        第 25 条(見出しが含む。)中「治験機器」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験機器」と、      第 28 条第 2 項中「被験機器について法第 80 条の 2 第 6 項に規定する事項」とあるのは「法第 77 条の 4 の 2 法第 68 条の 10 第 1 項に規</p> <p>「治験審査委員会」とあるのは「製造販売後臨床試験審査委員会」と、「専門治験審査委員会」とあるのは「専門製造販売後臨床試験審査委員会」と、「治験審査委員会等」とあるのは「製造販売後臨床試験審査委員会等」と、      これらの規定(見出しを含み、第 11 条、第 24 条の見出し及び同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項から第 7 項まで、第 25 条(見出しが含む。)並びに第 58 条(見出しが含む。)の規定を除く。)中「治験製品」とあるのは「製造販売後臨床試験製品」と、      第 7 条第 1 項第 2 号中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、      第 11 条中「治験製品」とあるのは「被験者、製造販売後臨床試験責任医師等又は製造販売後臨床試験協力者が被験製品及び対照製品の識別をできない状態(以下「盲検状態」という。)にした製造販売後臨床試験製品」と、      第 12 条第 1 項及び第 13 条中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、        第 15 条中「治験の依頼をしようとする者に代わって治験の依頼を行うことができる者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。)のうちから選任し、この者(以下「治験国内管理人」という。)とあるのは「法第 23 条の 37 第 3 項の規定により選任した再生医療等製品の製造販売業者(以下「選任製造販売業者」という。)」と、        第 24 条の見出し及び同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項から第 7 項までの規定中「治験製品」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験製品」と、        第 1 号中「治験用」とあるのは「製造販売後臨床試験用」と、        同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項から第 7 項までの規定中「治験製品」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験製品」と、      同条第 2 項各号中「予定される」とあるのは「承認されている」と、        第 25 条(見出しが含む。)中「治験製品」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験製品」と、      第 28 条第 2 項中「被験製品について法第 80 条の 2 第 6 項に規定する事項」とあるのは「法第 68 条の 10 第 1 項に規定する事項(医薬品、医療機</p>		

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p><b>行規則医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則</b>(昭和36年厚生省令第1号)第252条第228条の20 第1項第1号及び第2号に規定する事項であって当該製造販売後臨床試験において発生したものに限る。)と、</p> <p>「当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは「当該被験薬に係る医薬品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、</p> <p>同条第3項中「治験薬概要書」とあるのは「添付文書」と、「直ちにその旨を治験責任医師」とあるのは「直ちにその旨を当該製造販売後臨床試験責任医師」と、</p> <p>同条第4項中「治験実施計画書及び治験薬概要書」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と、</p> <p>第26条第1項中「に係る医薬品についての製造販売の承認を受ける日(第24条第3項の規定により通知したときは、通知した日後3年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又は再評価使用成績評価」が終了した日後5年間」と、</p> <p>第34条中「に係る医薬品についての製造販売の承認を受ける日(第24条第3項又は第26条の10第3項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日)又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又は再評価が終了する日まで」と、</p>	<p>定する事項(<b>薬事法施行規則医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則</b>(昭和36年厚生省令第1号)第252条第228条の20 第2項第1号及び第2号に規定する事項であって当該製造販売後臨床試験において発生したものに限る。)と、</p> <p>「当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは「当該被験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、</p> <p>同条第3項中「治験機器概要書」とあるのは「添付文書」と、</p> <p>同条第4項中「治験実施計画書及び治験機器概要書」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と、</p> <p>第34条第1項中「に係る医療機器についての製造販売の承認を受ける日(第32条第3項の規定により通知したときは、通知した日後3年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又は再評価使用成績評価」が終了した日後5年間」と、</p> <p>第53条中「に係る医療機器についての製造販売の承認を受ける日(第32条第3項又は第43条第3項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日)又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又は再評価が終了する日まで」と、</p>	<p>器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第228条の20第4項第1号及び第2号に規定する事項であって当該製造販売後臨床試験において発生したものに限る。)と、</p> <p>「当該被験製品について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは「当該被験製品に係る再生医療等製品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、</p> <p>同条第3項中「治験製品概要書」とあるのは「添付文書」と、</p> <p>同条第4項中「治験実施計画書及び治験製品概要書」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と、</p> <p>第34条第1項中「に係る再生医療等製品についての製造販売の承認(法第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付したもの)を受ける日(第32条第3項の規定により通知したときは、通知した日後3年を経過した日)又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又は再評価が終了した日後5年間(法第23条の25第3項(法第23条の26第5項において読み替えて適用する場合に限る。)に規定する資料を収集するために行った製造販売後臨床試験については、製造販売の承認(法第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付したもの)を除く。第76条において準用する第53条及び第61条において同じ。)を受ける日(第32条第3項の規定により通知したときは、通知した日後3年を経過した日。第76条において準用する第53条及び第61条において同じ。)又は製造販売後臨床試験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日)までの期間」と、</p> <p>第53条中「に係る再生医療等製品についての製造販売の承認を受ける日(第32条第3項又は第43条第3項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日)又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「の再審査又は再評価が終了する日(法第23条の25第3項(法第23条の26第5項において読み替えて適用する場合に限る。)に規定する資料を収集するために行った製造販売後臨床試験については、製造販売の承認を受ける日又は製造販売後臨床試験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日)までの期間」と、</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>第 38 条見出し中「治験事務局」とあるのは「製造販売後臨床試験事務局」と、</p> <p>第 39 条（見出しを含む。）中「<b>治験薬</b>」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験薬」と、</p> <p><b>第 40 条第 2 項中「第 16 条第 6 項又は第 26 条の 2 第 6 項」とあるのは「第 16 条第 6 項」と、</b></p> <p><b>第 40 条第 1 項中「第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定により治験依頼者から又は第 26 条の 6 第 2 項の規定により自ら治験を実施する者」とあるのは「製造販売後臨床試験依頼者」と、</b></p> <p><b>同条第 2 項中「第 24 条第 2 項の規定により治験依頼者から若しくは第 26 条の 10 第 2 項の規定により自ら治験を実施する者」とあるのは「製造販売後臨床試験依頼者」と、</b></p> <p>「通知を受けたとき又は第 24 条第 3 項の規定により治験依頼者から申請書に添付しないことを決定した旨の通知若しくは第 26 条の 10 第 3 項の規定により自ら治験を実施する者から申請書に添付されないことを知った旨の通知」とあるのは「通知」と、</p> <p>第 41 条第 2 項中「に係る医薬品についての製造販売の承認を受ける日（第 24 条第 3 項又は第 26 条の 10 第 3 項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後 3 年を経過した日）又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「<b>の再審査又は再評価専用成績評価</b>が終了する日まで」と、</p> <p>第 42 条第 2 号中「治験実施計画書、<b>治験薬概要書</b>」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 57 条の見出し中「治験事務局」とあるのは「製造販売後臨床試験事務局」と、</p> <p>第 58 条（見出しを含む。）中「<b>治験機器</b>」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験機器」と、</p> <p><b>同条中「治験機器」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験機器」と、第 60 条第 2 項中「第 24 条第 6 項又は第 35 条第 6 項」とあるのは「第 24 条第 6 項」と、</b></p> <p><b>第 60 条第 1 項中「第 28 条第 2 項及び第 3 項の規定により治験依頼者から又は第 39 条第 2 項の規定により自ら治験を実施する者」とあるのは「製造販売後臨床試験依頼者」と、</b></p> <p><b>同条第 2 項中「第 32 条第 2 項の規定により治験依頼者から若しくは第 43 条第 2 項の規定により自ら治験を実施する者」とあるのは「製造販売後臨床試験依頼者」と、</b></p> <p>「通知を受けたとき又は第 32 条第 3 項の規定により治験依頼者から申請書に添付しないことを決定した旨の通知若しくは第 43 条第 3 項の規定により自ら治験を実施する者から申請書に添付されないことを知った旨の通知」とあるのは「通知」と、</p> <p>第 61 条第 2 項中「に係る<b>医療機器</b>についての製造販売の承認を受ける日（第 32 条第 3 項又は第 43 条第 3 項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後 3 年を経過した日）又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「<b>の再審査又は再評価専用成績評価</b>が終了する日まで」と、</p> <p>第 62 条第 2 号中「治験実施計画書、<b>治験機器概要書</b>」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 57 条の見出し中「治験事務局」とあるのは「製造販売後臨床試験事務局」と、</p> <p>第 58 条（見出しを含む。）中「<b>治験製品</b>」とあるのは「盲検状態にした<b>製造販売後臨床試験製品</b>」と、</p> <p>「第 24 条第 6 項又は第 35 条第 6 項」とあるのは「第 24 条第 6 項」と、</p> <p>第 60 条第 1 項中「治験依頼者から又は第 39 条第 2 項の規定により自ら治験を実施する者」とあるのは「製造販売後臨床試験依頼者」と、</p> <p>同条第 2 項中「治験依頼者から若しくは第 43 条第 2 項の規定により自ら治験を実施する者」とあるのは「製造販売後臨床試験依頼者」と、</p> <p>「通知を受けたとき又は第 32 条第 3 項の規定により治験依頼者から申請書に添付しないことを決定した旨の通知若しくは第 43 条第 3 項の規定により自ら治験を実施する者から申請書に添付されないことを知った旨の通知」とあるのは「通知」と、</p> <p>第 61 条第 2 項中「に係る<b>再生医療等製品</b>についての製造販売の承認を受ける日（第 32 条第 3 項又は第 43 条第 3 項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後 3 年を経過した日）又は治験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間」とあるのは「<b>の再審査又は再評価</b>が終了する日（法第 23 条の 25 第 3 項（法第 23 条の 26 第 5 項において読み替えて適用する場合に限る。）に規定する資料を収集するために行った製造販売後臨床試験については、製造販売の承認を受ける日又は製造販売後臨床試験の中止若しくは終了の後 3 年を経過した日のうちいずれか遅い日）までの期間」と、</p> <p>第 62 条第 2 号中「治験実施計画書、<b>治験製品概要書</b>」とあるのは「製造販売後臨床試験実施計画書」と読み替えるものとする。</p>
<p>第6章 治験の依頼等の基準</p> <p>（法第 80 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める基準）</p> <p>第 57 条</p> <p>法第 80 条の 2 第 1 項に規定する治験の依頼についての厚生労働省令で定める基準は、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 7 条第 1 項（第 9 号及び第 11 号から第 13 号までを除く。）、第 8 条第 1 項、第 11 条、第 13 条（同条第 1 項第 10 号、第 12 号から第 15 号まで及び第 17 号を除く。）、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。</p>	<p>（法第 80 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める基準）</p> <p>第 77 条</p> <p>法第 80 条の 2 第 1 項に規定する治験の依頼についての厚生労働省令で定める基準は、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 7 条第 1 項（第 9 号及び第 11 号から第 13 号までを除く。）、第 8 条第 1 項、第 11 条、第 13 条（同条第 1 項第 10 号、第 12 号から第 15 号まで及び第 17 号を除く。）、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。</p>	<p>（法第 80 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める基準）</p> <p>第 77 条</p> <p>法第 80 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める基準は、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 7 条第 1 項（第 9 号及び第 11 号から第 13 号までを除く。）、第 8 条第 1 項、第 11 条、第 13 条（同条第 1 項第 10 号、第 12 号から第 15 号まで及び第 17 号を除く。）、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>この場合において、第 4 条第 1 項中「実施医療機関及び治験責任医師の選定、<b>治験薬の管理、副作用情報等</b>の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に係る」とあるのは「<b>治験薬の管理及び記録の保存</b>」と、        第 5 条中「試験その他治験の依頼をするために必要な試験」とあるのは「<b>試験</b>」と、        第 13 条第 1 項中「前条の規定により」とあるのは「<b>治験の依頼及び管理に係る</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>(法第 80 条の 2 第 4 項の厚生労働省令で定める基準) 第 58 条</p> <p><b>治験依頼者が治験を依頼する場合において、治験の依頼を受けた者に係る法第 80 条の 2 第 4 項に規定する治験をすることについての厚生労働省令で定める基準</b>は、第 27 条から第 55 条まで(第 29 条第 1 項第 2 号、第 31 条第 4 項、第 32 条第 4 項及び第 7 項、第 33 条第 3 項並びに第 48 条第 3 項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 自ら治験を実施する者が<b>治験を実施する場合において、に係る法第 80 条の 2 第 4 項に規定する治験をすることについての厚生労働省令で定める基準</b>は、第 15 条の 2 第 1 項、第 15 条の 3、第 15 条の 4 第 1 項(第 10 号及び第 12 号から第 14 号までを除く。)、第 15 条の 5 第 1 項、第 15 条の 7(第 9 号、第 10 号及び第 12 号から第 14 号までを除く。)、第 15 条の 9、第 26 条の 2(第 1 項第 5 号及び第 7 号を除く。)、第 26 条の 7 第 1 項及び第 3 項、第 26 条の 12 第 5 号(第 1 号から第 4 号までを除く。)、第 27 条から第 55 条まで(第 29 条第 1 項第 1 号、第 32 条第 6 項及び第 8 項並びに第 48 条第 2 項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>この場合において、第 15 条の 2 第 1 項中「<b>治験実施計画書の作成、治験薬の管理、副作用情報等</b>の収集、記録の保存その他の治験の実施の準備及び管理に係る」とあるのは「<b>治験薬の管理及び記録の保存</b>」と、        第 15 条の 3 中「<b>試験その他治験を実施するために必要な試験</b>」とあるのは「<b>試験</b>」と、        第 26 条の 2 第 5 項中「<b>製造数量等の製造</b>」とあるのは「<b>製造数量</b>」と、「<b>安定性等の品質</b>」とあるのは「<b>品質</b>」と、        第 26 条の 12 中「<b>適切に保存</b>」とあるのは「<b>保存</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>(法第 80 条の 2 第 5 項の厚生労働省令で定める基準) 第 59 条</p>	<p>この場合において、第 4 条第 1 項中「<b>実施医療機関及び治験責任医師の選定、治験機器の管理、治験機器の不具合に関する情報等</b>(以下「<b>不具合情報等</b>」といふ。)の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に係る」とあるのは「<b>治験機器の管理及び記録の保存</b>」と、        第 5 条中「<b>試験その他治験の依頼をするために必要な試験</b>」とあるのは「<b>試験</b>」と、        第 13 条第 1 項中「<b>前条の規定により</b>」とあるのは「<b>治験の依頼及び管理に係る</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>(法第 80 条の 2 第 4 項の厚生労働省令で定める基準) 第 78 条</p> <p><b>治験依頼者が治験を依頼する場合において、治験の依頼を受けた者に係る法第 80 条の 2 第 4 項に規定する治験をすることについての厚生労働省令で定める基準</b>は、第 46 条から第 75 条まで(第 48 条第 1 項第 2 号、第 50 条第 4 項、第 51 条第 4 項及び第 7 項、第 52 条第 3 項並びに第 68 条第 3 項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 自ら治験を実施しようとする者が<b>治験を実施する場合において、に係る法第 80 条の 2 第 4 項に規定する治験をすることについての厚生労働省令で定める基準</b>は、第 16 条第 1 項、第 17 条、第 18 条第 1 項(第 10 号及び第 12 号から第 14 号までを除く。)、第 19 条第 1 項、第 21 条(第 9 号、第 10 号及び第 12 号から第 14 号までを除く。)、第 23 条、第 35 条(第 1 項第 5 号及び第 7 号を除く。)、第 40 条第 1 項及び第 3 項、第 45 条第 5 号(第 1 号から第 4 号までを除く。)並びに第 46 条から第 75 条まで(第 48 条第 1 項第 1 号、第 51 条第 6 項及び第 8 項並びに第 68 条第 2 項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>この場合において、第 16 条第 1 項中「<b>治験実施計画書の作成、治験機器の管理、不具合情報等</b>の収集、記録の保存その他の治験の実施の準備及び管理に係る」とあるのは「<b>治験機器の管理及び記録の保存</b>」と、        第 17 条中「<b>試験その他治験を実施するために必要な試験</b>」とあるのは「<b>試験</b>」と、        第 35 条第 5 項中「<b>製造数量等の製造</b>」とあるのは「<b>製造数量</b>」と、「<b>安定性等の品質</b>」とあるのは「<b>品質</b>」と、        第 45 条中「<b>適切に保存</b>」とあるのは「<b>保存</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>(法第 80 条の 2 第 5 項の厚生労働省令で定める基準) 第 79 条</p>	<p>この場合において、第 4 条第 1 項中「<b>実施医療機関及び治験責任医師の選定、治験製品の管理、治験製品の不具合に関する情報等</b>(以下「<b>不具合情報等</b>」といふ。)の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に係る」とあるのは「<b>治験製品の管理及び記録の保存</b>」と、        第 5 条中「<b>試験その他治験の依頼をするために必要な試験</b>」とあるのは「<b>試験</b>」と、        第 13 条第 1 項中「<b>前条の規定により</b>」とあるのは「<b>治験の依頼及び管理に係る</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>(法第 80 条の 2 第 4 項の厚生労働省令で定める基準) 第 78 条</p> <p>治験の依頼を受けた者に係る法第 80 条の 2 第 4 項の厚生労働省令で定める基準は、第 46 条から第 75 条まで(第 48 条第 1 項第 2 号、第 50 条第 4 項、第 51 条第 4 項及び第 7 項、第 52 条第 3 項並びに第 68 条第 3 項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2 自ら治験を実施する者が治験を実施する場合においては、法第 80 条の 2 第 4 項の厚生労働省令で定める基準は、第 16 条第 1 項、第 17 条、第 18 条第 1 項(第 10 号及び第 12 号から第 14 号までを除く。)、第 19 条第 1 項、第 21 条(第 9 号、第 10 号及び第 12 号から第 14 号までを除く。)、第 23 条、第 35 条(第 1 項第 5 号及び第 7 号を除く。)、第 40 条第 1 項及び第 3 項、第 45 条(第 1 号から第 4 号までを除く。)並びに第 46 条から第 75 条まで(第 48 条第 1 項第 1 号、第 51 条第 6 項及び第 8 項並びに第 68 条第 2 項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>この場合において、第 16 条第 1 項中「<b>治験実施計画書の作成、治験製品の管理、不具合情報等</b>の収集、記録の保存その他の治験の実施の準備及び管理に係る」とあるのは「<b>治験製品の管理及び記録の保存</b>」と、        第 17 条中「<b>試験その他治験を依頼するため必要な試験</b>」とあるのは「<b>試験</b>」と、        第 35 条第 5 項中「<b>製造数量等の製造</b>」とあるのは「<b>製造数量</b>」と、「<b>安定性等の品質</b>」とあるのは「<b>品質</b>」と、        第 45 条中「<b>適切に保存</b>」とあるのは「<b>保存</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>(法第 80 条の 2 第 5 項の厚生労働省令で定める基準) 第 79 条</p>

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 最終改正: 平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 87 号	再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号)
<p>法第 80 条の 2 第 5 項に規定する治験の管理についての厚生労働省令で定める基準は、第 16 条(第 1 項第 5 号及び第 7 項を除く。)、第 21 条第 1 項並びに第 26 条第 1 項(第 1 号から第 4 号までを除く。)及び第 2 項の規定を準用する。</p> <p>この場合において、第 16 条第 5 項中「製造数量等の製造に関する」とあるのは「製造数量」と、</p> <p>「安定性等の品質」とあるのは「品質」と、</p> <p>第 26 条第 1 項中「適切に保存」とあるのは「保存」と読み替えるものとする。</p>	<p>法第 80 条の 2 第 5 項に規定する治験の管理についての厚生労働省令で定める基準は、第 24 条(第 1 項第 5 号及び第 7 項を除く。)、第 29 条第 1 項並びに第 34 条第 1 項(第 1 号から第 4 号までを除く。)及び第 2 項の規定を準用する。</p> <p>この場合において、第 24 条第 5 項中「製造数量等の製造」とあるのは「製造数量」と、</p> <p>「安定性等の品質」とあるのは「品質」と、</p> <p>第 34 条第 1 項中「適切に保存」とあるのは「保存」と読み替えるものとする。</p>	<p>法第 80 条の 2 第 5 項の厚生労働省令で定める基準は、第 24 条(第 1 項第 5 号及び第 7 項を除く。)、第 29 条第 1 項並びに第 34 条第 1 項(第 1 号から第 4 号までを除く。)及び第 2 項の規定を準用する。</p> <p>この場合において、第 24 条第 5 項中「製造数量等の製造」とあるのは「製造数量」と、</p> <p>「安定性等の品質」とあるのは「品質」と、</p> <p>第 34 条第 1 項中「適切に保存」とあるのは「保存」と読み替えるものとする。</p>